

平成 24 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 9 3

平成 25 年 3 月 13 日（水曜日）

文教福祉委員会会議録

平成25年3月13日 水曜日

午前10時00分開議

午後 6時36分開議（実時間420分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）
1. 議案第2号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第3号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第58号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第6号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第7号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第8号・平成25年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第14号・平成25年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第33号・八代市立保寿寮条例の一部改正について
1. 議案第34号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
1. 議案第35号・八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
1. 議案第46号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について
1. 議案第47号・八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
1. 議案第48号・八代市立希望の里たいよう条例の一部改正について
1. 議案第49号・八代市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
1. 議案第50号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について
1. 議案第59号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について
1. 議案第51号・八代市立小学校設置条例の一部改正について
1. 議案第52号・八代市立幼稚園条例の一部改正について
1. 議案第53号・八代市二見自然の森条例の一部改正について
1. 平成22年請願第2号・八代市立白島ざんが保育園民営化反対について
1. 平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について
1. 平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続について
1. 平成24年陳情第11号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査（八代市教育振興基本計画について）（体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について）
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 松 永 純 一 君

副委員長	西	濱	和	博	君
委員	上	村	哲	三	君
委員	庄	野	末	藏	君
委員	飛	石	順	子	君
委員	福	嶋	安	徳	君
委員	前	垣	信	三	君
委員	矢	本	善	彦	君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長兼 福祉事務所長	上	田	淑	哉	君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	堀		泰	彦	君
障がい福祉課長兼 障がい者虐待防止センター所長	碓	塚	康	浩	君
国保ねんきん課長	小	林	眞	二	君
国保ねんきん課副主幹兼 後期高齢者医療係長	梅	野	展	文	君
長寿支援課長	國	岡	雄	幸	君
こども未来課長	松	村		浩	君
生活援護課長	小	薮		正	君
はつらつ健康課長	蒲	生	尚	子	君
教育部長	北	岡		博	君
教育部次長	釜		道	治	君
教育施設課長	増	住	眞	也	君
図書館館長	濱	田	大	祐	君
学校教育課長	塚	副		徹	君
教育総務課長	和久田		敬	史	君
生涯学習課長	宮	崎	和	喜	君

○記録担当書記 小 川 孝 浩 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（松永純一君） 皆さんおはようござ

います。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（松永純一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、健康福祉部から、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、一括して説明します。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部でございます。お世話になります。

それでは、議案第1号の民生費及び衛生費につきまして、健康福祉部の堀次長より説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の堀でございます。よろしく願いいたします。座らせていただき、説明を続けさせていただきますま

す。

それでは、議案第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号のうち健康福祉部が所管いたします第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。第3款・民生費では1億7560万円を追加し、202億1020万6000円とし、その内訳は、第1項・社会福祉費に1億3997万5000円を追加し、91億3926万6000円としております。

第2項・児童福祉費では3562万5000円を追加し、82億5537万8000円としております。

また、第4款・衛生費では、第1項・保健衛生費に1735万4000円を追加し、16億6963万8000円計上いたしております。

3月補正の内容を御説明いたします。13ページをお願いいたします。下のほうの表になります。第3款・民生費、項の1・社会福祉費、目の4・障害福祉対策費に1億3997万5000円を追加計上し、補正後の金額を29億5902万7000円といたしております。

財源内訳の国県支出金は1億468万円で、その主なものは、障害福祉サービス国支出金に3266万7000円、同じく県支出金に1633万3000円、障がい児通所支援事業国負担金に3336万6000円、同じく県負担金に1668万3000円などでございます。

まず、節の12・役務費については39万7000円を計上し、節の20・扶助費に1億3957万8000円を計上いたしております。

説明欄ですが、障害福祉サービス給付事業に6555万円でございます。この補正は、対象者の範囲が拡大したことにより、対象者数と1人当たりのサービス事業量が予想以上に増加したことによるものでございます。

主な事業について御説明いたしますと、就労

継続支援A型につきましては、市外の事業所を利用する方が増加、平成23年度の実績772件に対し、当初予算の見込みでは925件といたしておりましたが、現時点の見込みでは1167件と、242件の増見込みとなり、扶助費予算の不足が3241万円生じたものでございます。

また、共同生活援助、いわゆるグループホームにおきましては、市内2事業所、新規開設となりました、絆とあかりの利用分が増加し、また、市近郊事業所での利用も増加しております、平成23年度実績1007件に対し、当初予算では1068件と見込んでおりましたが、現在は1331件になると、263件の増加見込みで、扶助費予算の不足が2900万円と見込んでおるところでございます。

次に、障がい児通所支援事業に6691万5000円でございます。法改正及び新規事業所の開設により、利用者の増加及び1人当たりの利用料の増加に伴い、当初予算見込みよりも2655件の増加が見込まれ、予算では扶助費6533万5000円の増加を見込んでいるところでございます。

その内訳を御説明いたしますと、法改正により新たなサービス体系によりまして、障害児支援の強化が図られましたが、平成24年度、平成24年度当初予算作成時点では、法改正後のサービス内容の詳細、特に報酬単価が国から示されていなかったことから、これまでの児童デイサービスの平成23年度決算見込みから1364件を計上いたしておりました。平成24年度は、実際は旧児童デイサービスが対象年齢により、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業に分かれて実施され、24年度になりまして、新規に事業所が3カ所、3月にパステル、4月にゆいまーるとわっごが、新規に開設されたこともあり、児童発達支援が983件、放課後等デイサービスが1345件と、計23

28件となり、当初の見込みに対し964件の大幅な増加が見込まれておりまして、加えて、1人当たりの利用料が増加したこと、報酬単価が高くなったことが給付費の大幅な増額の主な要因となったものでございます。この事業は、25年度当初予算での要求におきましても、増額をお願いいたしておるところでもございます。

次の更生医療給付事業に751万円を追加いたしております。この補正は、生活保護受給者の人工透析及び心臓手術などの1件当たりの医療費の増加により不足が生じたものでございます。

次の14ページをお願いいたします。款の3・民生費、項の2・児童福祉費、目の3・保育所費に3562万5000円を追加し、48億8797万6000円といたしております。

財源内訳の国県支出金は、3160万3000円で、その内訳は、保育所運営費国庫負担金2106万9000円と、保育所運営費県負担金1053万4000円でございます。財源内訳のその他302万6000円は、保育料でございます。

節の内訳としましては、節の13・委託料に2917万6000円、節の19・負担金補助及び交付金に644万9000円でございます。

説明欄でございますが、私立保育所児童保育委託は、私立保育園の入所児童数が延べ628人、当初見込みよりも増加いたしましたため、不足が見込まれます2714万9000円を追加計上するものでございます。

同じく管外公立保育所児童保育委託は、出産のために一時的に実家近くの保育所を利用されるなど、八代市外の公立保育園に保育を委託するわけですが、こちらも入所児童数が延べ9人、当初見込みよりも増加しましたため、不足が見込まれる202万7000円を追加計上い

たしております。

また、保育所に障害児を受け入れる場合、その安全性を確保されるよう保育士を配置するとともに、その障害の特性に応じた児童の心身の健全な発達を促すこととしておりますが、当初予算での見込みと比較いたしまして、私立保育所において、障害児保育対象児童が4名、44月分、軽度障害児保育対象児童が11名、119月分増加いたしましたため、障がい児保育事業補助金に644万9000円を追加いたしております。

次に、第4款・衛生費、項の1・保健衛生費、目の1・保健衛生総務費に1735万4000円を追加計上し、補正後の金額を12億601万8000円といたしております。

財源内訳の国県支出金は、乳幼児医療費助成事業費県補助金421万8000円を予定しております。この乳幼児医療費助成事業では、24年10月からの外来診療分について、窓口無料化を行いました。受診の増加及び請求が即時行われたことにより、医療費助成の見込み額が増加したことによるものでございます。

内訳としまして、節の12・役務費でございます。47万9000円を計上しております。審査支払い手数料の増分となります。節の20・扶助費には1687万5000円を計上いたしております。こちらは医療費助成の増分でございます。

以上が、今回3月補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい、13ページの障害福祉対策費のとき、障害福祉サービス給付事業で、市内近郊の事業所ちゅう話がありました

が、その割合、市内近郊ということは、市外ということで理解していいんでしょうか。

それから、近郊と、それから、市内の事業所に対する割合というのはどれぐらいかわかりますか。

○委員長（松永純一君） はい、砦塚障がい福祉課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） はい、障がい福祉課の砦塚です。よろしくお願いいたします。

今、議員御質問の近郊というのは、例えば、宇城ですとか、市外ですね、そういう近郊、郡とかですね、そちらのほうの利用もふえてきたということでございまして、今の利用割合といいますか、その市外の分については7割程度、10分の7割程度が市外分ということになります。よろしいでしょうか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） ちょっと聞き方が悪かったかな。今度の補正の分の10分の7が市外ということ。それと、全体に対しての割合はって聞いたんだけど。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） 全体に対してです。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） ということはですね、市内に、その対象となる事業所が不足しているということがあるんですか。

○委員長（松永純一君） はい、砦塚課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） はい、A型、就労継続支援A型というのがありまして、これは最低賃金を守って、雇用契約を結んでということになります。今、市内でも幾つかできつつはあるんですけれども、利用者のほうからいいますと、賃金がある程度高いところで保証されるといい

ますか、それで、希望者は非常に多いんですけども、A型をやる事業所さんのほうがですね、現状のところ、市内よりも近郊、市外といいますか、近くのとこにできつつあるもんですから、利用者としては、そちらのA型を使いたいということですね、まあ、市内のほうで不足しているかどうかといいますと、それだけニーズがあればですね、A型、もっとふえてもいいのかなと思いますが、現状としては市内のほうが少ないということになります。

○委員（上村哲三君） はい、結構です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、第3款・民生費及び第4款・衛生費については終了し、これより採決いたします。

議案第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）

○委員長（松永純一君） 次に、議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、健康福祉部から、歳出の第4款・衛生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、議案第56号の衛生費、第4款・衛生につきまして、堀次長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい、引き続きまして、第10号の説明を続けさせていただければと思います。よろしくよろしくお願いいたします。（委員上村哲三君「ゆっくりしゃべんなっせ。ちょっと速か」と呼ぶ）

議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号のうち、健康福祉部が所管します第4款・衛生費につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。第4款・衛生費では、第1項・保健衛生費に374万5000円を追加し、16億7338万3000円計上いたしております。

3月補正の内容を御説明いたします。13ページをお願いいたします。真ん中の表になります。第4款・衛生費、項の1・保健衛生費、目の1・保健衛生総務費に374万5000円を追加計上し、補正後の金額を12億976万3000円といたしております。

財源内訳の国県支出金につきましては、国土交通省所管の国庫補助、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金132万5000円を予定しております。残りを一般財源で措置するものでございます。補助率は3分の1でございます。

これは、今回の国の第1次補正予算に伴います重点分野の一つであります復興・防災対策と

して、市立病院の耐震第二次診断調査業務委託等に係る費用の補正を行うに当たり、市立病院に対しまして繰り出すものでございます。

以上が、今回追加しました3月補正をお願いする内容でございます。御審議ほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 第4款・民生費については終了いたします。

執行部入れかえのために小会します。

（午前10時16分 小会）

（午前10時18分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

それでは、引き続き第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部でございます。大変お世話になります。

議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号でございますが、第9款・教育費11億3137万8000円のうち、教育委員会関係分といたしまして、11億2814万円をお願いいたしております。

その詳細な内容につきましては、釜教育部次長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育部次長（釜 道治君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、釜教育部次長。

○教育部次長（釜 道治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） よろしく願いをいたします。済みません、座っていたします。

○委員長（松永純一君） どうぞ。

○教育部次長（釜 道治君） まず、今回の補正の趣旨でございますが、国の平成24年度第1次補正に伴い、学校施設の耐震化を促進するため、25年度に予定している耐震化工事及び26年度に予定している耐震化工事の一部について、前倒しを行うというのが趣旨でございます。

それでは、早速、予算書の3ページをお願いいたします。款9・教育費につきまして、市民協働部も含め11億3137万8000円の補正をお願いしております。

小学校費で1億3186万1000円、中学校費で7億5810万4000円、特別支援学校費で2億3817万5000円でございます。部長が申しましたように、教育部所管分が11億2814万円でございます。

早速、個々の内容について説明をさせていただきます。資料の16ページと17ページを説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。資料16ページでございます。款9・教育費、項2・小学校費、目3・学校建設費に1億3186万1000円の補正をお願いいたします。

特定財源の内訳としましては、国県支出金3507万3000円、これは学校施設環境改善交付金を充てるものでございます。地方債9650万円については、緊急防災・減災事業債を充てさせていただきます。節については、工事請負費に1億3186万1000円を補正するものでございます。

事業の内容は、説明欄記載の八千把小学校校

舎耐震改修事業8289万と、金剛小学校体育館耐震改修事業4897万1000円でございます。

まず、八千把小学校校舎耐震改修事業につきましては、現在の校舎、これは鉄筋コンクリートづくり4階建て、面積1646平米でございますが、I s 値が0.33ということから、耐震補強工事を予定するものでございます。改修の内容については、RC壁新設6カ所、ブレース新設10カ所でございます。

なお、今回補正をお願いしておりますものについては、25年度への繰越明許をお願いをするものでございます。以降の事業についても、同様に25年度への繰り越しをお願いするものでございます。

金剛小学校体育館耐震改修事業につきましては、現在の体育館、鉄骨づくりの2階建て614平米でございますが、I s 値0.43ということから、耐震補強工事を行います。ブレース撤去8カ所、ブレース新設10カ所を予定しております。

次に、17ページでございますが、項3・中学校費に7億5810万4000円の補正をお願いいたします。国県支出金1億7107万円については、学校施設環境改善交付金でございます。地方債5億7690万円については、緊急防災・減災事業債と、一部に合併特例債を充てるものでございます。

事業的には、第四中学校体育館改築事業4億366万9000円と、泉中学校校舎耐震改修事業3億5443万5000円でございます。第四中学校体育館改築事業につきましては、既存の体育館がI s 値0.18等々の理由から、改築に入ることとございまして、新しい体育館につきましては、体育館の部分が鉄筋コンクリート、武道場の部分が鉄骨づくりで、2階建てでございます。体育館の面積が1491平米、武道場が443平米、合計1934平米

でございます。総工事費といたしまして、体育館、武道場合わせて５億１３３８万円でございます。

今回の補正につきましては、体育館の改築工事部分３億２７６６万９０００円と、武道館の改築工事分７６００万円、合計の４億３６６万９０００円をお願いしておるものでございます。

なお、体育館の残部分といいますか、その部分につきましては、本来一体的に３月補正に追加の計上を予定しておったところでございますが、体育館改築費用の一部である既存の体育館の面積より拡充する部分の経費については、２４年度ではなく２５年度予算において、国の補助対象となるということが判明をいたしましたので、残部分については、これまた、後ほどお願いをいたしますが、２５年度１号補正で、その額を補正のお願いをさせていただくところでございます。

泉中学校校舎耐震改修事業につきましては、現校舎が鉄筋コンクリートづくり３階建て、面積２７４２平米でございます。Ｉｓ値０．４０ということで、耐震補強工事と大規模改造を行います。

改修の内容は、ＲＣ壁新設８カ所、ＲＣ壁撤去４カ所と、ブレース新設２３カ所を予定をいたしておるところでございます。

次に、項４・特別支援学校費には２億３８１７万５０００円の補正をお願いをいたしておるところでございます。

特定財源といたしまして、学校施設環境改善交付金を予定いたしております。また、地方債１億３８４０万円については、緊急防災・減災事業債を充てる予定といたしております。

事業の内訳としましては、特別支援学校校舎改築事業２億１０１１万１０００円と、特別支援学校体育館耐震改修事業２８０６万４０００円でございます。

特別支援学校校舎改築事業につきましては、Ｉｓ値０．３未満の校舎が複数あるという、これまで御報告をいたしており、既に事業化いたしておりますが、そういう理由から、校舎を改築をするということでございまして、新しい校舎については、鉄筋コンクリートづくり２階建て、３０４１平米の校舎を建設をいたします。

校舎改築工事の総工費につきましては、９億６７５２万円ということでございます。今回３月補正をお願いしておりますのが、今回の対策にそぐう部分の２億１０１１万１０００円を補正でお願いしておるところでございます。

なお、この事業については、２５年度当初予算で校舎の１期工事の残の部分、３億２２０２万５０００円、そして、２６年度に２期工事ということで４億３５３８万４０００円を予定し、事業の完了を目指してまいりますので、債務負担行為を２５年度の当初の部分と、２６年度の予算部分について、計７億５７４０万９０００円の債務負担行為をお願いをいたしておるところでございます。

特別支援学校体育館耐震改修事業につきましては、現体育館が鉄骨づくり２階建て、３２２平米でございますが、Ｉｓ値０．５１ということから、耐震補強工事を行います。ブレースの撤去３カ所、新たにブレースを新設４カ所をし、耐震補強を行うという内容でございます。

以上、補正の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前垣信三君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい、済みません、お尋ねですが、今回の場合は、繰り越しになるというお話をされたんですが、ということは、実際の発注時期はどれぐらいになるんですか。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設

課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 今回前倒しをすることによりまして、入札行為に素早くかかれますので、入札の準備に大体1カ月半ぐらい、程度かかります。したがって、5月前ぐらいに契約ができるというふうに考えております。

○委員（前垣信三君） はい、いいです。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、今回の補正への予算計上という御説明をいただいたところですが、当初予定していた来年度以降の事業の前倒しということも理解できました。しかしながら、現時点でいくと、年度末で、今前垣委員さんからお話があったように、繰り越しということ、実質、状況もよく理解できているところですが、今回前倒しすることによって、個々の校舎なり体育館の工程スケジュールというのは、実質期間の短縮につながるものでしょうか。つながるとしたら、どこか例をとってですね、御説明いただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

○委員長（松永純一君） はい、増住課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 今の御質問でございますけれども、25年度、例えば当初予算をつけていただきますと、それから、国のほうに申請というか、形になるんですが、内示のほうですね、6月ごろになります。それから、入札の準備にかかるということになりますので、実際に業者さんが決まってしまうのが7月、夏休み前か入ったところになるだろうと。そういうことになると、夏休み、学校施設ですの、できるだけ夏休み期間を中心的に、集中的に工事をしたいというふうに考えておるんですが、当初のスケジュールでございますと、どうしても夏休みにかかってしまって、夏休みの終わりぐらいからしか工事にかかれないというような状況になります。そういうことから、

予算上はですね、2週間ぐらいの差ししかありませんけれども、実際の工程につきましては、何カ月かの違いが出てくるというふうに考えております。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、私も、同じく夏休みを有効利用するということは、子供たち、学校関係者にとっても非常に有意だというふうに思っておりましたので、そういうことが実際できるということが確認できましたので、安心しました。大変過密な作業、年度末にかけてあるかと思いますが、一生懸命頑張っていただけだと思います。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 17ページの中学校の学校建設費の地方債のところで、合併特例債の割合はどれぐらいなのか、金額は。地方債5億7690万の中でどれぐらいですか。

もう一個が、緊急防災・減災事業債だったけど。合併特例債の割合を教えてください。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 割合自体は、合併特例債の場合ですと95%になります。

（委員上村哲三君「この金額の中で、合併特例債はどれだけ使っているのという意味よ。合併特例債の、それは償還のあれやないの、そんなくらは知つとうよ」と呼ぶ） 済みません、5億7600万のですね、中で、これが四中の分が1億……

○教育部次長（釜 道治君） はい、じゃあ、私のほうから。

○委員長（松永純一君） はい、釜次長。

○教育部次長（釜 道治君） 5億7690万

のうち合併特例債は1億7870万円でございます。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） はい、もう一ついいですか。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） この改修設計自体は、もう終わっとるんですかね、評価委員会の判定も含めて。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住眞也君） はい、終わっております。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（前垣信三君） いいです。

○委員長（松永純一君） はい、ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） はい、もう一つ。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい、特別支援学校のほうの改築事業で、債務負担行為ちゅうことだったけど、年度をまたぐからなの。

それと、工事に当たっては、最初の入札、あるんだろうけど、それが継続して行われるということで理解していいですか。改めて違う業者がどうのこうのという関係はないですね。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 養護学校につきましては、24年度の今度の前倒しという形になりますので、実際には25年、26年で工事が行われます。今回予算が上がってる分と、それから、債務負担にお願いをした分で9億5000万ぐらいの工事になりますけども、それで、本体工事については一括で発注をいたしま

して、年度ごとに、その割合といいますか、面積割合というか、そういう形での予定をしております。工事は、おっしゃるとおり、一括して、そのまま進むという形になります。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、第9款・教育費については終了し、これより採決いたします。

議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのために小会します。

（午前10時36分 小会）

（午前10時36分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に返します。

◎議案第2号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（松永純一君） 次に、議案第2号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） 上田健康福祉部部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、それでは、議案第2号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号につきまして、国保ねんきん課の小林課長より説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の小林でございます。よろしく申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、お手元でございます議案第2号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3828万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億9854万6000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出から説明させていただきます。8ページをお願いいたします。款7、項1・共同事業拠出金、目1・高額医療費共同事業医療費拠出金で、節19・負担金補助及び交付金5214万5000円の減額及び目2・保険財政共同安定化事業拠出金の2億8175万2000円の減額は、共同事業の対象となる医療費に係る本年度拠出金が確定したことによる補正でございます。

次の款9・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金で、節23・償還金利子及び割引料2億9505万7000円は、平成23年度精算金でございます。これは、国から概算で交付されておりました療養給付費等負担金が確定したことに伴いまして、超過分を国へ返還するものでございます。

次の項3・繰出金、目1・他会計繰出金で、節28・繰出金56万円は、病院事業会計への繰出金でございます。これは本市国保直診病院である市立病院で実施しました医師・看護師等の確保対策に要した費用が、特別調整交付金で財源手当てされることから、対象事業費相当分を繰り出すものでございます。なお、対象は事業費の3分の2でございます。

次に、戻って6ページをお願いいたします。2、歳入でございます。款3・国庫支出金、項1・国庫負担金、目2・高額医療費共同事業負担金、節1・現年度分1303万6000円の減額は、歳出で説明いたしました高額医療費共同事業医療費拠出金の減額補正に伴うものでございます。

次の項2・国庫補助金、目1・財政調整交付金、節2・特別調整交付金56万円は、歳出でありました病院事業会計繰出金の補正に伴うものでございます。

次の款4、項1、目1、節1・療養給付費等交付金は、1億7233万4000円でございます。これは社会保険診療報酬支払基金から、平成23年度に概算で交付されておりました退職者医療交付金の交付額が確定したことにより、不足分の追加交付を受けるものでございます。

7ページをお願いいたします。次の款6・県支出金、項1・県負担金、目1・高額医療費共同事業負担金、節1・現年度分1303万6000円の減額は、先ほどの国庫負担金と同様に高額医療費共同事業医療費拠出金の減額補正に伴うものでございます。

次の款7、項1・共同事業交付金、目1、節1・高額医療費共同事業交付金の1億7616万円の減額及び目2、節1・保険財政共同安定化事業交付金の4547万5000円の減額は、共同事業の対象となる医療費に係る本年度交付金が確定したことによる補正でございま

す。

最後に、款 10・繰越金 3653万3000円は、歳出の補正財源とするものでございます。

以上、第2号補正の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第2号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号

○委員長（松永純一君） 次に、議案第3号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、議案第3号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号につきまして、長寿支援課の國岡課長より説明させていただきますので、どうぞよろしく願います。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援

課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の國岡でございます。済みません、着席して、説明させていただきます。

それでは、議案第3号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号について御説明いたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1075万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億8606万8000円といたしております。

それでは、補正予算の内容を歳出のほうから御説明いたします。6ページをお開きいただきたいと思います。同ページ下段に、第5款・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金及び還付加算金で1075万7000円を計上いたしております。これは、県の監査等により確認された介護保険事業者による、いわゆる平成19年度分及び平成23年度分の介護報酬の不正受給に関しまして、その財源として交付されておりました国県負担金などの返還、並びに昨年実施されまして、県が受けた会計検査による指摘及び過大交付に係る調整交付金を国へ返還するものでございます。

その内訳といたしましては、平成19年度精算分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金、通称支払基金と申しますけれども、そちらのほうへの返還金279万9000円、不正受給分でございます。それと、国庫への返還金が436万円、これは、内訳は不正受給分が180万6000円、それと、県が受けた会計検査指摘分といたしまして255万4000円でございます。それから、県への返還金112万8000円、これは不正受給分そのものでございます。

また、平成23年度精算分として国庫へ247万円、これにつきましては、不正受給分169万円と過大交付分78万円ということで、この額を返還するものでございます。

引き続き歳入のほうを御説明いたします。前ページ、5ページのほうをごらんいただきたいと思います。第5款・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金の節2・過年度分333万4000円は、平成23年度中に入るべき県負担金が入らなかったことから、過年度分として今年度に入る負担金、いわゆる追加交付額でございますけれども、それと、会計検査指摘分255万4000円及び過大交付分78万円の財源でございます。

次に、第9款・諸収入、項3・雑入、目3・雑入の節1・雑入742万3000円につきましては、不正受給に係る介護保険事業者からの介護報酬返還金、平成19年度分が573万3000円、平成23年度分が169万円の合計の742万3000円ということでございます。

以上が、補正予算の概要説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） この予算の件に直接絡むちゃけど、不正受給のね、チェックというのは、近ごろ新聞で、必ず月に1件か2件は載ってくるわけですね。チェックが、会計検査院、先ほどの説明じゃ、会計検査院の指摘も受けて、何か二重のチェックが行われたみたいない感じだけど、元来の不正受給のチェックというのは、どういうふうなシステムでやってくるんですか。過年度分にしか、それも対応できないのかな。現年度分は、なかなか難しいんですよ。そこまで含めて教えてください。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、今回御提案申し上げております返還金につきましては、大きく分けまして、不正受給に関する財源の返還金、それと、県が受けた会計検査の指摘に対する返還金、それと、過大交付ですね、八代市が過大で交付してもらった分を、今年度返還する分でございます。

不正受給につきましてはですね、いわゆる情報提供とか、いわゆる内部調査をいたしまして、その結果監査をして、監査の結果、いわゆる不正受給ということが判断されたものにつきましてはですね、行政処分のほかに返還金、不正受給の返還金につきましては、当然八代市のほうが返還を求めなければいけませんけれども、それにつきましては、そのように八代市のほうが返還を求めます。ただし、その返還金につきましては財源がありまして、今申しましたように、その財源につきましては、不正受給というのは、給付費やなかったということで、国県から交付された財源につきましては、返さなきゃいけないということになります。

不正受給につきましては、なかなか直近で判断が難しいものがあります。いわゆる後ですね、いわゆる情報提供とか、例えば、県の指導監査とかで、一応調査の結果、監査の結果発覚して、返還が生じたというケースがほとんどでございます。

現年分につきましては、なかなか大変難しいものがございます。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） それと、各法人の監査というのは、各法人が定めた監査員がおるよね。そういう形でやってますよね。それを、何か公的な監査の人間を入れるというふうな、何か法的なそういう根拠はないんですか。法でそ

ういうふうな縛りをすればね、不正受給とか、そういうのは、過大のやつは、監査の部分で指摘がね、できるんじゃないだろうかと思うんだけど、そういうふうなものは全然なかったですか。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、返還金の内容でございますけれども……（委員上村哲三君「不正受給の問題です」と呼ぶ）はい、不正受給につきましては、運営される法人も監査をされると思いますけれども、その監査体制では、発覚しなかったというのがほとんどだろうかというふうに考えております。だから、いわゆる保険者である市町村、もしくは指定取り消し処分を有する県の調査に基づいて、その調査の結果発覚して、返還金が生じてくるというのがほとんどでございます。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） じゃあ、県が主体となって、年間どれぐらいの割合でやっているか、今ここじゃ、恐らく、すぐ答えができないだろうから、それは調べて、後でも教えていただけませんか。県がどれぐらいの割合で、年間関係法人の監査をね、監査というか、そういう調査をやっているかというのをですね、お願いします。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） ちょっとお聞きしますが、25年の4月から、社会法人の、法人の監査を、権限移譲で市がやるとお聞きしてましても、部長、それはどのようなシステムでやる考えを持っているんですかね。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、25年度から、これまで県がやってた社会福祉法人の指導監査というものを、市がするということになることが決まっております。ただ、これにつきましては、あくまでも社会福祉法人の監査です。指導の監査ですので、ですから、それぞれの、例えば、事業の監査とかいうのは、また、これまでどおりに県のほうで監査するということになります。施設監査というのはですね。ですから、社会福祉法人の監査につきましては、市のほうですと。2通り、まだ、これまでずっと2つ、社会福祉法人の指導監査と施設の監査というのを、県が2通りしてたんですけども、それを、社会福祉法人については、社会福祉法人幾つか事業を持っておられるところがありますよね、その本体のほうの監査は市でしなさいよと、ところが、施設の、それぞれの施設の事業分ごとの監査は、まだ県でしますよと。

先ほど介護保険の場合に、許認可が、事業の許認可は県が持っております。そのほかに、地域密着型サービスというのがあります。これにつきましては、保険者である市がします。それにつきましては、市のほうで監査というのを実施しているところです。

ただ、不正受給がないように、今後ともですね、十分なチェック体制、適正な給付に努めてまいりたいと思います。

○委員（矢本善彦君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい、単純に言ってしまうと、不正分を返してもろって、それを関係に返したということですか、考え方としては、県ですね。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、今回予算を認めていただければ、これで予算執行するという事でございます。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） この不正受給は、錯誤なのか、故意なのか、大体件数は何件あるのかわかりますか。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） 不正受給となれば故意、悪質です。ついうっかりということになれば、不適切な請求ということで、不正ですので、法に違反してるよということで、極めて悪質であるということでございまして、当然行政処分もなります。指定の取り消しとかいう行政処分もついてまいります。（委員前垣信三君「何件ぐらいあるんですか」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） ちょっと、県内ですね、直接……（委員前垣信三君「この返還金について何件分なんですか」と呼ぶ）

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） これは2法人分でございます。

○委員長（松永純一君） いいですか。ほかにありませんか。

はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） ちょこっとだけど、もし、そういう不正受給、法人がとった場合に、利用者の返還ちゅうのは、返金ちゅうか、それは、今やられとつとですか。利用者が、それは負担しとるだろう、1割なら1割でも、負担しとるわけだけん、そのあった場合は、するわけ、それとも、全然そのまんまですか。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。介護保険適用となりますと、かかったお金の1割が自己負担として利用者が負担されますですね。9割が保険給付をいたします。不正受給になりますと、その9割をですね、事業者のほうから、うちがお返ししていただくということになりますので、あとの利用者負担につきましてはですね、その事業者と利用者さんのほうの、一応協議ということになります。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、今のは、利用しておったのに、不正受給ということがあった場合、全然給付がないのに、給付をしたように見せかけて、給付費をだまし取った場合は、当然全額負担です。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（庄野末藏君） よかよ。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 最後に、今、どんどん今介護施設というのはできよるですけど、今どのくらいになっておりますか。数え切らぬごつな。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、主な施設について御説明いたしたいと思います。

特別養護老人ホーム、これが今10施設、市内ですね。それと、29床以下の小規模な特別養護老人ホームが、今1施設でございます。それと、リハビリを中心として行う施設ということで、介護老人保健施設というのがございます。これが6施設。それと、療養する利用目的で入っておられる介護療養型医療施設というのが8施設ございます。それと、いわゆる有料老

人ホームをベースといたしまして、そこに入っておられる方が、包括的な介護保険サービスを受けられる施設ということで、それが1施設、いわゆる特定施設といえますけれども、それと、その29床以下、小規模な特定施設が1施設でございます。それと、今認知症の方が入居されておられる、いわゆるグループホームにつきましては、市内14施設でございます。いわゆる入所系、居住系の施設というのは以上でございます。

○委員長（松永純一君） 通所系はわかりません。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） 済みません、通所系、デイサービス、デイケアのサービス、ありますけれども、ちょっと手元にその資料がありません。結構な、利用がございます。

それと合わせましてですね、見た目が、介護保険施設みたいに見える、いわゆる有料老人ホームというのがございます。これは、介護保険の適用施設じゃございませんけれども、要介護認定を受けた方が入居されてですね、有料老人ホームを運営される法人の傘下の介護保険事業サービスを使っておられるという形態がですね、あります。その有料老人ホームがですね、今直近で38施設といえますか、38カ所ございます。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（福嶋安徳君） よかです。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第3号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（松永純一君） 次に、議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、健康福祉部から歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、一括して説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、まず、詳細につきましては、後ほど次長のほうから説明させていただきますが、私のほうから、今回の予算につきまして、簡単に説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、一般会計全体予算517億1970万円のうち民生費が198億6754万円となり、その割合は38.41%を占め、対前年度比で、増減にして1.5ポイントの伸び率となっております。

これはですね、法改正と新規事業所の開設に伴う障害福祉サービス給付費の増額や高齢化の進行及び経済不況に伴う生活保護給付費の増額、あるいは権限移譲によりまして、25年度から障害児の育成医療が新規事業となることから大きな要因となっております。

なお、生活保護につきましてはですね、今行

われております政府の経済対策に大いに期待するものであります。

また、健康福祉部が所管いたします衛生費につきましては、15億9954万円となり、全体に占めるその割合は3.09%となっております。対前年度比で、増減にして10.8ポイントの伸び率となっております。

その要因といたしましては、これまで国の臨時特例事業であった子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌のそれぞれのワクチン予防接種が、24年度の実績見込みとあわせて、25年度から定期接種として位置づけられることから、接種者の増加を見込んでおります。

また、先ほどの育成医療と同様に、新たに権限移譲による未熟児を対象とした養育医療の新規事業、さらには、がんの早期発見、早期治療に結びつけるための女性特有のがん検診と働く世代への大腸がん検診の受診増を見込んでおります。

そのような中で、今回特に市議会からも要望が上がっております、少子化対策という観点から、乳幼児医療費助成事業の窓口無料化の対象者を、これまでの就学前までから、小学校の3年生までに年齢を引き上げて、名称もこども医療費助成事業に改正する予定で、予算及び条例案件をお願いしているところであります。

そのほかにも不妊治療助成等を継続して実施するとともに、子ども・子育て関連3法の本格的施行に伴い、市町村ではさまざまな需要を見込んだ、子ども・子育て支援事業計画を策定するようになっておりますので、そのニーズ調査を25年度で行う予定としております。

それでは、議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算の第3款・民生費及び第4款の健康福祉部が所管します衛生費につきまして、堀次長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦

君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい、25年度当初予算の説明を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

それでは、議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算のうち健康福祉部が所管いたします第3款・民生費及び第4款・衛生費中の第1項・保健衛生費につきまして説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳出の第3款・民生費では198億6754万3000円を計上しております。前年度と比較しまして、2億9136万2000円の増額となっております。

内訳としましては、第1項・社会福祉費に、前年度比2億2717万1000円増の88億6374万3000円、第2項・児童福祉費に、前年度比4376万4000円減となる80億8325万6000円、第3項・生活保護費に、前年度比1億748万3000円増となる29億1707万2000円、第4項・災害救助費に、前年度比47万2000円増となる347万2000円でございます。

第4款・衛生費では、前年度比2億4784万7000円減となります39億4604万円を計上し、そのうち第1項・保健衛生費に16億5918万7000円を計上しております。前年度と比較しまして、1億4682万5000円の増額でございます。

内容について御説明いたします。63ページをお願いいたします。当初予算ということで、時間もかかりますので、節につきましては増減額の大きいものを主に説明し、説明欄に記載しております項目の経常的なものについては、説明を省略させていただければと考えます。

それでは、款の3・民生費、項の1・社会福

祉費の目の1・社会福祉総務費では、52億9312万7000円を計上しております。前年度と比較して3232万1000円の減額となっております。

特定財源の国県支出金8億3381万9000円は、国民健康保険基盤安定保険税軽減分県負担金など4億3374万3000円が主なものでございます。

次に、節の2・給料から節の4・共済費までは、職員7名分の人件費等6097万3000円でございます。節の8・報償費1506万8000円は、民生委員・児童委員320人分の報償費が主なものでございます。なお、25年度は、民生委員・児童委員の一斉改選の年でございますため、民生委員推薦準備会開催のための報償費等により、前年度から129万5000円増額となっております。節の28・繰出金35億7716万8000円は、前年度より3815万円の減少となっております。

それでは、説明欄の主な項目について説明いたします。後期高齢者医療広域連合への負担金、最初の項目は、広域連合の人件費や事務費等の共通経費に5706万8000円を支出しております。また、療養の給付に要する負担金として15億7421万4000円でございます。合わせまして、前年度比128万8000円の増となっております。

次に、繰出金は、国民健康保険特別会計に、前年度比6790万8000円減の予算を、後期高齢者医療特別会計に、前年度比1699万4000円増の5億3898万4000円、並びに介護保険特別会計に、前年度比1276万4000円増の予算を計上しており、それぞれ基準内の繰り出しとなっております。

64ページをお願いいたします。目の2・老人福祉対策費では3億2334万5000円を計上しております。

財源内訳の特定財源、国県支出金574万9

000円は、県補助金の老人クラブ活動等事業費の補助金457万8000円が主なものでございます。

その他特定財源2432万4000円は、老人福祉施設入所者負担金884万4000円、保寿寮入所者の負担金1141万3000円が主なものでございます。

節の2・給料から節の4・共済費までは、職員5名分の人件費3559万1000円です。需用費に1659万4000円は、主に保寿寮施設修繕により、前年度比1202万5000円の増加でございます。節の19・負担金補助及び交付金3617万4000円は、敬老会運営補助金の減により、前年度より795万円の減となっております。

それでは、説明欄をごらんください。金婚夫婦表彰経費でございますが、結婚50周年を迎えられました御夫婦を表彰する経費を計上しておりますが、平成23年度に始めました一人金婚式は、初年度は昭和36年1月1日から12月末日までの1年間に限定して、この期間に結婚または入籍された方を対象として実施いたしました。24年度は昭和37年12月31日以前に結婚された全部の方を対象に拡大しております。25年度につきましても、申告漏れがあるかもしれませんので、同様に昭和38年12月31日以前に結婚された方全部の方を対象として募集をする予定でございます。

また、5項目めになりますが、24年度に引き続き、長生き世代健康づくり事業を行う予定でございます。これは、高齢者の体力増強を図るとともに、豊かで生きがいのある老後を築いていただき、高齢者の方が元気に活動していただくことで、介護給付費や医療費を抑制し、さらに老人クラブなどにも参加していただけますよう高齢者組織の活性化を図るための経費120万円でございます。

1つ飛びまして、保寿寮施設修繕は、130

0万円計上いたしております。これは12月議会におきまして御質問いただきましたように、平成26年4月から、保寿寮を八代市社会福祉事業団に移管することが決定いたしておりますため、25年度中に保寿寮の老朽化した部分を修繕いたし、移管する準備を行うためのものがございます。

また、一番下の項目、敬老会運営補助金につきましては、24年度から八代市地域協議会活動交付金制度を導入するに当たり、先行して地域協議会を設置されました代陽、麦島、金剛、二見、東陽、5地区の分、そして、新たに平成25年度地域協議会を設置されます八代、太田郷、植柳、八千把、昭和、宮地東、龍峯、日奈久、千丁の9地区につきましては、市民活動支援課から補助することといたしております。残りの8地区、松高、大島、高田、郡築、宮地、坂本、鏡、泉につきましては、これまでどおり、長寿支援課から各地区に補助いたすものがございます。前年度比769万5000円減となる808万3000円を予算計上しております。

目の3・社会福祉対策費1億2932万4000円で、前年度比251万3000円増となっております。特定財源の国県支出金871万6000円は、住宅手当緊急特別措置事業県補助金が主なものがございます。

そして、特定財源のその他471万円は、シルバークラークプラザ実費徴収金324万円が主なものがございます。

節の欄の説明は省略させていただき、説明欄の各センターの管理費は、経常的な経費が主なものですが、64ページ、下のほうになりますが、坂本地域福祉センターにつきましては、浴室などの排煙窓修繕、浴槽給湯設備修繕など、前年度215万4000円から457万500円増となる672万9000円を予定しております。

次の65ページになりますが、泉地域福祉センターにつきましては、小浴場リフトが、設置から18年経過しておりますため、その取りかえ工事に393万8000円を計上いたしております。

また、社会福祉協議会運営補助金は、前年度同額の8221万3000円を計上いたしております。

次に、目の4・障害福祉対策費で30億7580万2000円を計上いたしております。前年度比2億5309万5000円の増額となっております。特定財源の国県支出金20億6745万5000円は、障害者自立支援給付費国庫負担金10億2万1000円、障害者自立支援給付費県の負担金5億1万円などが主なものでございます。

その他の特定財源864万6000円の内訳は、地域生活支援事業、氷川町の負担金454万2000円と、のぞみ母子センターの利用者負担金401万7000円となっております。

節の欄の主な増減ですが、節の2・給料から節の4・共済費までは職員22名分の人件費など1億5961万4000円でございます。節の20・扶助費27億9219万1000円は、前年度比2億4695万2000円の増でございます。

それでは、説明欄でございます。地域生活支援事業でございます。トータルいたしますと、1億1459万円となりますが、主な4つの事業を記載しております。そのうち相談支援事業とは、障害者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供を行うため、すまいるとかんねに委託を行っております。

地域活動支援センターは、創作的な活動、生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障害者の地域生活を支援するところでございます。

地域活動支援センターは、すまいる、あい、

きらきらの里、かねの合わせて4カ所に委託しております。3020万円でございます。

次の障害福祉サービス給付事業は、トータルいたしますと、19億5260万円を計上しておりますが、前年度より1億3365万2000円ほど増額しております。

この事業は、平成25年4月から、これまでの障害者自立支援法から障害者総合支援法に名称を変更し、制度の谷間のない、障害者への支援を行うため、これまでの身体、知的、精神の3障害者に対し、難病などの障害者を新たに対象者に含めるなどの制度改革が行われております。障害福祉サービスの給付を通じ、障害者の日常生活、社会生活を総合的に支援するとともに、サービス利用計画作成の対象を拡大し、相談支援の充実を図るものでございます。

主なものとして、次の66ページの中段でございますが、障がい児通所支援事業の扶助費は1億6581万8000円でございます。障害児を対象としました施設、事業は、3月補正の場面でも御説明申し上げましたように、24年度執行見込みが増加いたしましたため、25年度当初予算要求におきましても、前年度比1億92万8000円の増額となったものでございます。

下のようになります。下から2番目の更生医療給付は、人工透析や心臓疾患などに関する障害者手帳保有者に、医療給付を行うものですが、こちらも3月補正で予算の増をお願いいたしておりましたが、当初予算におきましても、実績の増加に伴いまして、生活保護者の透析以外が6件、生活保護受給者以外一般分の透析が365件増加を見込み、前年度比975万9000円の増となります。1億8112万6000円を計上しております。

また、最後に記載の育成医療給付は、障害者自立支援法を根拠として、18歳未満の身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るため

に必要な医療の給付を行うものでございます。

24年度までは、都道府県の業務でございましたが、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえまして、第2次一括法の施行により、権限移譲が決定されました。平成25年4月から、都道府県から全ての市町村に育成医療事務が権限移譲されることとなっております。

予算の積算に当たっては、44件分の申請に対応します扶助費560万円を計上させていただいております。

66ページ、下段をお願いします。目の5・国民年金費では4214万5000円を計上しております。

特定財源、国県支出金は、年金事務に係る国庫委託金でございます。

節の2・給料から共済費までは、職員5名分の人件費でございます。

67ページをお願いいたします。款の3・民生費、項の2・児童福祉費、目の1・児童福祉総務費で3億2824万9000円を計上しており、前年度比2333万6000円の減となっております。

主な要因は、職員1名減による人件費の減と、母子家庭自立支援給付などの扶助費で1548万4000円の減でございます。

特定財源の国県支出金1億2567万8000円は、放課後児童健全育成事業費県の補助金6157万4000円、ひとり親家庭等医療費助成事業費県補助金2002万8000円が主なものでございます。

節の2・給料から節の4・共済費までの1億1794万3000円は、職員17名分の人件費などでございます。扶助費は前年度比1548万4000円減となっております。

説明欄でございますが、母子家庭等自立支援対策事業中、母子家庭自立支援給付2492万6000円は、前年度比1532万2000円

の減でございます。

離婚などによるひとり親世帯が増加する中で、母子家庭の母親の経済的自立のために就職に有利となる資格が取得できます専門学校等において、就学する際に必要となる費用等を支給いたします給付金分2433万6000円が、その主なものでございます。

また、市内2カ所で実施いたします病児・病後児保育事業委託は1547万5000円で、前年度比348万5000円の増となっております。これは24年度6月議会におきまして、本事業の単価改定の補正をお願いいたしていましたが、新年度予算は新単価での積算により、前年度と比較いたしますと、予算額が増となっているところでございます。

母子生活支援施設入所措置委託は、DV、ドメスティック・バイオレンスなどによる施設入所に係るもので、平成24年度積算は3世帯8名でございましたが、平成25年度は、現在の入所者に基づきまして、2世帯5名分、前年度比412万7000円減となります530万4000円を計上いたしてまいります。

なお、子ども・子育て関連3法に基づき、欄には記載ございませんが、平成27年度からの子ども・子育て支援事業計画の策定を、今後行う予定でございます。特に、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援にかかわる需要見込みの根拠となるニーズ調査を行う必要があり、その経費など策定作業のための予算を25年度、26年度、2カ年で432万4000円を予定しております。25年度は、そのうち341万3000円をお願いしておりますが、9ページに記載しておりますとおり、債務負担行為を設定し、26年度に残りの103万5000円をお願いするところでございますので、よろしくお願いいたします。9ページに記載しております債務負担行為のことでございます。

続きまして、67ページの下段となります。

次は目の2・児童措置費でございます。前年度比7174万7000円減の29億3895万円を計上しております。

特定財源の国県支出金20億8256万6000円の内訳は、児童手当に係る国庫負担金14億9122万6000円が主なものでございます。

扶助費は、前年度比6215万4000円減となっております。

説明欄でございますが、その内訳としまして、児童手当が昨年度より4381万5000円減の21億4384万円と、児童扶養手当が、昨年度より1833万9000円減の7億9511万円でございます。

児童手当の支払い額を簡単に申し上げますと、ゼロ歳から3歳未満まで、月に1万5000円でございます。3歳から小学校修了までの第1子、第2子につきましては、月に1万円、第3子以降のお子さんについては、月に1万5000円でございます。そして、中学生は、月に1万円となります。

また、所得制限を超える世帯につきましては、一律月5000円の支給となっているところでございます。

続きまして、一番下の欄でございますが、保育所費でございます。前年度より5131万9000円の増額でございます。

特定財源の国県支出金の内訳は、保育所運営費に係る国庫負担金12億6559万3000円、同じく保育所に係る県負担金6億3279万6000円が主なものでございます。

特定財源のその他8億5862万円の内訳は、公立保育所、私立保育所及び僻地保育所の保育料8億3897万4000円が主なものでございます。

節の2・給料から節の4・共済費までは、保育士等職員76名分の人件費及び臨時職員の共

済費を含んで、合わせて５億７００３万７０００円で、前年度比３５７万８０００円の増額でございます。６８ページの節の７・賃金は、７１４万６０００円増の１億２７９１万１０００円でございます。公立保育所に臨時職員として雇用を予定しております保育士７０名及び調理員１３名、合わせまして８３名分の賃金が主なものでございます。委託料は、――節の１３・委託料は、前年度比４２１１万５０００円の増となっております。

それでは、説明欄でございます。６７ページのところをお願いいたします。公立保育所運営事業２億８３３０万１０００円は、職員給与経費を除く公立保育園１４園の運営経費でございます。主な経費としまして、嘱託医報酬２７３万円、臨時保育士・調理員賃金１億２５１８万５０００円、賄い材料費６２３７万円、給食業務委託料２５９７万２０００円でございます。

次のページに、申しわけございませんが、お移り願います。市内４４園の私立保育所及び管外の私立保育所への保育委託３６億５３２４万円は、入所児童数、保育単価ともに決算見込みを参考に積算いたしております。前年度比３８０７万６０００円増額となっております。

次に、障がい児保育事業補助金でございますが、６４４万９０００円増となる５１８０万５０００円でございます。これは私立保育所において障害を持つ児童を受け入れるに当たり、保育士の増員やその安全性が確保されるよう設備などを整備するために保育所に対して補助を行うものでございます。

続きまして、６８ページ下段となります。項の３・生活保護費、目の１・生活保護総務費で１億５７９７万１０００円を計上いたしております。前年度と比較しまして１０１４万３０００円増額でございますが、臨時・非常勤職員の人件費と職員の時間外手当などの増額が主な要

因でございます。

特定財源の国県支出金５９３万４０００円は、生活保護適正実施推進事業国庫補助金、生活保護受給者就労支援事業などの県補助金が主なものでございます。

節の２・給料から節の４・共済費までは、職員１９名分の人件費と臨時・非常勤職員の共済費１億３５９９万８０００円となります。前年度比２７６万２０００円増でございます。節の７・賃金は、１３８６万８０００円は、前年度比６６１万４０００円の増でございます。これは経済状況の悪化などから、増加を続けております生活保護の相談申請への対応を行うための面接相談員や、生活保護受給者の自立促進のための就労支援を行う就労支援員を、２３年度からそれぞれ１名ずつ、合わせて２名を雇用しておりました。さらに、生活保護の被保護世帯の増加に伴いまして、２４年度から新規に生活保護ケースワーカーとして、非常勤職員２名を雇用いたしておりましたが、２５年度は、さらに嘱託を２名増員しまして、４名の非常勤ケースワーカーを雇用し、相談の充実を図る予定といたしております。

右の説明欄にありますよう、生活保護適正化実施推進事業は、生活保護の適正運用のために実施いたします面接相談員の雇用やケースワーカーの質の向上を図るために実施する研修、医療扶助の適正実施のためのレセプト点検委託料などで、全額国庫補助の事業でございます。

次のページとなります。目の２・扶助費でございますが、前年度比９７３４万円増額となっております。

特定財源の国県支出金２０億８５４４万６０００円は、国庫負担金２０億５９４４万６０００円と県の負担金２６００万円でございます。

特定財源のその他１４３３万４０００円は、保護費の返還金でございます。昨年度と比較しまして７０４万４０００円の増額となっております。

ります。これは一例として、生活保護の受給開始後に、ケースワーカーのほうで調査を行い、年金受給権が発生したり、または、判明した場合において年金の請求手続きを行い、後日さかのぼって御本人さんに一括で年金等の受給が可能となるケースがございます。このような場合には、既に支給しました保護費の額に相当する額を限度として返還していただくことになりますが、このように後日判明した、本来受給すべき額を超えて受給された場合には、お返しいただくということにしているところでございます。

また、説明欄にございますように、生活保護は生活扶助や医療扶助を初め8種類の扶助費を支給することにより、保護世帯の生活安定と自立助長を図っております。

扶助費ごとの予算では、生活扶助費は前年度比1億1841万円の増となっております。住宅扶助費は3294万3000円の増となっております。介護扶助費は1887万7000円減となっております。そして、最も多い医療扶助費が14億5656万1000円で、4343万9000円の減となっております。

以下、記載のとおりでございますが、一番下の施設事務費8067万8000円は、5カ所の救護施設、身体や精神に障害があり、経済的な問題から在宅での生活が困難な方々が入所する施設への入所者35名分の経費でございます。

なお、平成23年度末の被保護世帯1223世帯に対し、平成25年1月末では、1303世帯と、6.54%の伸びとなっております。特に、依然として失業などによる稼働年齢層及び高齢者の相談申請が多い状況ではございます。

平成24年度当初予算は、前年度当初予算との比較では2億8000万円の増加を見込んでおりましたが、現在急激な増加から、少し伸びが鈍化してきておりますため、24年度当初予

算に対しては、25年度当初は1億円程度の増額を見込んでいますところでございます。

一番下の表になります。項の4・災害救助費、目の1・災害救助費で347万2000円を計上しております。これは東日本大震災関連経費で、現地への職員長期派遣に伴う職員手当などがございます。派遣予定の人数は4人でございまして、特定財源のその他は、災害時派遣人件費負担金144万8000円でございます。

ページをおめくりください。第4款・衛生費となります。第1項・保健衛生費、目の1・保健衛生総務費で12億5886万4000円を……（「続けていくと。衛生費まで」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） はい。衛生費まで一括して。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） よろしゅうございますですか。

○委員長（松永純一君） はい。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 続きまして、70ページの第4款・衛生費でございますが、第1項・保健衛生費、目の1・保健衛生総務費で12億5886万4000円を計上しております。前年度比7522万円の増でございます。

次に、特定財源の国県支出金は、前年度比1251万5000円の減となっております。その主な内訳は、乳幼児医療費助成事業費県補助金5044万7000円、健康増進事業費県補助金1563万9000円、女性特有のがん検診及び働く世代への大腸がん検診推進事業国の補助金1697万4000円などでございます。

特定財源のその他2547万8000円の内訳は、千丁地域福祉保健センターの温泉入館料1874万7000円、病院群輪番制病院運営事業に係る氷川町負担金131万8000円な

どでございます。

節の２・給料から節の４・共済費までは、職員３４名分の人件費など２億４５７２万３０００円で、５５８万６０００円の増額となっております。節の２０・扶助費２億５５４６万３０００円は、６９４３万１０００円の増となっております。

説明欄をお願いいたします。千丁地域福祉保健センター外壁改修工事１９５０万円は、施設外壁において、タイルの一部が剥落したため、平成２２年度に調査し、タイルの浮きが確認されております。このことから、平成２４年度から利用者の安全面を考慮し、まず、施設の入り口があります南面の東側、文化ホール側の改修を行いました。２５年度は南面の西側を改修する予定でございます。

平成２４年度から開始いたしました、次は、不妊治療助成事業は２１２万４０００円でございます。特定不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付することにより経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するものでございます。

本年度、現在までの実績は２９件、助成金額１０４万４３２３円でございます。

次の母子保健事業は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るために行う乳幼児健康診査事業５６４万４０００円や、妊婦健康診査事業に係る費用の最大１４回を助成します妊婦健康診査事業９２４１万１０００円が主なものでございます。なお、これにつきましては、２０年度以降国の臨時特例事業として実施していましたが、２５年度以降は、国が恒常的な仕組みとするため、１４回健診費用の全てを地方財政措置に移行しております。

さて、平成２５年度からは、さきの所管事務調査におきまして、御報告いたしましたように、第２次八代市保健計画及び第２期特定健診等実施計画により、八代市民の健康維持、向上

を目指すため、計画を実行、推進していく考えでございます。

事業としまして、さまざまな医療費抑制策に加え、透析治療など医療費の増加につながる対象者を極力ふやさないことに努め、また、衛生費の範囲だけでなく、市全体の事業として対応が必要であり、例としましては、さきに御説明いたしました長生き世代健康づくり事業などを開催して、高齢者の生きがいを出し、高齢者の体力維持を行ったり、後ほど説明することになります。国保におきましては、特定健診の強化推進、ジェネリック医薬品利用の推進を進めることにより、総合的に長期的に国保や介護保険の給付費の抑制を推進していくことが必要であると考えております。

ただいま述べましたことは、直ちには数字上の改善結果としてあらわれないかもしれませんが、必要なことを少しずつでも、市民の皆様の意識の向上につながるようにお話しし、将来の医療費や介護給付費の抑制につながっていくように、こつこつと継続していくこと、そして、こつこつと市民の皆様に積み重ねの結果の提供をしていくことが大切と考え、実行していきたいと思います。

そのような中、健康診査事業では８５９５万４０００円を計上しております。内訳としましては、各種がん検診に８１８６万３０００円、２０歳から３９歳までのヤング健診に４０９万１０００円となっております。

次は、同じく医療費の抑制につながるため、がんの早期発見及び予防を目的として、従来のがん検診事業に、平成２１年度から開始しております女性特有のがん検診及び働く世代への大腸がん検診推進事業でございまして、前年度比５５９万９０００円増の２９６９万２０００円でございます。

これらの事業も、市民の健康な生活を維持し、さらには、医療費の抑制につながるもので

ございます。

次に、71ページとなります。おめくりいただければと思います。少し、3つほど飛びますが、乳幼児・こども医療費助成と併記しておりますが、これはゼロ歳から小学校就学前までの乳幼児の入院・通院に係る医療費の全部の助成に加え、小学校1年生から3年生までの入院・通院に係る医療費の全部を助成に加えるものでございます。

扶助費の助成額は、前年度比5744万1000円増の2億3974万7000円でございます。

25年10月診療分から対象者の拡大を行う予定でございまして、事業名としては、これまでの乳幼児医療費助成から、小学3年生までを含んだ、こども医療費助成事業に表記を変更するものでございます。

次の養育医療は、母子保健法第20条に基づき、身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に公費で負担する制度でございます。平成25年4月から全ての市町村に権限移譲されます。県からの資料により、予算積算に根拠としまして31名分、平均入院期間を2.54月分の予算を見積もっております。

次に、節28・繰出金の内訳でございしますが、2つの特別会計と2つの企業会計への繰出金でございます。

簡易水道事業特別会計へは、前年度比1187万6000円増となっております。

診療所特別会計へは194万2000円増でございます。

水道事業会計へは、前年度比1877万7000円減となっております。

病院事業会計へは、前年度比17万4000円減となっております。

次は、ページ中段でございます、目の2・予防費の説明に入ります。前年度比8067万7

000円の増となっております。

説明欄の各種予防接種委託は、3億3243万2000円で、前年度比8234万4000円の増額となっております。これまでは、3種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎、ポリオや、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザなどが、予防接種法に基づきます定期の予防接種でございましたが、平成24年度まで任意接種でございました子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、平成25年4月から定期予防接種に移行する予定です。

なお、今回移行しました3ワクチンの予防接種は、これまで任意接種でありましたが、特に特別推進事業として接種を行うことにより、補助金として昨年度は2991万2000円の歳入を見込んでおりましたが、定期接種となり、補助制度から一般財源化されたものでございます。

予防接種の予算総額増加の内訳は、不活化ポリオワクチンと、4種混合ワクチンの導入による予算増が2952万4000円の増で、子宮頸がんワクチンなどの定期接種化により7766万5000円の増、麻疹風疹混合ワクチンの第3期、第4期の廃止により、2626万4000円の減などにより、前年度比8234万4000円の増額となっております。

以上、民生費、衛生費の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい、64ページの高齢者住宅改造助成事業費補助金、これは具体的には、大体何例ぐらいなんですかね。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君）——はい、済みません、お待たせしました。長寿支援課の國岡でございます。

高齢者の住宅改造助成事業の実績件数でございますけれども、23年度が4件、24年度が6件で、実績が出ております。

○委員長（松永純一君） ことは。予定は。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） 済みません、25年度につきましては、計画といたしまして、10件程度を予定しております。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 今、10件程度で233万ということは、過年度分は、こんなに金額は上がってないんですか。その4件とか5件とかおっしゃった内容は。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、実際予算をとってございますけれども、実際住宅改造につきましては、ある程度の大きなまとまったお金を、まずは準備しなければいけないということで、資金繰りの点がございます。それと、福祉政策でございますので、低所得者の世帯を対象にしたということで、基本的には所得税がですね、7万以下の世帯は、住宅改造事業といたしまして、補助額の70万円の3分の2と、住民税非課税の世帯につきましては70万全額を、一応補助するという制度でございまして、今申しましたように、対象といたします世帯が低所得者の世帯であること、並びにある程度のまとまったお金をですね、前もって準備をしなければいけないという点がございます。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 詳しくは、後でまた直接聞きますが、もう一つ、65ページの社会福祉協議会運営補助金、これは、今、住民自治を

立ち上げられたところは、社会福祉協議会を解散するとかいうような形があるとは思いますが、これはこういった組み方になっておるんですか。

○委員長（松永純一君） はい、砦塚課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） 障がい福祉課の砦塚です。

今、議員おっしゃいました、社会福祉協議会については、なくなるといいますか、これはそのままでございます、議員がおっしゃったのは、校区福祉会ですか、住民自治の関連の、校区の福祉会の話ではないかと思うんですが、社会福祉協議会はこれまでどおり、今後もあります。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 何か、あの、住民自治を立ち上げる際に、その校区の社会福祉協議会を解散するとかという話を聞いたことがあるんですが、それはないんですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

委員長、いいですか。

○委員長（松永純一君） はい、上田部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、前垣委員さんがおっしゃられているのは、今課長が言いましたように、校区の社会福祉協議会、以前、校区社協と言ってた団体です。ここに予算を上げているのは、八代市の社会福祉協議会といって、社会福祉法に位置づけられた1自治体に1法人ということでの社会福祉協議会に対してです。

○委員（前垣信三君） 済みません、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） このショートステイの利用の……

○委員長（松永純一君） 何ページですか。

○委員（庄野末藏君） 65。ショートステイの利用者数とですね、グループホームの今現在の利用者数はどのくらいですか。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、碓塚課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） まず、短期入所のほうですけれども、実績といたしましては、23年度が、月12名、月にしますと12名の利用がっておりまして、24年度の見込みですけれども、19名の利用があると思われます。

○委員長（松永純一君） グループホーム。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） グループホームは、共同生活援助でして、これを月に、23年度が114名、24年度の見込みでは、月に168名の利用というふうに見込んでおります。

○委員長（松永純一君） はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） 受け入れ先は、今、何カ所になっとうですかね。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、碓塚課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） グループホームを先に申し上げますが、12カ所、現在ございまして、定員を、合計いたしますと81名の定員になります。

短期入所を実施しているのは、事業所2カ所でございます。

○委員（庄野末藏君） よかです。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 65ページの地域生活支援事業ですたいね、この相談支援は、すまい

るとかねさんの2カ所の委託ということだったのですが、これ、年間の実績数とか、そういうのは、大体どれぐらい、これはもう、事業所2カ所に、この金額、委託するわけでしょう。あろうが、なかろうがということでしょう。相談があろうが、なかろうが、例えば、誰か専門の相談員のような方を指定するとか、そういうのもないんでしょう。どういう性質のものですかね。下のあれもよ、一緒に地域活動支援センターの件も一緒。4カ所の件も。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、碓塚課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） 最初の相談支援事業所ですけれども、市内には2カ所ございまして、委託料として支払っておりますが、そこに担当の相談専門員の方がいらっしゃいます。1名ずついらっしゃいます。今、1名じゃなく、2名のところもありますけれども、障害者の方々がいろんな相談をしに行かれて、いろんな情報提供、相談に乗った後の福祉サービスの利用でありますとか、そういうものにつなげていくというようなことで、主に、恐らく、その委託料としては人件費のほうになっているのかなと思いますが、それと、氷川町に風舎というところもありまして、そこは圏域ですね、八代市郡合わせて、相談に行けるようになっておりますので、こちらから、市内の人が郡の相談支援事業所に相談することがありますので、負担金を割合で決めて払っているというような状況で、市郡合わせて3カ所で相談には乗れるような体制をとっておるといふところです。

それと、利用者ですけれども、23年度の実績でいきますと、430名の方が利用されていると。（委員上村哲三君「どっち」と呼ぶ）相談支援事業ですね、今の。

それから、地域活動支援センターですけれど

も、先ほど説明にありましたように、市内に4カ所ございまして、すまいる、あい、きらきらの里、かんねということで、これは、活動の内容でございますですかね。ここに、先ほど説明がありましたように、軽作業といいますか、いろんな訓練ですとか、簡単な作業、仕事をですね、内容としましては、いろんな作業といいますか、仕事の訓練みたいなものをされているところですよ。

地域活動支援センターがどういうところかといいますと、障害者が通い、地域の実情に応じ、創作的な活動、生産的活動を提供し、地域との交流の促進などに役立てると、障害者の社会参加を図るためにセンターというのがあるところでございます。

あと、実績の利用者数ですけれども、363名の利用があると、23年度で363名の利用があります。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 相談支援の件はね、主なものが人件費であるというならね、何人要るかははっきり言わにや。そうでしょう。積算根拠を言うてくれば、人件費ということであればね、2カ所で2人だったらね、高額よ、相当。そうでしょう、1700万でしょう。普通、そんな積算はしてないでしょう、ほかの予算で。

それと、地域活動支援センターで、そういうふうなことをやっていくならね、同じような性質の、同じところにそういうのを出しているのが2カ所あるでしょう。相談支援と、活動支援ということだね。だったら、生活活動支援のほうにも人件費はかかっているよ、当然ね、ね。そういう形は、どうやって自分たちではっきり区別ができるの。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、碓塚課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） はい、地域活動支援センターのほうにつきまして、これは、算定根拠というのがありまして、型がⅠ、Ⅱ、Ⅲ型とありましてですね、Ⅰ型の場合は幾らとか、国が示した根拠がありまして、それでもって委託料の計算というのが、多くなってやっているところですよ。

Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型がありまして、市内ではⅠ型が1カ所で、Ⅱ型が3カ所だったと思います。

職員配置基準がございまして、Ⅰ型の場合はですね、2名以上を常勤とするということになって、Ⅱ型が1名以上の常勤ということで、職員の配置基準を満たして幾らというような積算根拠が示されておりまして、それでもって支払っているとか、委託しているということになります。

相談支援のほうはですね、1名で571万というのが根拠がありまして、すまいるが2名、それから、かんねが1名ですので、1人掛ける571万という計算になります。

以上でございます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

委員長、よろしいですか、今の件につきまして。

○委員長（松永純一君） はいはい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

あのですね、相談支援事業所につきましてはですね、この3カ所という、氷川町にもありますので、氷川学園にあります風舎というのがあるんですけども、そこに配置されております。

この相談支援事業所につきましては、これまで地域生活支援事業が始まる前は、県のほうで相談支援事業所というのが実施されておりました。それを市町村に、自立支援法ができて、市町村におりてきたということで、そのときの委

託料をですね、そのまま継続するという形で、市町村におろさせてきて、その金額が、この積算ということですね。

それと、地域活動支援センターにつきましてはですね、自立支援法の前に小規模作業所というのが、市内にありました。障害者が、先ほど言ったような、通う、障害者が創作活動と生きがいを持って創作活動に資するために通うような小規模作業所、定員が10人ぐらいの小規模、そういったところが市内にあったんです。そういったところに対して、例えば、先ほど就労継続支援のB型、A型とかいう話がありましたけども、そういったところに移行できないような、小規模な施設につきましては、地域活動支援センターに移行したほうがいいですよという国からのそういった通達のもとに、地域活動支援センターということで、市からの委託料ですね、委託料として出しているというのがこれまでの経緯であります。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） それでは、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（松永純一君） それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

先ほどの質疑に対する答弁の訂正がありますので、これを許します。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、済みません、午前中、前垣委員さんの高齢者住宅改造の件で、実績を御報告いたしましたけれども、数字に誤りがありましたので、再度御報告申し上げます。

高齢者の住宅改造の件についてでございますけれども、まず、21年度実績で5件でございます。それと、22年度実績で2件と、それと、23年度の実績で3件、ことし、24年度はまだ実績はございません。

この件につきましては、高齢者の住宅改造につきましては、要介護認定をお持ちの方ということが、まず、条件でございまして、その方たちにつきましてはですね、住宅改修と競合する場合は、まず、優先的にですね、住宅改修費のほうで対応するということになります。住宅改修で対応できない部分をですね、住宅改造のほうで補うと、補助金で補うということでございます。ちなみに、住宅改修につきましては、介護保険の住宅改修につきましては、月50件ほど実績があります。金額の少額の部分につきましては、まずは住宅改修で対応するという制度でございますので、そういうことが、一応影響受けまして、現在実績が伸びてないという状況だろうというふうに把握をしています。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） ようございますか。

○委員（前垣信三君） はい、いいです。

○委員長（松永純一君） それでは、質疑を続けます。先ほどの続き、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい、確認をしたいんですが、先ほど地域生活支援事業の中で、相談支援は、平成23年度相談人430人というふうにおっしゃいましたですね、相談があつておるということで。これは430件じゃなくて、430人ですか。それとも、430人の方が複数回やってらっしゃるということですか。どちらで理解したらいいですか。

○委員長（松永純一君） はい、砦塚障がい福祉課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） はい、先ほどの数字につきましては、実人数ということで、当然1人の

方が複数回といいますか、何回も相談されることはあることで、実人数でございます、先ほどの数字は。よろしいでしょうか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 件数では確認できないんですね、じゃあ。実質的にはですね、件数のほうが問題じゃなかろうかと思うとですよ。というのは、よかですか、委員長、続けて。

○委員長（松永純一君） はい、よかです。

○委員（上村哲三君） 430人ということであればね、3人の相談員がおられれば、年間に140件ですよ。3分の1、日数効率で言えば、3分の1ですよ。3分の2は、遊んでるとまでは言いませんが、その他のこととか、あいた時間というようなことになればですね、率的な問題からですね、ちょっと積算に、どうのこうのとなりますので、できれば、実質件数を教えてもらえば。

○委員長（松永純一君） はい、礎塚課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（礎塚康浩君） 済みません、23年度です、件数で申し上げますと、6089件でございます。

○委員（上村哲三君） はい、いいです。オーケーです。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 説明の中で、これは67ページになります。こどもプラザ事業の中で、DVが結構あるということでございましたけど、もしも、この事業でDVに遭ったとき、それを発見する要素、それと、そういったとき家族が相談するところというのは、これは件数まであわせて、まず、そういうのが事業があったのかを、3点ほどお聞かせください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 委員長、いいですか。

○委員長（松永純一君） はい、上田部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、多分、今福嶋委員さんは、こどもプラザと言われましたけれども、母子生活支援、こちらのほうだと思いますけど、こちらのほうで、DVとかで、被害に遭われた方を措置するということです。それにつきましては、松村課長のほうから詳しい件数とか、DVについての相談箇所とかですね。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、こども未来課、松村でございます。

ただいま部長が申しましたように、母子家庭等自立支援対策事業の中で、——申しわけございません、間違いました。済みませんでした。母子生活支援施設でございますけども、平成24年度の実績から申し上げますと、平成24年度は5世帯の13名が、一応施設のほうへ入所された経緯がございます。その中の内訳でございますけども、夫の暴力、いわゆるDVによるものが5世帯のうちの3世帯、あと2世帯につきましては、元夫の嫌がらせが1世帯、あと、祖父の娘への暴力というのが1世帯ございまして、5世帯があったところでございます。

相談件数につきましては、——相談を受け付けた場所につきましては、1階の相談窓口があります、婦人相談のほうで、DVについての相談のほうは受け付けをしているところでございます。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 相談箇所、これは市民相談ですか、児童相談、どっち。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、八代市の場合は市民相談室というのを1階のほうに設けております。その中に婦人相談員というのがおありまして、そちらのほうで、主にそういったDV関係の相談を受け付けているというところでございます。

○委員（福島安徳君） はい、よかです。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） きょうの新聞に、保育士不足解消へ研修会ということで、熊本市が立ち上げていらっしゃるんですが、八代は、私もちょっと保育園に聞いたところでは、ちょっと保育士が足りないから、待ってもらっている子供さんが何人かいらっしゃるということだったんですけど、現状は、市はどんなふうになっているか、お答えください。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、ただいまの保育士不足の件でございますけども、八代市におきましても、確かにそのような状況にあるというふうに、私たちも認識をしております。といいますのは、公立保育所のほうでも、人数が、年といいますか、月を追うに従いまして、ゼロ歳児の入所がふえてくるという中で、保育士の場合基準がありますので、どうしても、預かる場合には、その基準を満たすような保育士を入れなければいけないというような状況でございます。

そのような中で、保育士、私どものほうも事前にそういったストックといいますか、募集のほうを行いまして、予備では持っているつもりでございますけども、なかなか、その予備で採っている方々も途中で、ほかの保育所へ行かれたりとかいうのがあるもんですから、なかなかふえるところに対応ができていないというの

も、実態としてはあります。それは公立に限らず、私立につきましても、一部の園につきましては、そういった状況にあるのではないかとというふうに思います。これは、全国的にも言われているというところで、今回国のほうが、そういったことで、保育士の資格を取るための研修とか、そういった補助事業をやるみたいでございまして、そういったのが活用できればですね、そういったのができればというふうには思っております。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） 八代市のそういった、ちょっとね、皆さんの声、特に、保育園の園長先生に何人か聞いてもらって、この研修会を開くとか、検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） これは71ページのこども医療費の助成の関連ですけど、昨年の10月から、窓口無料化に取り組まれて、大変好評しておられますけども、その検証はされておられるのか。また、受診者数はふえたのか。どうでしょうか。ちょっとそこを教えてください。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、窓口無料化に伴います、その効果といいますか、その検証でございますけども、検証自体特段やっているわけではございませんけども、いろんな皆様からの御意見といいますか、そういった感想のほうは、私どものところに届いておりますけども、確かに今回、お金がなくても行けるようになったというところで、非常に喜んでいただいているというようなところはあるというふ

うに聞いております。

また、聞いたところによりますと、やっぱりお金がなくて、なかなか病院に行けなかったという方もいらっしゃって、今回は無料になったちゅうことで、非常に気軽に行けるようになったちゅうことで、回数がふえたというふうな意見も聞いております。

そのようなこともあってか、今回補正予算でもお願いしましたけども、若干の利用増、当初私たち5%のそういった増を見てたんですけども、大体その5%に近いぐらいの増があったんじゃないかというふうには思っております。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） また、医療機関等の見解はどうですかね。医療機関の見解は。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、医師につきましては、私どもよく、小児科の理事であります、和田小児科さんのところの話がよく出てくるんですけども、そちらのほうの先生から言われますと、非常に子供たちの病気の早期発見につながるということで評価をいただいているというところでございます。

○委員（矢本善彦君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） はい、関連してよかですか。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） この件に関して、今のこども医療費助成に関しては、県内24自治体で、何かもう、中学校まで医療費無料化をやっているところがあるというような、この間、一般質問の答弁があつたようだけど、実態ばちょっと教えてくれんですか。具体的に、そこ

んところば。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） 県内の自治体の、このこども医療費助成の実施状況ということでございますか。

一応対象年齢ということで申し上げたいと思いますが、平成24年の10月1日現在でございますけども、高校3年生までが2町、和水町と芦北町でございます。中学校3年生までが22市町村です。小学校6年生までが13市町村。小学校3年生までが5市でございます。就学前、今までの八代市でございますが、3市という状況でございます。

○委員長（松永純一君） よございますか。

○委員（上村哲三君） はい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） よろしいですか。

○委員長（松永純一君） はい、上田部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

この件に絡んで、確かに八代市がこれまでおくれてたという部分はありますけども、窓口の無料化という観点からすれば、進んでいるというふうに、他市の状況をすれば、例えば、高3とか中3までとかされている部分がありますけども、この分は一部負担金というのを取っておられるところがございますので、完全無料化ということではないということです。そういったことで御理解いただければと思います。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、67ページですけども、説明欄にあります放課後児童健全育成事業関連でお尋ねしたいと思います。これは、私もさきの12月議会で、幾つか予算に関連することをお尋ねしていたという経緯もありますので、予算審議の中で幾点か、改めて確認

させていただきたいと思います。

まず、1点ですけれども、ここに計上してあります9236万2000円については、この補助スキームとしては、国が指し示している、いわゆる基準に基づいた積み上げ方式によるものか、熊本県独自の、いわゆる負担される利用料金同等額までしか出さないという、熊本県独自のスキームか、いずれを採用していращやるのかお尋ねいたします。

それから、あわせて、熊本県独自の財源スキームは、他の都道府県にあるのか否かを、あわせてお尋ねしたいと思います。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、まず1点目でございますけれども、今回私どもが予算を上げております基準でございますけれども、これは熊本県独自が行ってる基準でしております。それは、私どもの現在の要綱に基づいているというふうに御理解いただければと思います。

第2点目ですけれども、熊本県独自の補助スキームといいますのが、先ほど言われました利用料ということですが、私ども県のほうに確認をしましたわけですが、確かに、熊本県独自でやっておられるということで、こちらについては、県の事情等もあって、なかなか急には変更は難しいというようなことでございましたが、今度、平成27年度からの、先ほど一部話がありましたが、子ども・子育て3法の改正の中、——3法の中に、この放課後児童健全育成事業も入ってまいります。そうなりますと、今度の事業費の財源関係も、また変わってくるということもありましたので、県としましては、そちらも踏まえた上での検討のほうをさせていただければというふうな返事があったところでございます。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、熊本県が次年度、どういうスキームをとるかについては、私も、ある情報は持っていましたので、今の回答と合致しておるところですが、熊本県独自の財源方式というのは、国が指し示しているところにしますと、やはり、市から委託された、例えば社会福祉法人さんなり、保護者会にされましては、非常に厳しい制度であるというのは、もう、誰しもが客観的に認めるところであるというふうに思いますし、議会でもそのような御認識は確認させていただいたところです。しかるに、私のほうが一般質問の中では、県への改善要望をお願いしたところ、速やかにですね、八代市さんは、それを県知事宛てに要望書を出していただいたということも高く評価したいと思います。

一方では、この問題は熊本県独自であるというゆえに、八代市だけの問題でなくて、県下の市町村全て、この放課後児童クラブをやっているところは、同じ課題を抱えているというのも明らかですので、今後はぜひとも県内の自治体との連携を図ってですね、熊本県に対して、国が指し示す、いわゆる有利な補助財源の方策が実行できるように、私から、また改めてお願いさせていただきたいというふうに思います。その辺の取り組みについてのお考え、もし、お聞かせいただければお願いしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

ああ、じゃあ。

○委員長（松永純一君） はい、上田部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

14市の課長会議、担当課長会議がございしますので、年1回ですね、そういったところに議題に出して、そのときに県も、担当者も来ておりますので、そういったところで、皆さんのですね、共有しながら、要望していきたいと思っ

ております。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、いろいろ、先々のことも考えてですね、実行していただいていること、大変ありがたく思います。ありがとうございます。

関連で、あと2点、お伺いしたいと思います。

これも一般質問の中で提案させていただいたんですが、この概要欄、説明欄には記載がないものですから、一応検討状況なりをお尋ねしたいと思うんですけど、1点は、県内の他市でも実行しております、家計が厳しい、いわゆる貧困家庭さんだとか、就学支援が必要な御家庭に対しては、公的な補助制度を設けて、それを実際適用されている自治体もございますので、八代市におかれても、それをという提案をしておりましたが、その件と、もう一点は、少数の児童クラブの今後の存続なり、あるいは少数でも立ち上げたいという地域の児童クラブに対して、いわゆる特別交付税交付金を活用しての制度創設をお願いしてたところですけども、2点については、いかがな状況でしょうか。簡潔で結構ですので、お願いします。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、放課後児童クラブの利用料の貧困者に対応するものというふうな御理解でよろしいでしょうか。

一応、貧困につきましては、現在放課後児童クラブの利用料を、それぞれの放課後児童クラブにお任せをしているというところで、なかなか所得の把握ができないというところで、現在実施していないというようなところでの答えをしてたかと思えます。

一応、こちらにつきましても、平成25年度にそこまではできないというところで考えてお

ります。

ただ、そちらの貧困については、手法がですね、先ほど議員おっしゃいましたけども、ほかの2市におきましては、別の方法でやっているというところもありますので、そちらのほうの影響等も試算をした上でですね、再度そちらのほうは検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

もう一点目の少数での立ち上げにつきましてでございますが、放課後児童クラブにつきましては、主に小学校3年生までの、家庭に保護者がいない放課後の子供さんを預かるというところで、現在小学校に通う子供さんが減少傾向にあるということで、このような問題が発生してきているというふうに思っております。

その中で、特別交付税措置は、確かにありますものの、なかなか運営するとなりますと、職員を2人配置しないと、なかなか運営は難しい、子供の安全・安心確保という意味からも難しいというふうに考えますので、財源の問題もありますけども、トータル的な視点に立ってですね、平成25年度にまた考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、簡潔に御説明いただきまして、ありがとうございます。

一応、市とされては、重要な課題の一つという考えのもと、引き続きの検討をなさるというふうに受けとめたんですけど、そういった財源のことを考えるならば、さらに、私は御提案させていただいた、いわゆる市直営でのですね、運営のあり方も含めてですね、今後早急にいろんな情報を収集しながら、取りまとめ、整理して、よりよいあり方に向けてお取り組みいただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありません

か。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい、68ページ、生活保護に対しての適正化実施の推進事業員さんですが、ケースワーカーの方が2名、また、今度改めて2名、4名態勢でなされるということでございますけれども、このお世話をされる、この方々、仕事をできる方々へ対して、いろいろ仕事をお世話するとか、そういったところで、やっぱり、今取り組んでおられるのか、そういったところを、ちょっと教えていただきたい。

○生活援護課長（小藪 正君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、小藪生活援護課長。

○生活援護課長（小藪 正君） はい、済みません、生活援護課の小藪です。よろしくお願いします。

今、お話のありました稼働できる方への就労支援ということでは、昨年度からハローワーク、公共職業安定所と連携しまして、ことしから就労支援事業というものを始めております。

それで、実際その制度を利用して、本年度就職した者は11名、生活保護廃止につながった者は今年度4名いらっしゃいます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい、やっぱり、そういった形で、少しずつでもですね、いいですから、そういった仕事につくというのが、進めていただければなというふうに思います。

また、今、商工会議所さんでしたかね、温泉の湯の花を使って、今、販売体制をつくらうとしよんなさるですたいね。ああいった製造する、そういった事業についても、そういう方々をお世話していったらどうなのかなあという思

いが、私もちょっとありましたもんですから、そういったところも検討しながらですね、そういうことを含めてやっていけば、少しは仕事に、いろんな人たちができたらいいなと思いながらですね、これは要望で結構です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 68ページのですね、私立の保育所の委託費36億5000万、これの、私立は44件あるんですけど、滞納状況、それから、平成23年度から児童手当から差し引いてますね、その実績を教えてください。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） まず、滞納状況でございますけども、24年度につきましては、現在途中ということで、23年度の、申しわけございませんが、そっちで申し上げますと、現年度分の滞納総額が772万1000円、過年度分が3400万9000円、合わせまして4173万円でございます。こちらにつきましては、年々、少しずつではございますけれども、減少傾向ということでございます。

それと、もう一点目の児童手当からの特別徴収の状況でございますけども、保育料の平成23年度の実績で申し上げますと、特別徴収をしましたものが87万5320円、平成24年度、現時点まででございますけども、331万2640円ということで、平成23年度は10月からの半年分でございます、その影響からしますと、力を、一応、私どもとしては入れているというところでございます。

あと、これにつきましては、今後もさらに、また力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 徴収におかれましてはですね、大変苦勞されているとお聞きしておりますけども、滞納をですね、そのままにして、保護者がまだいるような感じがいたします。ごね得にならないように、一生懸命頑張ってください。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 恐縮ですが、予算審議とは直接関係なくて、申しわけないんですけども、69ページの民生費、災害救助費のことで、少し意見を申し述べさせていただきたいと思います。

国のほうで示されています東日本復興の関連としましては、各地方公共団体におけるところの予算縮減という考え方が示されているところかと思っております。関係6団体も、この考え方については、いろんな意見も申されているというのも、私、承知しているところでございますが、これまでの各自治体の個別の取り組みについては、それはなしよというような画一的な整理の考え方もあるやに見ているところなんです。本市におかれましても、例えば、畳表の支援なり、人を派遣したり、それから、こういうふうな手当ということをとータルしてみますと、かなりの部分、市の独自の財政的な負担支援を行っているというのは、もう明らかなでございいます。そうしたことからしますならば、人件費を縮小というような意味合いでの交付金削減ではありますものの、市の財政運営上、そうい

うところも非常に貴重な財源であることは間違いないというところは、私、思いますものですから、健康福祉部さんだけに限って言っているわけでないんですけど、今後この件についての庁内のいろんな議論をされるときには、そういった観点もですね、ぜひぜひ、内部のほうから自発的に、組織にオーソライズするときには発言していただければよろしいんじゃないかなというふうに思います。これはひとつの個人的な意見ですけれども、以上です。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい、健康福祉部全体の予算に関して、先ほどは、ちょっと生活支援事業のほうで実態をお尋ねしたところがあったんですが、健康福祉部所管の予算というのはね、何か申しわけない予算というような気がしてならぬとですよ。いつも、こういう関係のですね、扶助費だ、何だというのが、これぐらいになりましたと、積み上げて、こんくらいになる予想ですという中で、予算を積み上げてきてね、申しわけないですが、お認めくださいうような気がしてならぬわけですが、その中で、先ほど西濱副委員長のほうからありましたが、放課後児童健全育成事業とかですね、こども医療費の助成とかですね、今回、平成25年度から、10月からだけど、小学校3年生までやるということで、県の自治体で、先ほど部長から話を聞いたように、窓口の実質全面無料はね、なくても、これぐらい、やっぱりやっている自治体があるということがね、少し、完全無料化というのはそうないということで、ちょっと鼻が高くなったけど、現実的には、これぐらいおくらしているという、ちょっと、もう少し、その責任を重く捉えていただきたいなあというのは、1つはですね、これはあなた方の責任ではない、政治的な問題であろうと思います。私たちもいろんなところに研修に行つてですね、医

療費無料化の実態は、あちこち調べてます。八代が県南の第1都と、実質的な第1都となるためにね、10年後、20年後をどう見るかのですね、ことが、子育てにかかっているならですね、この医療費無料化もね、今度は3年生までしたけど、何年度、何年度にはね、ここまでやります、ここまでやりますというですね、具体的な計画は、ひとつ欲しいと、その中でこのいう予算提案にしてほしいというのが一つあります。

実質的にはですね、小さい町がやりやすいとは思いますが。私も坂本町でやった、——旧坂本村でやったからわかりますけどね、全国調べると、やっぱり五、六万あたりが一番やりやすいようにしてやっているような実態があります。そこは、もう高校ぐらいまでやって、それから、今、少子高齢化という中でですね、人口は一月に1万5000ぐらいの町村が1つつ消えていっているような状態の中です、ただ、人口がふえているところがあるんですよ、これで。高校生まで医療費無料化をやって、衛生都市で育てていこうということでですね、例えば、九州なら九州全県をですね、1つのものとみなして、これは道州制じゃありませんよ、1つのものとみなしてですね、その圏域エリアで、うちはもう、こんだけ八代は九州のへその真ん中でね、交通アクセスはいい、一番いいなんて言うて、自慢を打って出るならね、やはり、こういうところにね、本当の子育て支援をしてですね、世帯数をふやして、よそは人口減っていくのは当たり前なんですけど、八代はふえますよというような、やっぱり実態を見れるようなですね、意気込みを持って、こういう計画と予算を立てていただきたいというのがあります。もう、今はそれしかないというふうな気がします。高齢化は、どうしても、これはとめることはできないので、ただ、少子化はとめることができますし、よそは少子化になっても、

八代市自体は世帯数、若者世帯数がふえていてですね、これは、差し当たっていろんな法の措置が国から減らされてもですね、先では住民税だ、何だと、世帯数がふえて、人口がふえていけばですね、また、いろんな交付措置で、逆に戻っていきますんで、短期的な問題だけじゃなくてですね、10年、20年後も見据えた形のもですね、やはり、計画をですね、この中に、あなたたちができる一番いい予算がここなんですよ、実は。申しわけない予算の中でね、ここだけがね、明るい光明を見出せる予算じゃないだろうかと、私も経験上、そう思うもんだから言うんであってですね、ぜひ、何年か後には、ここまでやって、県で一番の、やっぱり窓口完全無料化をここまでやりましたよというようなですね、やりますよというような姿勢を持っていただきたいというふうに思います。

これはもう、多分にね、政治力が働くんですけどね、どうしても。そこんところでも、皆さんが一致団結してやればですね、政治は動かせると思いますんでですね、そういうところを一生懸命皆さんの中でね、やっていただきたいと思います。

それから、いろんな委託料、補助金があります。性質が違いますからですね、いろいろ細かに聞いて、実態を確認していかなければならないところがあるんですが、積算をして、いろいろやって、例えばセンターの運営補助金もいろいろありますが、まさかあそこが、こんな小さいのかという部分もありますよね、これ、実態見てみれば。そういうところもね、はっきり、できれば説明のときに、積算根拠をね、もうちょっとつまびらかにしていただければね、私たちもわかりやすいし、また、そこまでいったなら、今度は、そのセンターの実態がどのように動いているのかというのまで聞かなきゃならなくなりますんで、そういう面が次回からは、資料として出せたらですね、実態運営のほうも見

せていただければ、予算を見るときに、一々次長が長くしゃべらぬでもですね、ああ、わかりましたというようなことになっていくというふうに思いますので、そこんところはよろしくお願いします。

済みません、長くなりました。以上です。

○委員長（松永純一君） ほかに意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で、第3款・民生費及び第4款・衛生費については終了します。

執行部入れかえのために小会します。

（午後1時31分 小会）

（午後1時35分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

それでは、引き続き、教育部から歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、大変お世話になります。

議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算でございますが、第9款・教育費、44億5467万6000円をお願いしております。そのうち教育委員会関係分は37億5640万2000円でございます。

詳細な内容につきましては、後ほど釜教育部次長が説明をいたしますので、重複する部分もあるかと思いますが、私から主なものについて、簡単に説明をさせていただきたいと思ます。座って説明をさせていただきます。

平成25年度当初予算と、今年度、すなわち平成24年度当初予算を比較いたしますと、教育費で2億5079万9000円の増となっております。構成比では、今年度の8.21%か

ら、平成25年度では8.61%となっております。

平成25年度当初予算につきましては、市議会からの御提言等も踏まえて、策定に努めたところでございます。

教育部の重点課題の一つであります、学校施設耐震化については、計画にのっとり、平成25年度も引き続き耐震化を推進し、平成25年度末で耐震化率80%となるよう鋭意取り組んでまいります。

そのほか学校施設が安心・安全な教育環境となるように、改築、改修等を行ってまいります。

学校教育においては、学校支援職員を86人から90人に4人増員し、教育活動の充実を図ります。

不登校児童生徒の適応指導事業くま川教室では、平成25年度から新たに特別支援教育の免許を有する指導員を配置し、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。これは本年度の行政評価外部評価委員会での御意見を踏まえたものでございます。

また、就学援助事業のうち学校給食費については、平成25年度から限度額を見直し、支払いが困難な児童生徒の保護者に対し、経済的な支援の拡充を図ります。これにつきましては、平成23年度の市民事業仕分けの結果を踏まえたものでございます。

そのほか生涯学習課、教育サポートセンター、図書館、博物館がございしますが、学校教育、社会教育のさらなる充実を目指して、平成25年度も教育部一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○教育部次長（釜 道治君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、釜教育部次長。

○教育部次長（釜 道治君） はい、お世話に

なります。

それでは、早速ですが、教育費について説明をさせていただきます。座って説明いたします。

それでは、予算書の8ページを、まず、お願いをいたします。市民協働部所管の文化・スポーツ部門を含めた第9款・教育費の概要について説明をいたします。当初予算に44億5467万6000円を計上しております。

項1・教育総務費では5億4831万9000円を、項2・小学校費では7億1687万4000円を、項3・中学校費では5億7886万4000円を、以下、記載の額を、当初予算としてお願いをいたしておるところでございます。

冒頭に申しましたように、市民協働部の分を含めております。私ども教育部所管分のみでまいりますと、37億5640万2000円が、教育部所管の予算となります。

それでは、資料の16ページをお願いいたします。歳出の資料がございますが、款9・教育費は、対前年度比2億5079万9000円の増額となっております。

予算規模は、臨時的経費の有無に大きく左右される面がございますが、予算増の主な理由としては、教育委員会では、引き続き学校の校舎、体育館の改築及び耐震化事業に取り組むこと、また、市民協働部所管でございますが、総合体育館の空調の入れかえ等、大きな数字がございますので、それらが主な増額の理由というふうに考えております。

財源内訳としまして、国県支出金1億4832万7000円、これは、八代養護学校校舎改築事業補助金、幼稚園就園奨励費補助金、要保護児童生徒就学援助費補助金などでございます。

次に、地方債が3億5780万円、これは、小中学校の耐震化事業、中学校の体育館改築事業、養護学校の改築事業に充てるものでござい

ます。

次に、その他1億4280万6000円、これは、学校の体育館や校区公民館等の施設使用料や幼稚園保育料、奨学資金貸付金元金収入等でございます。

次に、一般財源38億574万3000円でございます。それでは、具体的に教育部が所管いたします事業の内容について説明をいたします。

98ページをお願いをいたします。目ごとに節の主なものを説明をさせていただきます。なお、説明欄の金額は、事業単位として記入しております。よって、これから説明します節単位での金額と、事業単位との金額が一致しないということもございますので、事前にお断りしておきます。

それでは、まず、項1・教育総務費の目1・教育委員会費では349万5000円を計上しております。主なものは、教育長を除く教育委員4名の報酬296万4000円と旅費37万6000円は教育委員の定例教育委員会、定例市議会出席に伴う費用弁償でございます。

目2・事務局費では、次のページに移っておりますが、事務局費では4億3262万1000円を計上しております。対前年度比1039万9000円の減でございます。職員手当中、退職手当の減がその主な理由でございます。

特定財源のその他については、奨学資金貸付金元金の収入額でございます。

節1・報酬は、学校統合等審議会委員、奨学生選考委員会委員の委員報酬でございます。節2・給料から節4・共済費までは、教育長及び教育委員会の事務局、教育総務課、教育施設課、学校教育課の職員計49人分の人件費が主なものでございます。節7・賃金は、学校施設の営繕業務を行う嘱託職員2人及び育児休業に伴う臨時職員の配置に伴う経費でございます。節8・報償費は、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、日本語指導の支援や担任への助言

を行う日本語指導員に要する謝礼82万7000円、ほかに小中一貫・連携教育推進事業や泉町における学校統合の準備に伴う委員謝礼でございます。節11・需用費は、消耗品が主なものでございます。節13・委託料は、不登校に至る可能性の高い児童生徒やいじめ被害を受けている可能性の高い児童生徒を早期に発見し、また、学級集団の状態を分析するための診断テストに要する経費75万7000円及び小中養護学校総合文化祭開催に伴う経費でございます。節の21・貸付金960万円は、奨学資金貸付金で、新規の貸し付け13人分、継続貸し付け14人分、計27人分を予定して、予算化をいたしておるものでございます。

目3・教育サポートセンター費では2421万5000円を計上しております。

節2・給料から節4・共済費までは、教育サポートセンター職員2人分の人件費が主でございます。節8・報償費は、教育サポート事業の教育サポーター2人分の謝金208万円、ほかに夏休みに開催しておりますサマー楽習会の支援をお願いしております熊本高専の学生さんへの謝礼、科学発明展の賞品代などでございます。なお、教育サポート事業については、学力向上や不登校解消等本市の教育課題の解決に向けた事業として、その役割を高めておりまして、サポート件数も年間300件以上となっております状況でございます。節11・需用費では、小学校で使用します、わたしたちの八代市、やつしろ行ってみマップ、環境教材未来につなごうなど、郷土学習用の副読本作成に伴う印刷製本費20万8000円が主なものでございます。

次の目4に移らせていただきます。特別支援教育推進費158万4000円は、障害のある幼児・児童生徒の就学環境を確保するための就学指導適正化事業、就学時精密検査事業、特別支援教育推進事業に要するそれぞれの経費でございます。

節8の報償費は、就学時精密検査時の医師や就学指導委員等への謝礼でございます。

次の目5・学校保健費では8640万4000円を計上しております。

特定財源のその他380万1000円は、日本スポーツ振興センター共済掛金に対する保護者負担金でございます。

節1・報酬は、児童生徒の健康診断に伴う学校医128人分の2870万3000円、学校歯科医47人分の1015万2000円及び学校薬剤師50人分の492万円でございます。節9の旅費については、学校医等の費用弁償でございます。節11・需用費の主なものは、各学校に配備しておりますAEDのパッド交換やバッテリー交換に要する消耗品費117万8000円です。節13・委託料は、児童生徒の心電図や尿検査及び学校・幼稚園職員の健康診断事業に係る経費1847万9000円と、水質検査等の保健衛生管理事業465万7000円が主でございます。節19・負担金補助及び交付金は、学校管理下において、けが等で負傷した場合に見舞金の給付を受けることができるよう、日本スポーツ振興センター災害共済給付事業に加入するための共済掛金1万582人分の970万円が主なものでございます。

次のページに移ります。次の項2・小学校費、目1・学校管理費では4億9532万6000円を計上しております。対前年度比3294万2000円の増となっております。これは耐震化事業及び施設整備事業にかかわる委託料、工事請負費の増に伴うものでございます。

特定財源の地方債3490万円は、小学校の耐震化事業に充てるものであり、その他352万9000円は、小学校体育館の使用料が主なものでございます。

節4・共済費及び節7・賃金は、小学校の用務員23人、事務員19人の非常勤職員に要する経費が主でございます。節11・需用費は金

額が多額に上っておりますが、各小学校の運営管理上必要となる義務的な経費が主でございます。光熱水費、消耗品等が主なものでございます。節１２・役務費の主なものは、消防設備点検、貯水槽清掃、電話料、樹木剪定等に係る手数料でございます。節１３・委託料は、八竜小、新たに４月よりスタートします東陽小のスクールバスの運行業務委託３２２１万円、機械警備委託１０５０万４０００円、小学校７校、これは千丁小、松高小、龍峯小、太田郷小、代陽小、郡築小、日奈久小の各校舎と龍峯小の体育館の耐震改修設計委託３６７８万９０００円、ほかに電気保安業務や給水設備の保守点検委託等でございます。節１４・使用料及び賃借料は、スクールバスとして使用します車両の借り上げ料や学校敷地の土地使用料等が主なものでございます。節１５・工事請負費は、松高小の給水設備改修工事、鏡小の高圧受変電設備改修工事、植柳小の栽柳園排水改修工事、ほかに代陽小、有佐小等の施設整備費でございます。節１８・備品購入費は、一般備品の購入費用でございます。

続きまして、目２・教育振興費では２億２１５４万８０００円を計上しております。

節８・報償費では、理科支援員３人分の１６３万８０００円、学校評議員１２０人分の１３６万８０００円、学校図書館指導員１８人分の１０７１万円及び特別支援教育支援員３１人分の３０６９万円を、それぞれ計上しております。なお、前年度より特別支援教育支援員については、小学校で２人増員をいたしております。節１１・需用費は、消耗品が主なものでございます。節１３・委託料は、図書システム保守点検委託３９４万２０００円、学力検査委託６０１万８０００円が主なものでございます。節１４・使用料及び賃借料は、パソコン教育推進事業に係るパソコンリース料９３９５万７０００円及びスポーツ大会や水俣に学ぶ肥後っ子教室

開催時のバス借り上げ料が主なものでございます。節１８・備品購入費は、教材備品整備費１９９１万５０００円及び学校図書購入費に１２７６万３０００円でございます。節１９・負担金補助及び交付金では、旧泉第七小校区から隣接の学校へ通学する際の遠距離通学費補助金８５万５０００円が主なものでございます。節２０の扶助費は、生活保護に準ずる要保護・準要保護の児童の保護者に対して諸経費の援助を行うものでございまして、学用品費、修学旅行費等に要する経費として２０３９万９０００円、医療費に要する経費として３３７万６０００円を予定をさせていただいておるところでございます。それが主な内容でございます。

次に、項３・中学校費、目１・学校管理費として２億５８３６万７０００円を計上しております。対前年度比１４８１万１０００円の増であります。これは、施設整備事業に伴う工事請負費の増が主な理由でございます。

特定財源の地方債２０１０万円は耐震化事業に充てるものであり、その他２２０万３０００円は中学校の体育館使用料が主なものでございます。

節４・共済費及び節７・賃金は、中学校の用務員１４人、事務員８人の非常勤職員に要する経費と、泉中寄宿舍の舎監、給食調理員等に要する経費でございます。節１１・需用費は、中学校の運営管理上必要となる義務的な経費が主でございます。光熱水費、消耗品、修繕料等が主なものでございます。節１２・役務費の主なものは、消防設備点検、貯水槽清掃、電話料、樹木剪定等に要する手数料等でございます。節１３・委託料は、中学校５校、一中、東陽中、四中、六中、二見中の校舎の耐震改修設計委託２１２１万３０００円、機械警備委託４９５万９０００円、電気保安業務・給水設備保守点検委託７６６万円等でございます。節１４・使用料及び賃借料は、学校敷地の土地使用料５０４

万円が主なものでございます。節１５・工事請負費は、泉中プール改修工事、六中グラウンド側溝しゅんせつ工事に伴う経費でございます。節１８・備品購入費は、一般備品の購入に充てるものです。節１９・負担金補助及び交付金は、主に氷川中学校組合負担金２５５万１０００円でございます。２５年度は６人の生徒が通学予定でございます。

次の目２・教育振興費では、２億４７０７万２０００円を計上いたしております。対前年度比２６３５万９０００円の減でございます。これは、需用費の消耗品費の減が主なものでありまして、２４年度には中学校の教科書改訂に伴う学校配置用教科書及び指導書の購入経費が約２８００万ございました。そういったものが大きく、少なくなったということで、減が出ておるところでございます。

なお、特定財源の国県支出金２２３万１０００円は、理科教育設備整備費等補助金、要保護生徒就学援助費補助金、特別支援教育就学援助費補助金の国の補助金で、その他２９０万２０００円は、外国語指導助手、ＡＬＴの宿舍の使用料でございます。

節１・報酬、節４・共済費は、外国語指導助手１０人分の報酬と共済費でございます。節８・報償費では、不登校児童生徒の適応指導事業くま川教室の指導員８人分の謝金６４２万８０００円、やつしろ子ども支援相談室相談員１人１１６万円、学校評議員６６人分の７５万３０００円、学校図書館指導員７人分の４１万５０００円、特別支援教育支援員１１人分、——これは昨年より１名ふえております——が、１０８９万円、いじめ・不登校問題にかかわる生徒指導員９人分、——これも昨年より１名増員しております——８１２万２０００円のそれぞれの謝金が主なものでございます。節９・旅費については、中学校体育大会、いわゆる中体連の全国大会や九州大会等に出場する生徒等の

特別旅費１３０７万円が主なものでございます。

節１１・需用費の主なものは、修繕料２１２万７０００円と、学校配置用教科書、指導書の購入経費１５５万６０００円でございます。節１３・委託料は、図書システム保守点検委託及び学力検査委託が主なものでございます。節１４・使用料及び賃借料では、パソコン教育推進事業に必要なパソコンリース料６７７４万円、ほかに中体連等でのバス借り上げ料、会場使用料が主なものでございます。節１８・備品購入費は、教材備品整備に１２４４万５０００円、学校図書購入費に１０２５万２０００円でございます。節１９・負担金補助及び交付金は、第八中学校、坂本中学校、東陽中学校に通学する生徒で、通学距離が一定距離以上でバス等を利用して通学する生徒に対し、その通学費用等を補助する遠距離通学費補助金４９２万６０００円、ほかに中体連への補助金１７５万６０００円、外国語指導助手招致に関する負担金１２３万円が主なものでございます。節２０・扶助費は、小学校と同様に生活保護に準ずる要保護・準要保護の生徒の保護者に対して諸経費の援助を行うものでございます。学用品費、修学旅行費等に要する経費３２４８万３０００円、医療費に要する経費１７８万２０００円を、主に予算化しております。

次に、目３・学校建設費は７３４２万５０００円を計上しております。対前年度比３２４９万９０００円の増です。

２５年度予算では、四中体育館改築に伴う備品購入、七中体育館改築関連事業、六中体育館及び武道場改築事業、泉中通学路歩道整備事業に伴う関連予算を計上しております。

特定財源の地方債６７７０万円は、七中、六中、泉中の建設事業に充てるものでございます。

節１３の委託料は、六中体育館、武道場の基本・実施設計等に要する委託料です。節１５・工事請負費は、七中体育館の解体工事及び駐車

場整備等屋外附帯工事と泉中通学路歩道整備に要する経費でございます。

恐れ入りますが、1枚おあげください。次に、項4・特別支援学校費、目1・学校管理費では4197万8000円を計上しております。対前年度比851万5000円の増です。備品購入費の増でありまして、スクールバスの買い換えに要する経費が主な増の理由でございます。

節4・共済費及び節7・賃金は、養護学校の非常勤用務員1人分でございます。節11・需用費は、養護学校の運営上必要となる義務的な経費でございます。節13・委託料は、スクールバス4台の運行委託料1667万4000円が主なものでございます。節18・備品購入費は、スクールバスの買い換え経費998万8000円、一般備品89万4000円でございます。

目の2・教育振興費では1055万7000円を計上しております。

節の8・報償費は、学校評議員5人分の5万7000円、特別支援教育支援員3人分の297万円及び医療的ケアを必要とします児童生徒への対応を行う看護師4人分の348万円のそれぞれの謝金を計上しております。節14・使用料及び賃借料は、パソコンリース料でございます。

目3・学校建設費では、八代養護学校の校舍改築事業に要する経費3億2202万5000円を計上しております。

特定財源の国県支出金7448万7000円は、国の特別支援学校校舍改築事業補助金でございます。地方債2億3510万円は、養護学校校舍改築に充てる起債でございます。

項5・幼稚園費、目1・幼稚園費では2億2385万円を計上しております。

特定財源の国県支出金633万7000円は、国の幼稚園就園奨励費補助金で、その他2032万円は幼稚園保育料でございます。

節2・給料から節7・賃金までは、幼稚園職員21人分と非常勤の用務員6人及び育児休業等に伴う臨時職員に要するそれぞれの経費でございます。節8・報償費の主なものは、学校評議員18人分の20万6000円、幼稚園保育指導員7人分の謝金550万4000円でございます。節11・需用費は、各園の運営管理に必要な光熱水費、消耗品費、修繕料が主でございます。節13・委託料は、代陽幼稚園、太田郷幼稚園の外壁調査委託、機械警備委託、電気保安業務委託等に要する委託料でございます。節15・工事請負費は、龍峯幼稚園の廃園について、別途条例の御審議をいただきますが、廃園に伴う園舎解体に伴う経費を予定化させていただいております。節19・負担金補助及び交付金では、家庭の所得に応じて保護者の保育料の負担軽減を図る幼稚園就園奨励費補助金249人分が主なものでございます。

次の項6・学校給食費、目1・学校給食費では6億636万8000円を計上しております。対前年度比2010万9000円の増でございます。学校給食施設整備に伴う委託料、工事請負費の増と、準要保護児童生徒就学援助に伴う給食費の扶助費の増が主な理由でございます。

節2・給料から節の7・賃金までは、職員10人並びに鏡小、八竜小など単独調理校の嘱託職員14人、東陽学校給食センターの嘱託職員7人の人件費関係でございます。節11・需用費は、光熱水費、燃料費で大半を占めます。残りが修繕料、消耗品でございます。節12・役務費については、害虫駆除、厨房施設清掃、職員の衛生検査に要する経費でございます。節13・委託料の主なものは、千丁学校給食センター調理等業務委託1385万3000円、鏡中学校給食調理業務委託1087万5000円、その他浄化槽管理委託、汚泥処理委託等でございます。節15・工事請負費は、麦島学校給食センター蒸気配管消毒保管庫改修工事、中部学

校給食センター排水溝改修工事に要する経費でございます。節１８・備品購入費は、消毒保管機、冷蔵庫、空調機の購入、整備に要する経費でございます。節１９・負担金補助及び交付金は、財団法人八代市学校給食会への運営補助金でございます。場長、調理員、配送員、営繕、事務局、計１０１人分の人件費２億９１０７万円及び消耗品等５９８万５０００円でございます。節２０・扶助費は、経済的に困窮する世帯に対して給食費を援助する準要保護児童生徒就学援助経費１５２９人分の６４１８万５０００円が主なものでございます。

次、項７・社会教育費に移ります。目１・社会教育総務費では１億３２６２万６０００円を計上しております。

特定財源の国県支出金２２９万８０００円は、県学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金と県地域人権教育指導員設置費補助金でございます。

その他５９２万９０００円は、八竜山自然公園、さかもと青少年センター等の使用料及び教育文化センター建設基金利子が主なものでございます。

節１・報酬は、社会教育委員１０人と社会教育指導員３人及び地域人権教育指導員１人に要する経費でございます。

節２・給料から節４・共済費までは、職員９人分の人件費関係が主でございます。節８・報償費は、放課後子ども教室や学校支援地域本部事業など、学校・家庭・地域の連携協力推進事業に係るコーディネーター、学習アドバイザー等の謝金２６１万６０００円と解放学習等人権教育事業の講師謝金１８０万円が主なものでございます。節１１・需用費、節１２・役務費、節１３・委託料は、主に八竜山自然公園、さかもと青少年センター、社会教育センターや赤星公園等の運営管理に要する諸経費を計上しております。なお、節１３・委託料には、成人式実

行委員会運営委託１３０万円が含まれております。節１９・負担金補助及び交付金の主なものは、社会教育団体育成事業としての市地域婦人会連絡協議会事業補助金１７０万円、市子ども会育成連絡協議会補助金１２５万円でございます。節２５・積立金は、教育文化センター建設基金の利子を積み立てるものでございます。

次、目の２・公民館費では２億７１７７万円を計上しております。

特定財源のその他は、校区公民館の会場使用料及び公民館講座の受講料でございます。

節１・報酬は、八代、松高、植柳、麦島、代陽の５公民館の非常勤公民館館長の報酬１８７万８０００円と、公民館運営審議会委員１０人分の報酬１１万８０００円でございます。

節２・給料から節４・共済費までは、公民館主事等職員２６人分の人件費でございます。節８・報償費は、生涯学習講座である家庭教育学級、高齢者学級、婦人学級、地域公民館講座、まなびフェスタやつしろ、などの講師謝金でございます。節１１・需用費の主なものは、各校区公民館の維持管理に必要な光熱水費、消耗品費及び施設整備費修繕費で、２５年度は８００万円の整備費で、松高公民館図書室空調機改修や代陽、八代、植柳、二見各公民館のトイレ改修などなどを行います。節１２・役務費は、各校区公民館の電話料、浄化槽清掃手数料等に要する経費が主でございます。節１３・委託料は、各公民館の電気保安等の保守点検、機械警備、清掃及び窓口業務等の施設維持管理委託と、各校区総社協社会教育事業委託、公民館祭り等の地域交流事業委託が主なものでございます。節１４・使用料及び賃借料は、コピー機やNHKの受信料等が主でございます。節１９・負担金補助及び交付金は、自治公民館の施設整備費補助金の新築１件分、修繕２７件分、計９６２万５０００円が主なものでございます。

次、１目飛びまして１０９ページ、目４・図

書館費でございます。目４・図書館費では１億６６０３万１０００円を計上しております。対前年度比３１８９万３０００円の減です。主な理由は、開館日の拡大を含めた窓口業務等の委託拡大に伴い、職員の配置数を４人削減していることから、その削減額が主な理由でございます。

節１・報酬は、図書館協議会委員の報酬でございます。節２・給料から節４・共済費までは、本館、千丁分館、鏡分館の計１０人分の人件費が主でございます。節１１・需用費は、光熱水費が主なものです。加えて、２５年度は施設整備として図書館南側玄関のスロープ改修等を行うことといたしております。節１３・委託料は、窓口業務等の委託３６０５万９０００円、図書館システムの保守委託３３２万１０００円、空調設備保守点検委託２３６万円が主でございます。節１４・使用料及び賃借料は、図書館システムの使用料が主でございます。節１８・備品購入費は、３館分の図書・視聴覚資料の購入費でございます。３館合わせて約１５００点の新規図書及び視聴覚資料を購入予定でございます。

最後になりますが、目５・博物館費では１億３７１４万円を計上しております。対前年度比５６９万６０００円の増でございます。施設整備に伴う修繕料及び特別展展示作品の運搬料の増が主な理由でございます。

特定財源のその他は、特別展覧会等の観覧料及び図録販売が主なものでございます。

節１・報酬は、博物館協議会の委員報酬でございます。節２・給料から節４・共済費までは職員８人分の人件費が主でございます。節７・賃金は、博物館長及び特別展覧会開催時の臨時職員の賃金でございます。節１１・需用費は、光熱水費、印刷製本費などが主なもので、施設整備として、事務室空調機の更新工事を予定いたしております。節１２・役務費は、特別展の展示作品の運搬料５６５万８０００円が主なも

のでございます。節１３・委託料は、館内外の監視警備、夜間常駐警備、コントロール業務、清掃業務、受付・案内業務等に要する委託料でございます。節１４・使用料及び賃借料は、常設展示事業としての松井文庫資料借料２１０万円が主なものでございます。

なお、２５年度の特別展覧会事業として、仮称ではございますが、１０９ページに書いておりますとおり、春季展天草が生んだ名宝高浜焼、夏季展八代城―麦島城と松江城、秋季展秀吉が八代にやって来た、冬季展八代妙見祭笠鉾のヒミツを開催し、市民の皆様が八代の地で素晴らしい芸術作品に触れていただけるよう計画をいたしております。

また、２５年度は教育普及活動事業として、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用し、新八代駅の発掘調査で見つかった小銅鐸の鋳造を体験できる八代オリジナル教材を製作しまして、体験講座や学校での活用に取り組むこととしておるところでございます。

以上が、２５年度当初予算の概要でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（飛石順子君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） 今説明の中で、図書館のスロープ改修してくださるということで、もう何年も前に、私言ってましたので、すごくありがたいなと思っております。やっぱり、車椅子の方々が、すごく使いにくいという声でしたので、ありがとうございました。

図書館は、市民の方の、すごく憩いの場でもあります。子供たちもいっぱい利用しておりますので、たくさん利用していただけるように頑張っていきたいと思っております。

それから、図書館の、市民の方から、図書館のトイレがね、ちょっとね、においがきついと

いう指摘がっておりますので、それはもう、清掃の方等も含めて、ちょっと、一度しっかり見てもらうといいと思いますので、要望しておきます。

○委員長（松永純一君） はい、濱田図書館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい、図書館の濱田でございます。

今、御指摘いただきましたトレイのですね、においにつきましては、私どもも心がけておりました、消臭剤といたしますか、そういったものも備え置いておりますが、使用上ですね、においがするような御使用をなさっている方もいらっしゃると思いますので、清掃員も含めまして、私ども注意をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（飛石順子君） よろしく願いいたします。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい、耐震化事業です、101ページですかね。この耐震化事業については、もう以前から、早く進めようという意見も出ておりました。それについては、今度の事業、補正の予算のほうは後になりますけれども、大体、今、進んでいる状況、どのくらいの学校が済んでおりますか。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住真也君） はい、教育施設課でございます。

今年度の、今年度というか、24年のですね、25年4月現在で76%になる見込みでございます。それから、25年度末、来年が、一応80%になる見込みとしております。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） これについては、耐震も含めて、いろいろ改修も、改築までずっと組んでまいりましたですたいな。それと合わせれば、もう、大体相当進んでおるといふような気がするんですけども、どんなでしょうかね。改築まで、合わせて、大体そのくらいですか。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住真也君） 今申しましたのは、耐震化率でございます、25年度に、今耐震の事業として、委託を、実施設計をお願いしております。小学校費で12校、それから、中学校費で5校だったと思いますが、これらで、一応実施設計については25年度で全て終わります。だから、耐震化の工事につきましては、27年度いっぱいまでかかる予定でございます。

○委員（福嶋安徳君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 耐震の、この工事は地元業者にさせよとですか。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住真也君） はい、一応元請の入札につきましては、市内業者ということでやっております。それから、下請につきましては、一応強制はありませんが、仕様の中で、市内業者を使っていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 中には、県外の業者も入っているという話を聞いてますから、なるべく地元業者を使っていただくように、ね、お願い

しときます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、ちょっとページは、いろんなところに掲載がありますので、特定は、ちょっとできかねますけれども、図書館、あるいは特別支援教育、生徒指導の先生、看護師さん、幼稚園の指導員の先生方、これに関する経費のことについてお尋ねしたいと思いますんですけども、先ほど来、それぞれ人数と予算額、計上額の話がありましたので、ちょっと概念的にお1人当たり年間100万程度かなというふうに、頭の中でイメージしておりますんですけども、それぞれの職種で、単価といたしますか、違いがありますでしょうか。

それと、それぞれの職種で、おおむね一月当たり、月額の謝礼金というのはお幾らぐらいになるのか、あわせてお尋ねいたします。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） こんにちは。学校教育課、塚副です。

今、お話、質問がありましたけれども、図書館指導員につきましては、年間1人当たり59万5000円、それから、特別支援教育支援員につきましては99万円、生徒指導員につきましては90万2400円、保育指導員につきましては78万6250円、看護師につきましては87万円というふうになっております。

以上です。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、個別に御説明ありがとうございました。

図書館の指導員さんは60万弱ということですが、ほかの先生方、指導員については80万から100万弱程度というような御説明だった

かと思いますが、そうしますと、100万ぐらいというのをイメージすると、月当たりでいくと8万から9万あるか、ないかぐらいだと思うんですね。

ここで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、例えば、特別支援の支援員さん、幼稚園の指導員さんという立場、その役割というのは、八代市教育委員会としては、今や欠かすことのできない職だというふうに御認識でしょうか。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、失礼します。

今の御質問ですけれども、今、西濱議員さんがおっしゃるように、八代市では、この特別支援教育支援員、また、保育指導員等につきましては、欠かせない支援員だというふうに思っております。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） そこでですけれども、支援員を派遣していらっしゃる教育委員会というのは、八代市ばかりでないというふうに思いますんですよね。全国見渡しても、また、県内にもあると思います。そうしたときに、その支援員さんのかかる経費、人件費は、各市町村教育委員会が拠出なさるわけでしょうけれども、配慮を要される子供さんが、やはり、以前に比べると割合が多くなっているという事実が、通常学級でも配置していらっしゃる状況を見て、手にとってわかるわけなんですけど、そうしましたとき、こういう取り組みというのは、今後も各市町村教育委員会が主体的に予算の手当てなりしていくことになるのか、あるいはこういうのを、県教育委員会で一部でも負担していただいて、月額8万、9万という雇用状態というのは、謝礼という呼称からもわかりますように、

非常に厳しいところがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。非常に大事な子供さんを育てていくためには、こういった機能は、私も必要というのは賛同いたしますけれども、その雇用環境というのは、かねて一般質問を議場でも、各議員さんが御提言なさっていらっしゃいますように、労働環境を官製ワーキングプアとならないように配慮するのが必要だと思いますので、こういったところを、県教育委員会に何がしか、提言なり、意見を上げていかれるお考えとかありませんでしょうか。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、今、おっしゃっていただきましたように、八代市教育委員会といたしましても、県教育委員会のほうに、今の、おっしゃったような提言をですね、やっていきたいというふうに考えております。

○教育部次長（釜 道治君） 今の補足させていただきます。

○委員長（松永純一君） はい、釜次長。

○教育部次長（釜 道治君） はい、今課長がやっていきたいということで、さらに、続けていかなければいけないということでございますが、今もこれ、八代市に限った問題だけではございませんので、例えば、教育長の、県の教育長の連絡会議とか、県の教育委員会の連絡会議とか、そういうものの中で、県ないし国にも、こういう財政的な支援をお願いいたしたいということでの要望は、今も続けてやっておるところでございます。

それと、先ほどの金額が、五、六十万とか80万とかがあるんですが、今、あくまでもそれぞれの指導員については、単独で動かれるということではなくて、それぞれ先生のサポートという形で、まず、ございます。それと、当然夏休み等があったりとかするもんですから、年間

大体180日とか200日とか、そういう必要な日にちの中で、そして、必要な時間をお願いしておるということから、先ほどの1年の額的なものが出てきておるということです。

確かに手厚い措置ができれば、なおさらよろしいのかなという認識は持っております。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、釜次長の御説明、よく、私も承知しております。あくまでも月例給としての雇用形態でないという実績の積み上げでございますし、また、こういうことは社会的な課題として、今後重要として取り組むべき、途上だというふうにも思っておりますので、先ほどの御答弁ありました、予算案あたりについても、県、国に対して要望されていく、そういうお取り組みを一層ですね、充実させていただきたいをお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） これも101ページなんですけども、学校体育の場合、ひところ全国で騒がれました、今の学校体育、部活動も含めてなんですけれども、そういうのに合わせた指導者としての体罰とか、そういった流れがいろいろお騒がせがあったわけでございますけれども、そういう指導体制のもとに、今八代市の学校体育、それに部活ですね、そういうのが、どういった方向で、この指導なり、推進なりをやっておられるのか、少し伺わせてください。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、今の体罰の件に関しましては、学校体育、または部活動以外もですけれども、体罰に頼らない指導をお願いしているところでございます。各学校か

らも、部活の指導者、または外部指導者につきましても、そういう話をして、子供たちの健全育成のために頑張っていこうというところで、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） それに合わせましてですね、やはり、体罰を否定されるということになりますと、指導者に対しての、またいろんな、何ちゅうか、中学生ぐらいになると、先生なめて、いろいろ、暴言が出てくるような気がしますけれども、そういったところには、どうなんでしょう。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、やはり、手を上げるということは、肉体的、また精神的にも、子供を傷つけてしまうという可能性があります。子供たちと学校の教員、また指導者が向き合って、語り合ってですね、いかなければならないというふうに思っております。それを今学校でも取り組んでいただいているところ です。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 生徒さんのですね、そういった流れで、やはり、理解を得ていく、そういうのが必要になろうかと思えますけれども、なかなか、そういったところにも厳しい流れが出てくるような気がするんですけども、指導者としての、そういった理解を得ていただくような努力というのが、どうなんでしょうね。それと、いろんな、両方の面で悩みがあるんじゃないかなあと思います。そういったところをですね、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（松永純一君） はい、ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） それと……

○委員長（松永純一君） あっ、まだですか、はい。

○委員（福嶋安徳君） それと、今の学校給食なんですけれども、それについては、以前から地産地消をですね、ずっと合併前から、給食については地産地消をやっていたほうが、より有利なところもあるし、安心・安全な食べ物を子供たちに食べていただくというような呼びかけで、ずっとやってこられましたけれども、現在は地産地消、八代の産物がどれだけ利用されているのかですね、お聞かせください。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、和久田教育総務課長。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい、教育総務課の和久田でございます。

学校給食の地産地消におきます割合でございますが、米に関しましては、基本的に100%ということでございます。あと、野菜、その他になりますと、かなり、八代でとれる産物でないものも給食に非常に多うございますもんですから、八代産という限定した割合になりますと、重量ベースで15%というような形になります。しかしながら、八代市内産と熊本県産、そういった分も含めて拡大いたしますと、71%というような形になっております。なるべく基本的には地元の物、八代産、なければ熊本県産というようなところで、今後も取り組んでいく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい、それをお忘れなく、継続して、そういった形をとってきていただいているというのは、本当にありがたく思い

ます。

なおですね、今後、米は100%ということで、これはまず安心だと思います。今後、本当に、野菜類については外国産が、相当今、入り込んできております。魚にしろ、肉にしろ、そういった品物も結構入ってくるように思われます。それについてもですね、本当に十分吟味されてですね、そういった安心して、八代産であるというのがですね、それを十分踏まえた中で利用していただきたいというふうに思います。

今後相当、いろんな外国産、入ってきます。農薬関係はですね、外国では、やはり、検査なしで散布されておりますのでですね、そういう点も十分理解をしながらですね、選んでいただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） ちょっと関連ですけど、米は100%と言われますけど、米粉パンはどのように、使っているのか。導入しているのか。使うとらぬば、使うとらぬでよか。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、和久田教育総務課長。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい、米粉パンも、学校給食には導入してございます。済みません、回数につきましては、月何回とかいう詳しいところまでは、今ちょっと、覚えておりませんが、毎学期必ず数食は含まれていたところでございます。

○委員（矢本善彦君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 今、学校給食に関してですが、学校給食、何かの機会に、私言ったよ

うな気がするけど、民営化の件については、何か話し合いとか何とかされたことがありますか。学校給食、今財団法人に委託しておりますでしょう、業務委託。それを完全民営化ということで、1回、一般質問だったかな、何かで言うたと思ったんですけど。他市の例も挙げて。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、和久田課長。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい、学校給食会の民営化というお尋ね……（委員上村哲三君「いや、全体の委託、全体委託」と呼ぶ）八代市の学校給食全体ということですね。

合併した当時と、今現在も変わっていないところはあるんですけども、今、八代市の学校給食に関しましては、旧八代市が、財団法人学校給食会が給食をつくっているというふうな形になっております。

それから、旧町村ごとに、少し違いますけれども、旧泉——泉町と東陽町におきましては、東陽学校給食センターで直営で給食をつくっております。

それから、坂本町につきましては、小学校、中学校、それぞれ直営の自校給食でつくっております。

それから、千丁町におきましては、千丁学校給食センター1カ所で、千丁の市内の小中、幼稚園の給食をつくっている。

それから、鏡町につきましては、全ての学校で自校給食、ただ、鏡中学校だけ自前ではなくて、鏡中学校の給食だけ、民間の企業に委託をしているというような形になっております。

それと、あと、千丁学校給食センターも民間業者への委託ということで、民間への委託につきましては、今のところ、千丁と鏡中の2カ所というような状況でございます。

給食全体として考えていけないといけませんので、今後は、費用対効果から、経費的な面からいいますと、もう委託するのが一番いい、費

用の面からいいますと、委託のほうが一番いいとは思いますが、その辺も、今現在自校給食のところもあれば、センター方式のところもあるということで、給食施設全体のことも考えないといけない。それとあと、旧八代市の給食センターも、既に建ちましてから35年以上経過しているというところもあります。それと、あわせて、子供たちの数が毎年減っていると、そういうところも総合的に考えて、なるべく早いうちに、その給食施設に関して、あるいは給食をつくる部分に関しての計画といいますか、整備計画も含めたところで考えていかなければならないというふうには考えております。今、課題としているところでございます。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） さっき、地産地消の自給率というのが、数字が出とってですね、伸びないのはそこなんです。自校給食とか何とかやっているところはですね、地産地消が進むんです。大きなところに関してですね、例えば、私も当時の納入材料のね、チェックをしてみたときにですね、例えば、八代には、時期的に大量に揚がる海産物があります。しかし、それを1回も使ったことはない。値段はばかみたいにあくくなる、そのときには。なぜかといったら、魚に骨がついているからよ。そういうこともできないような調理員がやっているんだしたら、ど素人がやってもできるわけですよ。もっと効率よくできるわけですよ。例えば、海の町の天草のほうだったら、学校給食をね、地産地消ということで、漁協に言って、地元の魚を揚げてもらってから調理をして、子供たちに食べさせている。すり身にして、だんごにしたりとか、いろんな形ができる。八代はそういうのもない、全然。もうミンチの魚の肉は、何でもいから、これをそろえてくださいとか、時々季節外れにね、とれない時期にとれない魚を

入れてくださいって。冷凍物しかないんですよ、そういうときは。だったら、八代でとれる物を、もうちょっとね、献立を決める人がね、もうちょっと、本当のことを知らなきゃできない。知らずに発注してくるから、そんな状態なんです。だから、そういうのも思えばね、かえって民営化でやっているところのほうがね、そういうところには、物すごくね、理解があります。だから、そういうのを思って、地産地消、さっき話が出たんで、進めていくには、やっぱりそういう形が必要かなというふうな部分があるんですよ。調理員さん1人、ひとつがね、魚の3枚おろしもし切らぬような調理員さんばかりじゃないかなというふうな気がずっとですよ。

そういうところは、やはり、どういうふうな形のところがうまくやっているのかというのを、やっぱり検証しながらね、さっき三十何年もたったって言って、地産地消も、また建てかえるには大きな金が必要になる。だったら、違う形も変えてみるべきじゃないかなと。目の前に来て、今の学校耐震化と一緒にじゃないけど、危ないというときになって、何でもやったらつまらぬから、事前に、やはり検討していく余地をですね、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

もう答えは要らぬ。部長、どげん思いますか。部長に一言意見を求めます。

○委員長（松永純一君） はい、北岡部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、今お話がありました、海産物であったりとかですね、時期であったりとか、地元の物をということにつきましては、今いただきました御意見等につきましても、学校給食会、そういうふうなところにもですね、ぜひ検討して、地元の物がですね、使えるものはできるだけ使うようにということでは、お話をしていきたいというふうに思います。そのような状況になりますようにで

すね、こちらからも働きかけをしたいというふうに思っております。

○委員（上村哲三君） はい、じゃあ、もう一つよかですか。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 105ページの幼稚園費のところですが、龍峯幼稚園の廃園、解体に伴うということで、跡地利用とか何とかの計画あたりもできてるんですか。

○教育部次長（釜 道治君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、釜次長。

○教育部次長（釜 道治君） はい、お答えとしては、まだ、できておりません。

ただ、今、市としまして、この統廃合に伴う廃校跡地、これをどうするかということについては、方針を決めまして、今一歩ずつ、地元にもお話をさせていただいておるところでございますので、今回廃園ということになりますので、まず、地元にもですね、何か声があるのかどうかという作業に、25年度入っていかねればいけないと、それは今認識をいたしておるところでございます。

今現在では、まだしてないということでお答えをいたします。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） ということは、一応解体はしても、差し当たっては教育委員会の所管のもとに置いておくと。普通財産に直さないということでもいいんですね。

○教育部次長（釜 道治君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、釜次長。

○教育部次長（釜 道治君） 木造校舎でございますので、既に建設して50年ぐらいたっておりますので、この施設を何らかで使うということ自体は非常に難しいということで考えておりますので、まず、安全も含めて解体の予算をさせていただいておる。ただ、当面は、管理は教育委員会で管理をして、跡地の動きによってで

すね、処理するのは、当然普通財産に変えぬとか、そういう作業が出てまいりますので、活用について、25年度取り組みをしたいということで御理解いただきたいと思います。

○委員（上村哲三君） はい。あつ、もういい、これは後で意見でいいです。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 後に御説明、御報告があるかと思うんですけれども、今般取りまとめなさっていらっしゃいます教育振興基本計画と来年度予算編成のかかわりについて、少しお伺いしたいと思うんですけれども、予算編成、ここに計上してあるのは、全てとは言いがたいところがあると思いますけど、新たな振興計画と密接なかかわり合いがある事項というのもあるかと思うんですが、その中で、とりわけ、この計画をつくったことにより、来年度予算に対して、意識して整備拡充なりされた事業等が、もしあればですね、御紹介いただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○教育部次長（釜 道治君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、釜次長。

○教育部次長（釜 道治君） はい、教育振興基本計画につきましては、新たなということよりも、今私ども教育委員会が置かれておる状況の中で、いわゆる高いニーズの中で、この5年先、10年先をどうするかというような論議の積み上げとして、計画をつくったということでございます。

そういう意味では、同じ時期に、次の基本計画が、——市の基本計画がスタートして、実施計画も、それに合わせて進めていくということでございますので、これまで、それぞれのセクションで重要としてやってきました事業について、基本的に引き継いでいくというような概念

でやっております。

ですから、全く真新しいということよりも、例えば、小中一貫・連携教育の推進であるとか、そういったものについては、積極的に取り組んでいくと、そういう意味で、それぞれのセクションが持つとる中で、方向性をしっかりしてですね、目標をしっかりと、取り組みをしましょうというようなことで計画を策定しております。

そういう意味で、新しいとか、目新しいというよりも、振興計画で方向性を明らかにして、それに基づいた予算を、25年度入れられるものは入れて、予算化をしたというようなことでございます。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、答えづらい質問をして、申しわけなかったと思うんですけど、おっしゃっている意味は、よくよくわかります。よりどころとなるバックボーンがですね、整理できたということは、教育委員会の組織としても、非常に大事なことであったかなというふうに思いますので、今後、個々にいろいろ確認させていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 先ほども言いましたが、学校施設、いろんな中で、幼稚園にしろ、小学校、中学校にしろ、統廃合の問題がいろいろね、少子化の中で出てきておりますんで、その中で、廃校だ、廃園だというような形が出て

きたら、必ずやっぱり、事後計画もですね、入って、いろんな解体や改築やの方向性を見出していったきたいというふうに思います。

また、元来地元根差した文化施設であるという観点からするとですね、やっぱり、地元利用というのが一番いいのかもしれませんが、地元自体が過疎化の現象にある八代管内の中でね、それも大変難しいのかなというふうな気がします。

だから、さっき学校給食センターの話もしたんですが、民を上手に使うという方法を、今から考えていかなければ、自治体の財政も立ち行かないだろうということからすれば、学校施設というのは、いろんな地域の中でですね、一番いい、A級ポイントあるわけですね。そういう面からしたら、やはり、ある程度更地にして、民地売却にして、あと税金のことをもらうとかね、そこに入ってくるいろんな施設関連のですね、法人関係の税収につながるとか、そういうことまでですね、ひっくるめて考えながらやっていかなければですね、あそこはまだなんですよ、ここはまだなんですよ、もう10年以上前になったまま、そのままになって、社会スポーツセンターだ、何だっていうてやっている。そこで利用されて、実が上がっている部分はいいですよ。しかし、実が上がってない部分に関してはね、やはり、そのための、やっぱり評議員を招集して、やはり検討して、あとは市の本体のね、財政部局とも相談しながらですね、やはりそのところをちゃんと捉えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、課を越えてね、どうしても市の本体との別部門だから、教育委員会というのも、今、いろんな学校現場の中で、一番大変な時期でね、いろいろあるでしょうから、予算の積み上げをね、耐震化27年まで済まなきゃいけないというような部分の中から、一生懸命来ているわけでありますから、そのところで言う部

分はありませんが、その、やっぱり、間に、はざまにある事後処理、これから進んでいく中で、できてくる陰の部分ですね、そこをどうやって、日が当たっていくように、これは市全体に対してもそうだけど、地元に対しても、みんなに対して、やっぱり日が当たっていくような、事後の施策というのを、しっかり見据えた上でのですね、事業展開をやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。（「はい、ありました」と呼ぶ者あり）

はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） 今、学校施設のほうも耐震化のほうに一生懸命に取り組んでいられるということ、すごく評価してるんですけど、私が前にも一般質問で言いましたように、いつ地震があるかわからないということで、防災設備もね、それは、耐震化は耐震化として、防災設備も、早く取り組みしていただきたいと、要望しておきます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で、第9款・教育費については終了し、これより採決いたします。

議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

補正予算まで行きます。

◎議案第58号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（松永純一君） 次に、議案第58

号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） 北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 大変お世話になります。

議案第58号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第1号でございますが、第9款・教育費1億971万1000円をお願いいたしております。

その詳細な内容につきましては、釜教育部次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○教育部次長（釜 道治君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、釜教育部次長。

○教育部次長（釜 道治君） それでは、引き続き、よろしくお願いします。

当初予算の後に、すぐ補正を出しまして、申しわけございません。済みません、座って。

先ほど、24年度補正、10号で御説明をさせていただいたところでございますけれども、第四中学校の体育館の改築事業で、補正をですね、体育館の改築工事分3億2766万9000円と、武道場の改築工事7600万、計4億3669万を補正予算としてお認めいただいたところでございます。

その際に御説明もいたしましたところですが、本来、この1号補正でお願いします部分につきましても、1次補正でお願いをする予定といたしておったところでございますが、体育館改築費用の一部でございます、既存の体育館の面積より拡充する部分の経費についてということで、これが24年度ではなく、25年度の予算において、国の補助対象となるということになります。

したので、最も効率的にといいですか、効果的な対応をするということで、補正1号をお願いをいたしたところでございます。

資料2ページに、補正の額を1億971万1000円掲載をさせていただきました。具体的には、資料の8ページに、歳出の予算がございます。補正額、これは中学校費の学校建設費、第四中学校体育館に絡む分でございます。補正額が記載のとおりでございまして、特定財源につきましては、3091万1000円、国県支出金、これが公立学校施設整備費国庫負担金ということで、見込めるということから、この金額を入れております。

それと、地方債については7480万、これは、新年度でございますから、合併特例債というようなことでございます。

先ほど新しい体育館の構造でありますとか、面積については御説明をいたしましたので、今、1号補正に至った理由ということで、説明を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で、第9款・教育費については終了し、これより採決いたします。

議案第58号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。3時15分から再開します。

（午後2時56分 休憩）

（午後3時15分 開議）

○委員長（松永純一君） それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

◎議案第6号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計予算

○委員長（松永純一君） 議案第6号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 委員長。

○委員長（松永純一君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、大変お疲れのところ、申しわけありませんけれども、私のほうから、各特別会計の説明に入ります前にですね、私のほうから、平成25年度国民健康保険、あるいは後期高齢者医療及び介護保険の、それぞれの当初予算について、簡単に説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、国民健康保険特別会計につきましては、今年度当初予算186億2458万円に対し、182億3011万円を計上しておりまして、増減率にして2.1ポイントのマイナスとなっております。これは、さきの本会議の一般質問でもお答えいたしましたように、医療費の伸びの鈍化傾向と、後期高齢者医療への移行に伴う国保加入者数の減員というのが大きく影響しているものと思われます。

そのような中、今回経済不況が続く中で、厳しい生活を強いられている無職者などの低所得者に光を当てるため、国保税の軽減拡充を行うもので、条例改正を提案いたしております。

今後国保への国からの２２００億円の公費投入も予定されておりますが、私どもとしましては、収納率向上とあわせて、特定健診の受診率向上も含めて、さまざまな医療費抑制策に、これまで以上に取り組み、健全な財政運営に努めてまいりますので、どうぞよろしく御理解いただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、今年度当初予算１６億１５８２万円に対し、２５年度は１６億４５１３万円を計上しております、増減率にして１．８ポイントのプラスとなっております。

この後期高齢者医療は、熊本県後期高齢者医療広域連合で運営されておりますが、急速な高齢化の進行に伴い、連合への納付金等は増加の傾向をたどると思われまふ。これからはですね、平均寿命だけでなく、健康寿命を延ばすことのできるよう、若いときから高齢期に至るまで、さまざまな健康づくりの推進を図ってまいりたいと思っております。

次に、介護保険特別会計につきましては、今年度予算１２８億５２４７万円に対し、２５年度は１３０億１７０１万円を計上いたしております、増減率にしまして１．３ポイントの伸びとなっております。これは、御承知のように、高齢化の進行に伴い、要介護高齢者がふえ続け、介護サービスの給付費も右肩上がり増大の一途をたどっております。財源の一部となる介護保険料も、平成１８年度からは２３％の伸びとなっており、このことは、先日の本会議での一般質問でもお答えしましたとおりであります。

今後とも要介護、要支援認定者は増加の一途をたどると予想される中、先ほども申し上げましたが、医療や介護が必要とならないよう、高齢者みずからが気軽に取り組むことのできる介護予防や生きがいづくり、あるいは若いときからの健康づくりの推進に力を入れていかなければならないと考えております。

一方では、要介護状態となっても、住みなれた地域で、可能な限り自立した生活が送れるよう、適正な介護給付サービスの提供に努めてまいるとともに、さらなるサービスの質の確保に向けて、事業者等への周知啓発を行ってまいりたいと思っております。

それから、椎原診療所の特別会計につきましては、これは、２５年度も引き続きドクターが常駐していただけるということで、大変心配しておりましたけども、県からのそういった配慮をいただいておりますということを御報告しておきます。

それでは、議案第６号・平成２５年度八代市国民健康保険特別会計予算につきまして、小林国保ねんきん課長から説明させますので、どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、よろしく願いいたします。

まず、説明に入ります前に、予算書の中の内容に、一部誤りがありましたことにつきまして、一言おわびを申し上げます。

訂正箇所は、先日配付されております正誤表のとおりでございます、いずれも財源内訳の集計誤りによるものでございます。深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことのないよう精査に努めてまいります。

それでは、座って説明させていただきます。

○委員長（松永純一君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） 平成２５年度八代市特別会計予算の５ページをお願いいたします。

議案第６号・平成２５年度八代市国民健康保険特別会計予算でございます。第１条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８２億

3011万7000円といたしております。

11ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入歳出の比較の合計欄に示してありますように、前年度比3億9443万1000円の減となっております。これは率にして2.12%の減となっております。

その主な内容でございますが、歳入につきましては、上段の表でございます。款の1・国民健康保険税は3081万1000円の減、款3・国庫支出金は1億4993万円の減、款7・共同事業交付金は1億6597万7000円の減、款9・繰入金は1億6090万8000円の減となっております。

減少の主な理由といたしましては、款の1・国民健康保険税では、収納率の向上等による増収分と、今回条例改正にて提案しております軽減拡充の減収分など、あわせて減少となるものでございます。

款3・国庫支出金、款7・共同事業交付金は、被保険者数の減少や1人当たり医療費の伸びが鈍化していることなどによりまして、対象医療費が減少すると見込まれるためでございます。

続いて、歳出につきましては、下の段でございます。款の2・保険給付費は1億7048万2000円の減、款7・共同事業拠出金は2億9153万7000円の減となっております。

主な減少理由といたしましては、歳入側と同様に、対象医療費が減少すると見込まれるためでございます。

済みません、先ほどの歳入の款9・繰入金のところ、読み間違いをいたしました。訂正いたします。款9の繰入金は1億6090万8000円の減となっております。訂正いたします。

それでは、内容につきまして、歳出から説明させていただきます。20ページをお願いいた

します。まず、款1・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費では1億8643万5000円を計上いたしております。ここでは、職員20名分の人件費、被保険者証の発行、レセプト点検などに要する費用を計上いたしております。

次に、目2・連合会負担金では639万5000円を計上いたしております。これは国保連合会への共同事務に関する負担金でございます。

続きまして、項2、目1・運営協議会費では、委員報酬など国民健康保険運営協議会の委員報酬など35万円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。項・徴税費、目・納税奨励費は、平成25年度より一般会計に事務移管いたしますので、項目を廃止いたしております。

続きまして、款の2・保険給付費です。項の1・療養諸費に計106億1268万1000円でございます。

目1から目4までは、一般被保険者及び退職被保険者、それぞれの医療機関への受診に係る医療費につき、保険者の負担分として、目5はレセプトの審査と支払いに係る手数料を計上いたしております。前年度比で9041万9000円の減額となっております。

22ページをお願いいたします。項2・高額療養費で計14億9960万1000円でございます。

目1、目2は通常の高額療養費として、目3及び目4は、高額介護合算療養費でございます。医療保険と介護保険の自己負担の1年間の合計額が、基準額を超える場合に支給するものでございます。

23ページをお願いいたします。項4・出産育児諸費は出産育児一時金の支給、項5・葬祭諸費は葬祭費の支給に関する費用となっております。

款３・後期高齢者支援金２１億５４３２万８０００円は、後期高齢者医療制度に対する保険者負担分と、その事務費拠出金でございます。

２４ページをお願いいたします。款４・前期高齢者納付金１２８万７０００円は、前期高齢者費用調整に対する保険者負担分と、その事務費拠出金でございます。

次に、款５・老人保健拠出金１０万５０００円は、老人保健医療の精算に係る負担分でございます。

款６・介護納付金９億８９０７万円は、４０歳から６４歳までの介護保険第２号被保険者に係る納付金でございます。

次に、２５ページをお願いいたします。款７・共同事業拠出金では、目１・高額医療費共同事業医療費拠出金、目２・保険財政共同安定化事業拠出金、そのほかで、計２４億７８７０万４０００円を計上いたしております。前年度からの減額の理由は、主に対象医療費の減少によるものでございます。

款８、項１・保健事業費、目１・疾病予防費では、５６６３万４０００円を計上いたしております。これは、医療費の適正化に関する経費といたしまして、重複・頻回受診者訪問事業、ジェネリック医薬品差額通知やレセプト点検などに関する費用、症状の緩和や疾病の早期発見のためのはり・きゅう助成、脳ドック助成などの費用でございます。

２６ページをお願いいたします。項２、目１・特定健康診査等事業費では１億１５０２万６０００円を計上いたしております。

事業の内訳は説明欄にございますとおり、特定健診事業、特定保健指導事業でございます。主に、節１３・委託料１億７１２万６０００円は、特定健康診査業務委託、動機づけ支援業務委託でございます。

平成２５年度の特定健康診査は、受診者約１万３０００人、受診率４５％を目標といたして

おります。

款９・諸支出金、項３・繰出金、目１・他会計繰出金１００万円は、国保直営診療施設である市立病院において、医師、看護師等の確保対策に要する費用など、調整交付金等で財源手当てされるものについての繰り出しとして、新たに計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、戻っていただきまして、予算書の１２ページをお願いいたします。

款１、項１・国民健康保険税でございます。目１・一般被保険者国民健康保険税では、一般被保険者に係る国保税収入として３０億６８６９万３０００円を計上いたしております。

また、目２・退職被保険者等国民健康保険税では、退職被保険者に係る国保税収入として２億５５００万円を計上いたしております。

１３ページにかけまして、それぞれ節、区分の１から３までは現年課税分として、４から６までは滞納繰り越し分でございます。

１４ページをお願いいたします。款３・国庫支出金、項１・国庫負担金でございます。目１・療養給付費等負担金では３３億８７３５万円を計上いたしております。

内訳といたしましては、右の説明欄に記載いたしております３項目でございまして、前年度からの減額の理由は、主に対象医療費の減少によるものでございます。

目２・高額医療費共同事業負担金９２０５万７０００円、目３・特定健康診査等負担金２５４７万８０００円は、それぞれ事業に係る国の負担分でございます。

項２・国庫補助金、目１・財政調整交付金は、節１・普通調整交付金と、節２・特別調整交付金で２０億８７７６万６０００円を計上いたしております。前年度からの減額の理由は、主に対象医療費の減少によるものでございます。

15ページをお願いいたします。款4・療養給付費等交付金8億2693万円は、退職被保険者の医療費に充てるための交付金でございます。

款5・前期高齢者交付金34億4964万3000円は、65歳から74歳までの被保険者の医療費などについて、各保険者間の調整を行うため交付されるものでございます。

款6・県支出金、項1・県負担金で、目1・高額医療費共同事業負担金9205万7000円、目2・特定健康診査等負担金2547万8000円は、それぞれの事業に係る県の負担金でございます。

16ページをお願いいたします。項2・県補助金、目1・県調整交付金は、節1・普通調整交付金と、節2・特別調整交付金で7億9103万3000円を計上いたしております。

款7、項1・共同事業交付金は、目1・高額医療費共同事業交付金、目2・保険財政共同安定化事業交付金で25億4471万円を見込んでおります。前年度からの減額の理由は、主に対象医療費の減少によるものでございます。

17ページをお願いいたします。款9・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金は11億2059万3000円を計上いたしております。これは全て法定繰入分でございまして、内訳は節の区分どおり、節1・職員給与費等繰入金は、職員の人件費など事務費分として、節2・出産育児繰入金は、出産育児一時金分として、節3・保険基盤安定繰入金は、低所得世帯における保険税軽減分として、節4・財政安定化支援事業繰入金は、低所得世帯や病床数が多いなど、地域の特性による財政負担の増加に対する支援分としてでございます。

18ページをお願いいたします。項2・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金は3億5000万円を計上いたしております。これは、急な医療費の上昇などに備え、保険給付費の支払

いに支障が生じないように計上するものでございます。これまでも、毎年度当初予算に計上してきましたが、決算においては取り崩すことなく、収支してきたところでございます。

平成25年度におきましても、取り崩しを前提としたものではなく、緊急的な財源とする位置づけとして計上をいたしております。

次の款10、項1、目1・繰越金は7047万3000円でございます。

19ページにかけまして、款11の諸収入は、保険税の延滞金や第三者行為に関する加害者からの徴収金などでございます。

以上が、平成25年度当初予算の主な内容でございますが、この予算には、今回提案いたしております、議案第50号の条例改正案であります、国保税の軽減を拡充する影響を含んでおりますことから、その点について、一部触れさせていただきたいと思っております。

説明の資料といたしましては、お手数ですが、配付資料の議案第50号の資料をごらんいただければと思います。（「それ見せて」と呼ぶ者あり）こちらでございます。2枚物で、後ろに新旧対照表がついております。議案第50号の資料でございます。よろしゅうございますでしょうか。大変お手数をかけまして、申しわけございません。

それでは、説明を続けさせていただきます。

資料の、まず第1点目、改正概要、（1）改正理由のところでございますが、本市国民健康保険の低所得世帯における税負担を軽減するために、国保税の軽減拡充を提案するものでございます。

これは、昨今の景気低迷や雇用形態の変化による非正規雇用の増加などにより、収入が減少傾向にある中、年少扶養控除廃止など扶養控除の見直し、震災復興増税の実施や消費税率の引き上げが予定されるなど増税基調にございまして、低所得世帯における負担は増大し、生活へ

の影響が懸念されております。

また、本市の国民健康保険におきましては、資料の右の上の表１のとおり、現行国保税で、低所得世帯の軽減を受ける世帯が、平成２３年度末で１万４１１３世帯ございまして、国保全加入世帯２万２８１２世帯の約６割に達しております。

こういった多くの低所得世帯に対して、少しでも負担の緩和が図られますよう、国保税の軽減の拡充を提案するところでございます。

次に、（２）改正内容でございますが、現行の国保税の減額制度といたしまして、地方税法に基づき、本市条例第２３条に減額する額を規定しておりまして、応益分に当たる被保険者１人当たりの均等割及び世帯当たりの平等割について、所得額や加入者数に応じて７割、５割、２割と段階的に軽減をいたしております。

具体的には、資料の現行の①から③に列挙した算式に従いまして、加入世帯の所得及び加入者数の状況によって、７割から２割の軽減を行っているところでございます。

今回の改正内容は、改正案のとおり、これまでの７割、５割、２割の軽減、それぞれに０．５割を上乗せをいたしまして、７．５割、５．５割、２．５割の軽減をするといった内容でございます。

なお、３の期日は、平成２５年４月１日といたしております。

次の大きな２を飛ばしまして、３の改正による影響等でございます。適用される世帯におきましては、１世帯当たり平均で年額約４８００円、１人当たり平均で年額約２４００円が、さらに減額となるものでございます。

また、軽減拡充の規模は、調定ベースで約５４００万円、収納率を勘案した歳入ベースで約５０００万円の減を見込んでおります。

現在の国保財政の状況につきましてですが、歳入面では、平成２３年度以降、収納率が向上

し、減少傾向にあった税収が改善しております。一方、歳出面では、年々増加しております医療費の伸びが鈍化してまいりましたことから、国保会計の収支は回復基調にございます。

さらに、国では、平成２６年度ないし２７年度におきまして、社会保障と税の一体改革による消費税増税分のうち約２２００億円を、国保の低所得者対策及び財政支援として、財源手当てする予定もございます。こういった国からの新たな財政支援もあわせながら、医療費の抑制策に引き続き重点的に取り組むなどによりまして、財政が健全化され、この軽減拡充を実施いたしましても、しばらくは安定した財政運営ができるものと考えております。

なお、今回の軽減拡充策につきましては、国の新たな低所得者対策が実施された際、その対策の内容と、その時点での本市国保財政の状況を見ながら、見直しを行っていきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい、確認をしたいんですが、今の説明の中で、国保財政運営は収納率の向上とか、療養費の支出が少なくなったということで、しばらくは健全運営というようなのが見えるというような説明であったというふうに思います。その分を、余裕のある分を、低所得者向けの減額措置をして、安定運営を目指していくということでしょうか。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、国民健康保険会計の決算につきまして、平成２２

年度にかなり厳しい数値となっておりますけれども、23年、24年にかけまして、税の収納率が向上いたしまして、収納率、現年分といたしましては、23年93.1%と、合併以来最高の収納率になっております。これは、速報値でいきましても、県内14市中第4位ということと、全国平均に比べましても、かなり高い収納率を確保できているということで、税収のほうは改善をしております。

一方、歳出のほうでございますけれども、療養の給付につきましても、平成22年度が1人当たりの医療費の伸び率がかなり高うございました。これは全国の伸び率を超えて上昇しておりましたけれども、これも23年、24年と、その上昇率が小さくなっておりまして、これも全国平均を下回るというような状況が、現在続いておりますので、このことによりまして、今現在、会計のほうは、財政のほうは回復基調にあるということでございまして、これは、医療費のほうといたしましては、25年度に診療報酬改定もございませんので、25年度中も同じような医療費の動きをするんじゃないかというふうにも考えております。

それと、先ほど申し上げました、国からの財政支援等も、あわせて考えまして、しばらくは財政運営は健全に運営できるものというふうに考えております。

この中で、今回提案する軽減拡充策における減収分もですね、吸収しながら運営できるものと考えておりますし、また、さらにですね、私どもとしましても、医療費の適正化策、抑制化策に取り組みまして、また、収入のですね、確保にも努めてまいりたいというふうにも考えております。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） その中で、昨年いろいろな議論があったんだけど、基金の安定化とい

う部分ではいかがですか。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、基金につきましては、23年度、昨年、今の時期でございますけれども、2億円ほどの基金取り崩しをですね、必要ではないかというふうに見ておりましたけれども、結果的には取り崩すことなく、収支が整ったところでございます。

24年度も、予算上には4億4000万ほどですね、取り崩しの予算を計上しておりますけれども、今の見込みでいきますと、基金は取り崩さなくていいのではないかというふうに見ております。

しばらくですね、この税収の回復基調、医療費の伸びの鈍化が、25年度以降も、今のまま続けばですね、基金に触ることは必要ないのではないかというふうにも考えております。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい、済みません、素朴な質問で申しわけなかったですが、21ページの徴税費が、本年度からなくなるというような話をされたんですが、具体的にはどうされるんですか。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） 納税奨励費でございますけれども、ここでは、納税相談員さんのですね、賃金等の経費を計上いたしております。

これまで、納税相談員さんにつきましては、国保ねんきん課と納税課と、2つの課で所管をしておりました。国民年金のほうでは、主に賃金の支払いであるとか、任用であるとか、人事

面のほうを担当しておりまして、実際の納税相談業務につきましては、納税課のほうで担当していたということでございますが、今回23年度の事業仕分け委員会の中で、この整理を図るということで結論つきましたので、その所管を一本化すると、事務の効率化を図るということでございます。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 済みません、具体的にはどこがされるんですか。窓口はどこがされるんですか。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） 25年度から。（委員前垣信三君「はい、そうです」と呼ぶ）25年度からは、納税課で一本化することになります。

○委員（前垣信三君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい、ごめんなさい。

本当に、説明を聞いてみますと、やはり、担当職員の方々が、この1年、2年、相当頑張られたんじゃないかなというふうに、私には考えられます。

そういうことも含めてですね、医療費減少に対する対策を、昨年もそういった形で、医療費減少に努力を重ねていくというような説明があったわけですが、さらに、それを今後含めて、対策としてどのように考えられますか。今後、食事の問題にしても、医療にかかわる問題点が、相当テレビでもですね、やっぱり糖尿病を一番用心した対策というのが、常時報道されておりましたけれども、そういった形に、対応していくなら、どんな対応策があるかです

ね。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、先ほど課長のほうから申し上げましたように、医療費の抑制策としてジェネリック医薬品の啓発、それと、特定健診の受診率の向上もあわせて、特定健診で、糖尿病に近い、境界型の方とか、そういった方々につきましてはですね、うちの保健師のほうからですね、特定保健指導というのを実施しまして、重症化する前に、それを予防していこうということで、今取り組んでおります。一旦人工透析が始まりますと、1年当たりで医療費が500万くらいかかります。そうなりますと、例えば500万ですので、100人おられますと、それだけ5億円ということで、医療費がかかっているということです。ですから、そういったことで、生活習慣病から人工透析にいつてくるという患者さんがたくさんいらっしゃいますので、そういったことにならないように、その一歩手前で食い止めるという方向で、今、保健センターのほうでもですね、保健師たちが頑張っている、保健師や栄養士などで頑張っているところでございます。

そのほかにも、やっぱり、いろんな面で、医療費の抑制策というのは、もちろん、その保健センターだけではなくて、いろんな観点から、医療費の抑制というのは進めていかなければならないと思います。

特定健診につきましてもですね、この間お話がありましたように、受けてない人はずっと受けてない、そういった人たちをどういうふうにつけ出すかということのもですね、みんなで知恵を絞って、受診率をですね、向上させてまいりたいと思っております。よろしくお願いま

す。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） やっぱ、今部長が言われますように、いろいろ案内はあるけれども、なかなか健診には行かないというのがですね、そこが一番、どういった形で、受けていただくかちゅうのが一番問題だろうと思います。

先日来、テレビでも報道しておりましたが、長野県が、やはり長寿日本一になったという部分、私もびっくりしたんですけども、そういった形で、食事の療法からですね、入っていった、いろんな医療費抑制につながっていったというのが報道されておりました。そういったことも参考にすれば、結構いい段階にいくんじゃないかなというふうには思います。

ちなみに、熊本県では4位だったですかね、そういった感じで言われておりましたので、そういった努力を重ねていくなれば、医療費抑制にも相当な形になっていくんじゃないかなと思いますので、それで、よろしく願いしときます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、保険税の負担軽減策につきましては、昨年度の基金を活用した手法の御提案、そして、今回こういうふうに軽減割合を上積みしようということで、思いますに、地方分権時代になった今となつては、各自治体それぞれの独自の取り組みというのが、非常に重要になってくると思うんですね。去年、ことしの動き、それが、今後の動向を先読みし

て、こういうのできるんじゃないかなろうかという御提案だったというふうに受けとめているわけですけども、私も、以前から議会でもお話ししましたが、各部署、部署に政策的な機能を置くべきだというようなことで、今回健康福祉部におかれましても、4月1日から福祉政策の課を新設されると、非常に期を得たものだというふうに思うわけでございます。

いろんな政策には、考え方、物の見方、あるわけであって、どれがどうというのは、いろいろ議論の中で決着していくことかと思うんですけども、とりわけ、この件については、この一、二年の動向で非常に大きかったかなというふうに、個人的に受けとめてますので、意見といたしますか、新たに新設される政策部門、福祉政策に非常に大きな期待を寄せてですね、いろいろほかにも健康福祉部、いろんな課で、課題をお持ちだというふうに思いますので、しっかりした、先読みした政策を、今後もですね、積極的に論議されて、提案されることを期待します。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかに意見はありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい、先ほど質疑の中で聞いたんですが、昨年の提案からしてですね、その辺の提案にすれば、国保の特別会計の基金が、3年余りで食い潰してしまうような提案でございましたので、大きな反対をしたわけですが、国保税の、被保険者への軽減策に対してですね、反対をするものじゃないし、できる範囲内ならばですね、できるだけしてあげてほしいというふうに思います。

しかし、特別会計の性質のことも少し考えていただきたい、というのは、今回の提案は、基金を取り崩さない中での、管掌の問題でできて

いけるからですね、大変有効であると、今、西濱議員が言われたようなことでございますが、基金の、特会の性質からしてですね、基金はうちの八代市の国保基金は、まだ潤沢であるとは言えません。県や国が示している、やはり、基準からいったら、潤沢とは言えません。何も潤沢がいいというわけじゃないんですが、その中で、健全運営ができていけるかどうかの話なんです、先ほど課長にも尋ねたんですが、その中でもですね、やはり、今、中国からのPM2.5の問題、それに、それが今度は花粉の時期と重なったりして、いろんな障害というのが予測をされるわけですね。基金というのは、やはり、そういう緊急な事態に対応するためにですね、積み立てておくべき必要なお金だというふうに、何も無駄なものではないというふうに思います。これが、うちの会計の中で50億も、60億も基金があればですね、どんどん被保険者に還元をなささいというような話が出てくるんですが、やはり、そこんところはですね、基本的に、やっぱり特会の性質からですね、特別会計の性質からの基本を崩さないように、その健康福祉政策課というのができるのであればですね、その中でしっかりやっていっていただきたいというふうに思います。これはほかの特別会計にしても、全てそうなんです。実質は、被保険者の、中身は三十三億数千万のですね、保険税をいただいて、やっているわけでございますからですね、やはり、そのところはしっかり、いざちゅうときの八代市の緊急対応、今度は何だっけ、今、八代市は73%ぐらいが山間部なんですけど、例のダニの問題、治療法もまだ確立してないというような問題も出てきておりますんでですね、やはり、そのようなことがどんどん、今から先起こってくる可能性というのは、大変大きいと思いますので、やはり、そういうのに、いざというときは、どれぐらいあったら対処できるのか、そういうこともです

ね、十分考え合わせながらですね、健全運営に努めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） 私も、言おうと思ってたこと、上村議員さんがおっしゃってましたけど、やっぱり、PM2.5の問題、それから、マダニの問題等考えたときに、本当基金はね、絶対切り崩してはならないなと思ってます。その中で、関係課が、収納率第4位にまで、23年度なったということで、職員の方々の努力は評価いたします。

これからも、基金を取り崩さなくてもいいようにですね、頑張ってくださいたらと、要望しておきます。（健康福祉部長兼福祉事務所長上田淑哉君「努力します」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第6号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（松永純一君） 次に、議案第7号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉

部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、引き続きまして、議案第7号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、引き続き、小林国保ねんきん課長から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、引き続き、よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

それでは、平成25年度八代市特別会計予算書の37ページをお願いいたします。

議案第7号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ16億4513万4000円といたしております。

41ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入歳出の比較の合計欄に示しておりますように、2931万4000円、率にいたしまして1.8%の増額となっております。

主な増減の内容でございますが、まず、上段の歳入、一番右の列、比較をごらんください。款の1・後期高齢者医療保険料で1340万5000円の増となっております。増額の理由は、主に被保険者数の増加によるものでございます。

次に、款3・繰入金で1699万4000円の増となっております。これは、主に低所得者等の保険料軽減措置に対する繰り入れにおきまして、被保険者増に伴う軽減対象者の増加が見込まれるためでございます。

次に、歳出でございますが、下の段の表、歳出の款2・後期高齢者医療広域連合納付金は2611万1000円の増となっております。これは歳入で受け入れた後期高齢者医療保険料や保険基盤安定繰入金を広域連合へ支出するものでございます。増額の理由は、被保険者の増加によるものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出のほうから説明させていただきます。45ページをお願いいたします。上の表、左から2番目、本年度の欄をごらんください。款の1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では6669万4000円を計上いたしております。ここでは職員の人件費、保険証の交付事務などに要する費用を計上いたしております。

次に、下の表、項2、目1・徴収費、1271万6000円は、保険料の徴収事務に要する費用でございます。主に納付書などの印刷製本費や郵送費、システムの改修費用などでございます。

46ページをお願いいたします。款2、項1・後期高齢者医療広域連合納付金でございます。目1・被保険者保険料納付金は10億9084万7000円でございます。これは、被保険者から徴収しました保険料の全額を広域連合へ支出するものでございます。

目2・保険基盤安定分担金4億5039万9000円は、低所得者等の保険料軽減分を公費にて補填するものでございます。

款3・保健事業費、項1、目1・健康保持増進事業費は2132万8000円を計上いたしております。これは、説明欄にございます高齢者の健康診査及びはり・きゅう等助成事業に係る費用でございます。

47ページをお願いいたします。款4・諸支出金は保険料の還付金、還付加算金でございます。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りま

すが、戻りまして、42ページをお願いいたします。款1・項1・後期高齢者医療保険料でございます。

目1・特別徴収保険料で7億6325万4000円、目2・普通徴収保険料で3億2759万2000円を計上いたしております。前年比、増額の理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、被保険者の増によるものでございます。

1つ飛ばしまして、一番下の表、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金でございます。目1・事務費繰入金は8858万5000円を計上いたしております。これは、歳出の款1・総務費で御説明いたしました、職員の人件費及び一般事務経費、徴収費などに係る経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

目2・保険基盤安定繰入金4億5039万9000円は、広域連合へ支出する保険基盤安定負担金を一般会計から受け入れるものでございます。

43ページを飛ばしまして、44ページをお願いいたします。下の表、款5・諸収入、項4・受託事業収入、目1・後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、1189万円を計上いたしております。これは、被保険者の健康診査費用及び事務費などを広域連合が負担するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑はありませんか。

○委員（上村哲三君） 1つ、確認で。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。24年から25年に後期高齢者医療に移管する人たちというのは、どれぐらいの数を予測して、予算にのせてあるんですか。

○委員長（松永純一君） はい、梅野副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼後期高齢者医療係長（梅野展文君） 後期高齢者医療係の梅野でございます。よろしくお願いいたします。

今の御質問でございますが、人数ということによろしいでしょうか。（委員上村哲三君「うん」と呼ぶ）

人数にいたしましては、まずもって、この保険料の試算と申しますのが、広域連合のほうで行っておりまして、人数と申しますか、前年、前々年度の伸び率から、まず、保険料の全体を試算いたしまして、それを、私どものほうで、特別徴収、普通徴収、普通徴収には滞納の分がございますので、収納率を掛けて、今回の予算を算出いたしておるところでございます。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） 補足をさせていただきます。

25年度の見込みにつきましては、広域連合のほうからお示しはないんですけども、実績といたしまして、24年度1月末現在で2万1484人、これが1年後の25年1月……（委員上村哲三君「2万1000」と呼ぶ）2万1484名です。25年の1月末現在、1年後ですけども、2万1906名ということで、422名、約2%増加をいたします。

○委員（上村哲三君） はい、わかりました。それが聞きたかった。はい、結構です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第7号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号・平成25年度八代市介護保険特別会計予算

○委員長（松永純一君） 次に、議案第8号・平成25年度八代市介護保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、大変お疲れのところ、申しわけありませんが、引き続きまして、議案第8号・平成25年度八代市介護保険特別会計予算につきまして、長寿支援課、國岡課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、長寿支援課の國岡でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着席して説明させていただきます。

まず、この議案第8号の説明の前に、午前中、議案第3号の平成24年度の八代市の介護保険特別会計補正予算中、第3号の議案審議中に、上村議員さんより御質問がありました、県が行う介護保険事業所への実地指導の回数につ

いてということでありましたので、熊本県のほうに、ちょっと確認しましたところ、県が指定しております介護保険事業所は、県内には、約、今5200カ所ございます。そのうち八代圏域に約500カ所ございます。

そして、県からの回答でございますけれども、年に何回実地指導を行っているかということ、本市のほうから確認しましたところ、その数については公表してないということで、ただ、目安といたしましてはですね、新規で指定の事業所につきましては、開設後半年から約1年の間に1回、実地指導をされるというお答えが返ってきております。

また、新規事業所以外については、必要に応じてと、恐らく何らかの情報が入った段階で指導を行うという手順をとっているということで、回答をいただいております。よろしくお願いいたします。

済みません、それでは、八代市特別会計予算、平成25年度八代市当初予算、議案第8号・平成25年度八代市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

57ページをお開きいただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130億1701万9000円と定めております。

それでは、歳入歳出予算案の歳出のほうから御説明いたします。恐れ入ります、70ページをお開きいただきたいと思います。款1・総務費、項1・総務管理費、目1の一般管理費でございますが、1億9674万5000円を計上しております。

節2・給料から4・共済費までは、職員28人分の人件費でございます。節8の報償費の主なものといたしましては、介護保険事業計画評価審議会及び地域密着型サービス運営委員会の委員会出席謝礼でございます。節11の需用費につきましては、本庁及び支所の事務に要しま

すものでございます。次に、節１２の役務費、１３１万１０００円につきましては、第６期、次の期でございますけれども、介護保険事業計画策定に係るアンケート調査を、２５年度予定をしております、その調査票回収による郵便料並びに給付関係の利用者のほうに通知をお出しする際の郵送料が主なものでございます。節１３・委託料の３５５万円につきましては、今、御説明いたしましたとおり、第６期の介護保険事業計画策定に係るアンケート調査委託料といたしまして、２５９万４０００円をお願いしております。中身につきましては、日常生活圏域の人口比に応じて、６５歳以上の方を延べ３０００名ほど、４０歳から６４歳までの第２号被保険者の方を約２０００名ほど、その調査対象として、調査を行う予定でございます。

なお、この目１・一般管理費では、前年予算と比較して、２０４４万７０００円減額となっておりますけれども、その理由といたしましては、一般会計への一般職員２名分の組み替え及び現定数の１名減等による人件費が、２１６８万の減、それと、減の要因でございますけれども、済みません、減ですけれども、同じくパンフレットの作成費、去年パンフレットを作成しております、その分が、今回作成しませんので、その分１６８万の減ということと、プラスのほうが、今申しましたように、第６期の介護保険事業計画策定に係るアンケート調査経費２９０万４０００円の増ということで、トータルの２０４４万７０００円の減ということになっております。

次に、款１・総務費、項２・徴収費、目１・賦課徴収費では、６５歳以上の第１号被保険者を対象とした特徴通知書や納付書印刷に係る、作成に係る経費や、その郵送料の費用といたしまして、８２３万円を計上しております。

節１１・需用費のうち、主なものといたしましては、印刷製本費１８７万１０００円でご

いますけれども、これは保険料納付書、口座振替領収書、督促状等の印刷費でございます。次に、節１２の役務費５６８万７０００円の主なものといたしましては、賦課徴収に要する郵送料として、普通徴収保険料納付書、特別徴収通知書、口座振替領収書等や被保険者証の郵送料５５５万９０００円などでございます。

次、７１ページをお願いいたします。款１・総務費、項３・介護認定費でございますけれども、目１の介護認定審査会費では、審査会運営、——認定審査会運営関連経費といたしまして、２４１２万８０００円を計上いたしております。

節１・報酬２１５３万６０００円は、介護認定審査会委員９７名分の報酬でございます。節８・報償費１５０万円は、介護認定審査会委員の現任研修会出席謝金及び新任または補充委員の事前研修会出席謝金１００名分でございます。節１２・役務費は、通信運搬費で、認定審査会の資料を各委員に事前送付するための郵送料などでございます。節１４・使用料及び賃借料は、認定審査会の会場借り上げ料等が主なものでございます。

目２・認定調査費でございますけれども、９８６８万７０００円を計上しておりますが、これは、要介護認定訪問調査に係る経費でございます。去年は、当初予算ベースで１万２００件ほど予定をしておりましたけれども、２５年度は１万件を予定しております。

節４及び７の共済費及び賃金につきましては、認定調査員１９名と、事務費補助員１名の経費４２０４万７０００円でございます。

節１１・需用費の主なものといたしましては、コピー関連の消耗品費、印刷製本費、公用車１８台分のガソリン代、公用車車検等の修繕料などでございます。節１２・役務費につきましては、その主なものといたしましては、認定結果通知書や主治医意見書、更新通知書等の郵

送料や主治医の意見書作成手数料等でございます。節13・委託料は、市外在住の方及び熊本市内在住の方などの介護認定に要します訪問調査の業務委託費並びに昨年まで手数料で予算措置しておりました認定支援システム業務委託を組み替えて計上したものでございます。節14・使用料及び賃借料352万8000円につきましては、介護認定の事務をコンピューター処理しておりまして、そのコンピューターシステムのリース料が主なものでございます。節18・備品購入費につきましては、公用車買いかえに伴うものでございます。

続きまして、款2・保険給付費について御説明いたします。72ページをお願いいたします。まず、72ページの一番下の欄をごらんいただきたいと思います。平成25年度は、保険給付費合計で124億7685万円を計上いたしております。これは、過去の実績、訪問介護事業所等併設した有料老人ホームの増設などの、最近の給付費、サービス受給者数の伸びなどを総合的に勘案し、給付費を平成24年度当初予算ベースで2.4%の増、また、平成24年度決算見込みベースで3.7%増を見込んでおります。

それでは、内容でございますけれども、前ページの71ページ、下段をごらんいただきたいと思います。

まず、目1・介護サービス給付費につきましては、109億5189万円を計上いたしております。これは、対前年比2.2%の増ということでございます。これにつきましては、要介護1から5までの認定を受けた方の給付費でございます。

再び72ページをごらんいただきたいと思います。目2・介護予防サービス給付費では、要支援1、2と認定を受けた方の給付に要する給付で、7億8190万円を計上いたしております。

目3・高額介護サービス費では2億2026万円を計上しております。これは、要介護と認定された方が、介護サービスを利用された際に、その自己負担額が一定の額を超えた部分を、申請によりまして、後でお返しするものでございます。

目4・高額介護予防サービス費でございますが、これは要支援と認定された方の対象分でございます。

目5・高額医療合算介護サービス費では、2088万円を計上いたしております。これは平成20年4月から、負担を軽減する目的で、従来の制度に加え、新たに設けられたものでございまして、この制度は、1年間に医療保険と介護保険における両方の自己負担を合算した額が高額となり、一定の額を超えた場合に払い戻しが受けられ、医療保険、介護保険双方で案分して支給するものでございます。

目6の高額医療合算介護予防サービス費は、同じく医療保険と介護保険における介護予防サービス費との合算による払い戻しでございます。

目7・審査支払手数料では1578万円を計上いたしております。これは、各事業所から国保連合会へ提出されます介護報酬請求書の審査及び各事業所への支払い手数料分でございます。

目8・特定入所者介護サービス費では、4億8520万円を計上いたしております。これは、要介護認定者が、入所施設を利用された場合、食費、居住費は、原則自己負担となりますが、低所得者につきましては、施設利用が困難にならないよう配慮がなされ、負担能力に応じた3段階の負担額を設け、負担額を超えた部分を保険から補足的に給付するものでございます。

目9・特定入所者介護予防サービス費につきましては、要支援認定者の利用に係る分ござ

いまして、主に短期入所利用によるものでございます。

73ページをお願いします。款3・地域支援事業費について御説明いたします。地域支援事業は、65歳以上の全ての高齢者が対象で、介護保険非該当の元気な高齢者や虚弱な高齢者の方も介護予防事業、包括的支援事業・任意事業といった事業が受けられる制度でございます。

また、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者の方には、介護予防事業を実施し、要支援、要介護への移行を防止することを目標に、また、元気な高齢者には、いきいきサロンなどの事業に参加していただき、可能な限り元気で健康な高齢者として活躍されていくことを目指しておるものでございます。

項1・介護予防事業費、目1・二次予防事業費で182万2000円を計上しております。主なものといたしましては、説明欄に記載があります、介護予防が特に必要な高齢者を選定し、決定するための二次予防対象者把握事業、それと、2次予防対象者に対して実施する通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業でございます。

なお、節13・委託料につきましては、介護になるおそれの高い高齢者を把握して、介護予防につなげていくために行う生活機能評価委託、運動器の機能向上のために行う通所型介護予防事業委託で、デイサービス事業者等に委託を予定しております。

また、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、対象者ごとの介護予防プランに基づいて必要な相談、指導を行う訪問型介護予防事業費もあります。内訳といたしましては、栄養改善、口腔機能向上でございます。それぞれ県栄養士会、県歯科衛生士会に委託するものとしております。

目2・一次予防事業費では、2755万9000円を計上しております。その内訳でございま

すけれども、介護予防普及啓発事業、これは介護予防教室などを含んだ事業でございます、133万8000円。それと、ふれあい高齢者訪問奉仕とか、健康料理教室に係る事業といたしまして、地域介護予防活動支援事業で182万円、それと、いきいきサロン事業とやつしろ元気体操教室事業、サロンバス運転事業を含めた事業といたしまして、老人社会参加事業ということで、2440万1000円を計上しております。

節13・委託料の2565万5000円は、今申しました老人社会参加事業及び高齢者健康料理教室などが主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金は、ふれあい高齢者訪問奉仕事業、いわゆるシルバーヘルパー事業の活動に対する補助金でございます。

下段、項2・包括的支援事業・任意事業費、目1・包括的支援事業費では1億499万8000円を計上しております。これは、地域包括支援センターの運営委託が主なものでございます。

節8・報償費は、地域包括支援センター運営協議会を開催します際の委員謝礼、それから、各種研修会等に係る講師謝礼などでございます。節11・需用費、——済みません、需用費はコピーに要するパフォーマンスチャージ料とか、認知症サポーター養成講座の教材とか等に要する消耗品が主なものでございます。節13・委託料1億374万円は、高齢者の介護予防の拠点として、6つの日常生活圏域に、それぞれ1カ所、市内6カ所に設置いたしております地域包括支援センター運営委託料1億182万円、及び地域包括支援センターの協力機関として、2カ所に山間部の相談窓口を置きまして、その委託料分として190万でございます。

74ページをごらんください。節14・使用料及び賃借料につきましては、コピー機リース

料が主なものでございます。

目２・任意事業費３３３６万９０００円は、説明欄に記載がありますとおり、介護給付費等費用適正化事業といたしまして２１８万４０００円、家族介護支援事業といたしまして６５８万６０００円、地域自立生活支援事業といたしまして２４５９万９０００円を計上いたしております。

内訳といたしましては、節８・報償費１００万４０００円につきましては、成年後見制度の利用に係る成年後見人等の謝礼でございます。節１２・役務費の主なものにつきましては、介護給付費等費用適正化事業の郵便料、それと成年後見制度申し立ての手数料などでございます。節１３・委託料２４２７万４０００円は、緊急通報時の対処、日常生活に関する相談、安否の確認などを行う安心相談確保事業委託が１４２２万９０００円のほか、食生活の改善と健康増進及び安否確認を図るための食の自立支援事業に係る配食サービス委託８７５万円、それと、家族介護者交流事業、介護技術教室、高齢者短期入所事業委託などが主なものでございます。節１４・使用料及び賃借料は、介護給付費適正化の一環として、平成２４年度から導入いたしました介護給付費支援システムに要する費用が主なものでございます。節１９・負担金補助及び交付金は、住宅改修支援事業として、理由書作成１件につき介護支援専門員等に補助するものでございます。節２０・扶助費５４４万８０００円は、在宅で介護される家族の経済的負担を軽減するため、家族介護用品費として支給するものでございまして、要介護３、４、５と認定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している御家族に対して、おむつ等の介護用品を支給いたすものでございます。

なお、目２・任意事業費では、前年度予算と比較して２２６万ほどの減額となっておりますが、その主な理由としては、先ほど申しました

ように、山間部相談窓口設置委託料が、山間部を担当する地域支援包括支援センターのサテライトとして機能するということになりましたことから、目１・包括的支援事業費へ、１９２万円でございますけれども、組み替え等を行ったものでございます。

款４・基金積立金には１０００円を計上しております。

７５ページをごらんいただきたいと思います。款５・諸支出金、項１・償還金及び還付加算金では１２９万６０００円を計上しております。保険料の過年度還付分を見込んだものでございます。

款６・公債費につきましては、４３３３万４０００円を計上しております。これは、第４期の、前期の介護保険事業計画期間中、介護保険給付費が、計画よりも給付費が増大したもので、その財源に充てる保険料が、介護保険料に不足が生じたため、熊本県が設置している財政安定化基金から１億３０００万円を借り入れし、その返済を平成２４年度から３年間で均等に返済するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

前後いたしますけれども、６４ページをお開きいただきたいと思います。款１・保険料、項１・介護保険料でございますが、２３億３７８０万９０００円を計上いたしております。

節１・現年度分特別徴収保険料で２１億６７５２万７０００円、節２・現年度分普通徴収保険料で１億６３１４万７０００円、節３は滞納繰り越し分の保険料といたしまして、７１３万５０００円を計上いたしております。

款２・使用料及び手数料につきましては、督促手数料を計上いたしております。

款３・支払基金交付金、項１・支払基金交付金、目１・介護給付費交付金では、３６億１８２８万６０００円を計上しておりますが、これ

は、介護給付費総額124億7685万円の29%を計上したものでございまして、これにつきましては、第2号被保険者の保険料でございまして、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金に、一旦集められまして、そこから給付額に応じて交付されるものでございます。

65ページをごらんください。目2・地域支援事業支援交付金では852万円を計上し、介護予防事業費では、これは介護予防事業費の2938万1000円の分の29%分でございます。支払基金交付金合計といたしまして、36億2680万6000円を計上いたしております。

款4・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金では、22億6097万円を計上しております。国庫負担金の割合は、保険給付費中、居宅系については20%、施設系については15%を、それぞれ国がルール分として負担するものでございます。

次に、項2・国庫補助金、目1の調整交付金で9億8580万円を計上いたしております。これは、保険給付費総額に交付率、約7.9%を乗じたものを見込んだものでございます。

目2の地域支援事業交付金734万5000円は、介護予防事業費に係る経費の25%を計上しております。

目3の地域支援事業交付金5465万4000円は、包括的支援事業・任意事業費に係る経費の39.5%を計上し、あわせまして、国庫補助金合計といたしまして、10億4779万9000円といたしております。

66ページをお願いいたします。款5・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金につきましては、17億9399万5000円を計上いたしております。これも、保険給付費中、居宅系については12.5%、施設系については17.5%を、県がそれぞれルール分として負担するものでございます。

項2・県補助金につきましては、3099万9000円を計上しております。

目1・地域支援事業交付金367万2000円は、介護予防事業費総額の12.5%を、県が交付するものでございます。

続きまして、目2の地域支援事業費交付金2732万7000円は、地域支援事業中の包括的支援事業・任意事業費の総額の19.75%を県が交付するものでございます。

67ページをお願いいたします。款6・財産収入でございますが、1000円を計上しております。

第7、——款7、第7、款7、第7款・繰入金、済みません、項1・一般会計繰入金では、19億1759万1000円を計上いたしております。

内訳は、節1・介護給付費繰入金といたしまして15億5960万5000円、これは、保険給付費総額に対します市の負担部分、負担割合ルール分といたしまして、12.5%分でございます。節2・地域支援事業繰入金といたしまして367万2000円、これも介護予防事業費総額の負担割合、ルール分といたしまして、12.5%分でございます。節3・地域支援事業繰入金といたしまして2732万7000円、これは包括的支援事業・任意事業費総額の負担割合、19.75%分でございます。節4・その他一般会計繰入金といたしまして3億2698万7000円、これは、介護保険特別会計への人件費1億9118万円、及び事務費1億3580万7000円でございます。

次の68ページをごらんいただきたいと思います。款8・繰越金、款、第9款・諸収入の項1及び項2につきましては、それぞれ1000円ですので、省略させていただきます。

69ページの項3・雑入でございますけれども、目1・第三者納付金及び目2・返納金で、それぞれ1000円を計上しております。

目3・雑入では57万6000円を計上しております。内訳といたしましては、訪問調査員の雇用保険料の市の立てかえ分、それと、介護報酬返還金で17万2000円、認定情報提供料、また、その他介護報酬返還金に伴います加算金分などでございます。

以上で、議案第8号・平成25年度八代市介護保険特別会計予算の説明終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。——ありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 済みません、無知なんですから、お尋ねをしますが、71ページの介護認定審査会委員報酬、また、その下に、介護認定調査員等賃金とありますけれども、たしか、何か100名とかおっしゃったような気がするんですが、その構成の、委員さんの構成はどういう形になっておるんですか。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、介護認定審査会の委員さんでございますけれども、現在97名、25年度からおられます。その医療分野の方が、いわゆるドクターの方でございまして、ドクターの委員さん、それと、保健分野、いわゆる元保健師さんとか、保健師の資格を持っている方の委員さん、それと、福祉分野の委員さんがございます。現に、福祉の施設で働いておられる方といった方が入っておられて、25年度から97名の委員さんの構成で、審査会を運営していくということでございます。

それと、介護認定調査員の賃金についてお尋ねだったと思いますが、これにつきましては、

現在嘱託職員の身分で、うちの長寿支援課の中に配属しております。現在本庁に11名、それと、市役所の鏡支所に6名、それと、有資格者につきましてはですね、ケアマネジャーの資格を持ってるとか、介護福祉士の資格を持ってるとか、看護師の資格を持ってるとか、そういう有資格、資格を持っている方を、今雇用しております。（委員前垣信三君「済みません、あとのほうは何名おられるんですか。今、その介護認定調査員というのは」と呼ぶ）認定調査員につきましては、現在19名でございます。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 済みません、非常に単純な話で、例えば、97名で2100万ですね。大体、これは20万ぐらいになるとかな、単純に割れば、100で割ってそうですから。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） 実は、この認定審査会につきましては、開催回数がございまして、大体、年間、25年度はですね、295回、審査会を予定をしております。（委員前垣信三君「295回」と呼ぶ）はい。（委員前垣信三君「1年間にですか」と呼ぶ）はい。（委員前垣信三君「ちゅうことは毎日、ほぼ毎日」と呼ぶ）はい。基本的にはですね……。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、済みません。週にですね、4回、——済みません、火曜日と木曜日で、週に7回でございます。

97名の委員さんにつきましてはですね、合議体を編成していただいて、各合議体が4名いらっしゃるもんですから、4名をですね、——合議体は7名でございますので、1回の審査会に出席されるのは4名でございますので、4名の委員さんで認定審査会を運営されている

ということでございます。その開催回数がですね、25年度の予定といたしましては、295回開催を予定しているということでございます。

○委員（前垣信三君） はい、いいです。あと詳しいのは直接聞きます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、これ、感想をというような意味でのお尋ねにしたいんですけども、今回25年度当初予算編成されるに当たりますね、先般の介護保険料の改定ですよね、上がったというところですけども、その額のセッティングといいますか、それはバランスがとれた、適当な額だったというようなお考えをお持ちでいらっしゃいますか。

それと、改定額、改定された金額に対して、市民の反応はどうだったか、何がしが声が届いていれば、参考までに聞かせていただければ幸いです。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、今回の第5期の介護保険料の額につきましてはですね、給付費を見込んで計画を立てておりますけれども、ほぼ見込みどおりの額だというふうに認識をしています。

ただし、今委員さん、言われましたようにですね、月額基準額が4390円からですね、5400円の改定になりましたもんですから、最初、いろいろな苦情とかございました。それはですね、私たちは当然予定をしておりますですね、そこは、苦情がありましたときにはですね、懇切丁寧にはですね、説明をいたしておりますので、だんだんそれが、今浸透化してきたという状況でございます。3年間ではですね、この保険料でいかせていただきたいということで、お

願いをしておるところでございます。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） はい、ありがとうございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第8号・平成25年度八代市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号・平成25年度八代市診療所特別会計予算

○委員長（松永純一君） 次に、議案第14号・平成25年度八代市診療所特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、大変お疲れのところ、申しわけありませんけど、もうしばらくおつき合いいただきたいと思います。

議案第14号・平成25年度八代市診療所特別会計予算につきまして、はつらつ健康課の蒲生課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はつらつ健康課の蒲生です。よろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。

八代市特別会計予算書の199ページをお開きください。議案第14号・平成25年度八代市診療所特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8670万3000円といたしております。

それでは、内容について、歳出から説明させていただきますので、209ページをお願いいたします。款の1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費は、5426万9000円を計上しております。

その内訳でございますが、節2・給料から節4・共済費まで、1606万8000円は、椎原診療所の医師1名の人件費等でございます。節7・賃金602万7000円は、椎原診療所看護師2名、医療事務補助1名の賃金でございます。節13・委託料2202万9000円は、下岳診療所医師派遣委託1570万円、歯科診療所医師派遣委託228万円が主なものです。節18・備品購入費477万8000円、これは椎原診療所の超音波診断装置441万円と、AED購入経費でございます。

目2・研究研修費は、椎原診療所医師が研修に参加するための旅費でございます。

目3・医療費でございますが、2356万3000円をお願いしております。その主なものが、節11・需用費2279万5000円の椎原診療所、下岳診療所及び歯科診療所で使用する医薬品等でございます。

次に、210ページをお願いいたします。款の2・公債費、項1・公債費は、起債償還金で元金796万9000円、利子分22万5000円でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

206ページをお願いいたします。款の1・診療所事業収入、項1・診療収入、目1・保険収入で、3775万1000円を見込んでおります。これは、節1・保険診療報酬で、内訳は、椎原診療所2020万円、下岳診療所1710万円、歯科診療所45万1000円となっております。

目2・一部負担金収入625万円で、個人負担分でございます。

次に、207ページをお願いします。款の3・県支出金、項1・県補助金、目1・へき地診療所県補助金754万7000円をお願いしております。これは、へき地診療所運営費補助金534万2000円と、医療施設等設備費補助金220万5000円でございます。

款の4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金3193万1000円で、この内訳は、椎原診療所2304万7000円、下岳診療所688万9000円、歯科診療所199万5000円でございます。

次に、208ページをお願いします。款の7・市債、項1・市債、目1・診療所事業債220万円で、これは椎原診療所の超音波診断装置などの設備整備に伴うものでございます。

以上で、平成25年度八代市診療所特別会計予算の説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） お伺いします。病院の先生、3科の先生が行かれると思うんですけども、八代市からですか、やっぱり、先生は。

○委員長（松永純一君） はい、蒲生課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） 椎原診療所でございましょうか。（委員福嶋安徳君「は

い」と呼ぶ)

椎原診療所は、県のほうから派遣していただいております。自治医科大学を卒業なさいました先生が1名おいでいただいております。(委員福島安徳君「歯科の先生は」と呼ぶ)

○委員長(松永純一君) はい、蒲生課長。

○はつらつ健康課長(蒲生尚子君) 歯科の先生につきましては、氷川町に現在診療所をされております、松ヶ枝歯科の先生でございます。

○委員(福島安徳君) わかりました。

○委員長(松永純一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) なければ、これより採決いたします。

議案第14号・平成25年度八代市診療所特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

休憩は要りませんか。(「要ります」と呼ぶ者あり)

休憩をしますが、時間は10分で、では、5時から再開いたします。よろしくをお願いします。

(午後4時49分 休憩)

(午後5時00分 開議)

○委員長(松永純一君) それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

◎議案第33号・八代市立保寿寮条例の一部改

正について

○委員長(松永純一君) 続いて、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第33号・八代市立保寿寮条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい、委員長。

○委員長(松永純一君) はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい、それでは、議案第33号につきまして、続きまして、長寿支援課の國岡課長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○長寿支援課長(國岡雄幸君) 委員長。

○委員長(松永純一君) はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長(國岡雄幸君) はい、それでは、議案第33号・八代市立保寿寮条例の一部改正について御説明いたします。着座して、説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、国からの権限移譲の関連でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、これが現在厚生省令で定めてございますけれども、これが、国から県に権限移譲されまして、当該議事に係る県条例が制定されたことから、八代市立保寿寮条例の関係条文を一部改正するものでございます。

具体的には、事前に配付してございます、議案第33号関係資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

そこで、第4条にございますけれども、新旧のほうに、アンダーラインを引いてございます。読み上げます。

現行が、保寿寮に勤務する職員の配置は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準ということで、厚生省令第19号、第12条に定めてございますけれども、これが、改正案になりますと、この、関する基準につきましては、平成24年の熊本県条例第21号、第13条が根拠ということで、定めるところによるということで、を改正するものでございます。

それと、改正につきましては、4月1日から施行というふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第33号・八代市立保寿寮条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

◎議案第35号・八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第34

号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、及び議案第35号・八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。本2件については関連がありますので、一括議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、引き続きまして、議案第34号、第35号につきまして、國岡課長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、それでは、議案第34号と議案第35号を一括して説明させていただきます。じゃあ、着座させていただきます。

議案第34号と議案第35号は、関連いたしますので、一括して説明いたします。なお、条文を一々説明しますと、すごい量になりますので、事前にお手元にですね、議案第34号・第35号関係ということで、資料がお渡ししてあるかと思います。両面コピーの2枚とじてございます。そちらのほうで説明させていただきます。

この議案第34号は、要介護認定1から5までの認定者が利用する八代市指定の地域密着型サービスの事業所の基準等を、また、議案第35号は、要支援1、2、——軽度認定者ですね——が利用する八代市指定の地域密着型介護予防サービスの事業所の基準等を定めるものでござ

ざいます。

内容につきましては、今申しましたとおり、別紙議案第34号・35号関係資料、地域密着型サービス関連基準条例について、概要で御説明をいたします。

まず、1ページの上のほう、ローマ数字でⅠ、条例制定の背景というところがありますけれども、そちらのほうに目を通していただきたいと思います。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年4月28日に、それと、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、平成23年6月15日に成立いたしました。これに伴い、平成24年4月1日以降、これまで国の法律や省令等で全国一律に定められておりました介護保険サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等につきましては、権限がある部分については都道府県、もしくは市町村に指定権限がある部分につきましては、市町村の条例で定めることになりました。

条例は、平成24年4月1日から1年を超えない期間内において施行することとされており、八代市では平成25年4月1日に条例の施行を予定しております。

それで、ローマ数字のⅢをごらんいただきたいと思います。括弧でくくってございますけれども、現在基準となる省令につきましては、ですね、要介護認定者の部分につきましては、上のほうですね、で、省令が定めてございます。真ん中がですね、サービスの種類でございます。下段のほうがですね、要介護の認定者の要支援認定者が利用する地域密着型の事業の人員、設備、運営関係の基準を定めている省令でございます。その現行がですね、左側のほうに移行するというところでございます。制定する条例は、今御説明しております、議案第34号関係が1のところ、議案第35号関係が2のところとい

うことで、このまま、このように条例化するというところでございます。

それと、基本的には、今の厚生省令で定めてある基準をそのまま条例で定めますけれども、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。今、基準はそのまま条例に定めますけれども、八代市につきましてはですね、ローマ数字のⅤでございまして、条文案につきましては、八代市といたしましては、以下の(1)から(5)までの独自基準をですね、内容といたしまして、それぞれ入れ込んで、それ以外は厚生労働省令が定める基準と同じように定めたいというふうに考えております。

まず、独自基準は5項目でございまして、(1)現在ですね、基準で定めてありますのが、サービス提供記録等が、保存年限が2年でございますので、これを5年へと延長したい。その理由でございますけれども、介護報酬の過払いの返還請求の消滅時効は、現在5年とされておりまして、これに合わせてですね、サービス提供記録等の保存年限を5年に延長し、適正な保険給付の管理を行うためということで、このように延長を考えております。

また、(2)のほうをごらんいただきたいと思います。地域密着型サービス事業の指定基準について、施設等の設立代表者、法人の役員及びサービスの管理者等が暴力団に関連する者でないことを定めるということです。この定める理由でございますけれども、八代市暴力団排除条例を鑑み、介護保険事業の適正な運営の必要性から、暴力団員による事業の実施を禁止し、利用者が安心してサービスを利用することができるよう環境を整備するためということで入れ込んでおります。

次、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。(3)サービスの質について、自己評価の結果の公表、外部の者による評価の実施と結果の公表に努めるよう義務づけるというこ

とを入れ込んでおります。この理由でございますけれども、自発的努力と体制づくりを促すことによって、みずから客観的な評価を行い、また、第三者による評価を行うことにより、より質の高い適正なサービスの提供体制の確保につなげるためということで、現在厚生省令の基準の中にはですね、公表があります。ただし、グループホームと小規模多機能型のみでございまして、ほかの地域密着型のサービスについても、この公表制度を入れたいということで、理由としております。

続きまして、(4)でございます。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間等について、市長の求めに応じ、報告させる。また、身体拘束等を行った場合には、利用者への、家族等への報告を義務づけるということで、この理由でございますけれども、身体的拘束等を行えるのは、緊急やむを得ない場合とされていることから、現在ですね、その行為を決して容認するものでなく、その行為が行われたことを本市及び利用者の家族等が把握することによって、虐待の未然防止や、より適切な対応等の検討につなげるためということで、この項目を今回入れたいというふうに考えております。

次のページ、お願いいたします。4ページでございます。(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、4人以下も認めるということでございます。現在厚生省令で定めておりますのは、居室については1名でございます。場合によりましては、例えば2名も認めるということでありましたけれども、多床室は認めておりません、厚生省令では。ただし、私たちの考えといたしましては、個室への不安感から、多床室利用へのニーズがあることや、低所得者対策の利用負担軽減措置として、ユニット型個室等と比較した場合、安い料金で利用が可能となる多床室も、4人以下の多床室も認めようじゃないだろうかということを入れ込みた

いということでございます。

各該当する条文につきましてはですね、各サービスごとの中に、こういう独自基準を入れ込んで、条例を制定をしたいというふうに考える次第でございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第34号、議案第35号の概要説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前垣信三君） 済みません。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい、今、4番目のおっしゃった、その態様及び時間帯については、市長の求めに応じって書いてあるんですが、具体的には、市長さんから何かアクションを起こさないかぬということですか。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、済みません。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、身体拘束を行う場合には、いわゆる、今現在につきましてはですね、記録に残しておかなければいけないというのがございます。それと、身体拘束はやむを得ない理由の場合と、例えば、代替措置がないとか、身体拘束、やむを得ない事情の身体拘束におきましては、長時間に及ばないとか、そういう制約がございまして、それについてはですね、報告の義務が、現在ございませんものですから、市長と、求めに応じというのは、保険者の求めに応じということで、八代市が保険者でございますので、そういうことで、牽制する意味で、市長はということで、保険者が求めれば、どうぞ、そういうことを報告せぬばいかぬよということでございます。

○委員（前垣信三君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありません

か。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい、（２）の暴力団に関することですけども、この暴力団として見きわめるというのは、何か、確固たる何かありますか。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、例えば役員さんの構成につきましてはですね、照会をかけることができますので、うちのほうから、はい。防災安全課を通して、警察のほうに照会をかけることが可能でございます。そういうことでですね、暴力団かどうかというのを、見きわめを行うことが可能でございます。それによって、もし、役員に入っているということがあれば、排除するということになるろうかと思います。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（福嶋安徳君） はい、はい、いいです。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、今回の一括法の改正によって、各自治体において、このように条例化しなきゃいけないということの前提に、既に省令で定めてる部分は参酌して、条例化するというような取り扱いだったと思っているんですけども、八代市におかれては、今、５つの独自条例基準を設けるということで、非常に感心して聞いてたところなんですけど、参考までにちょっと教えていただきたいんですけど、こういうものを整理されるプロセスとしてですね、市役所の内部だけで、これがいいんじゃないとか、御提案があつてつくられたのか、あるいは同じタイミングで、市がつくるわけなもので

すから、何がしか情報交換なり、あるいは県と打ち合わせてされているのか、その辺の過程をちょっと、差し支えなければお聞かせいただければと思います。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、先ほど申しましたように、これにつきましてはですね、２５年度のうち、条例化するということで、早い市町村につきましてはですね、もう条例化しているところがございます。そういう他市の状況をですね、参考にしながら、これは当然入れなければいけないよねということで、内部で検討して、他市の状況をですね、見きわめて、参考にしながら、今回御提案をしたという経緯でございます。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、非常に賢明なお取り組みだったなあとって評価してますし、今後、いろんなところで、こういうふうに設けるでしょうから、以降もですね、何かいい取り組みとかあったらですね、適宜対応いただければなあとします。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより以下の２件について、一括して採決いたします。

議案第３４号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、及び議案第３５号・八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について

○委員長(松永純一君) 次に、議案第46号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい、委員長。

○委員長(松永純一君) はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい、議案第46号につきまして、障がい福祉課の碓塚課長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長(碓塚康浩君) 委員長。

○委員長(松永純一君) はい、碓塚障がい福祉課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長(碓塚康浩君) はい、それでは、議案第46号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、児童福祉法、障害者自立支援法等の改正に伴い、これらの法令の規定を引用する部分の改正をするに当たり、条例の改正が必要であるということで、法律の名前、あと、改正がございましたので、条例の中で用いている法律名を変えるというのが主でございます。

事前に、こちらの両面コピーの2枚物の資料をお配りしてるというふうに思いますが、46号、47号、48号、続けてありますもんですから、資料をつくってお配りしていると思います。

議案第46号関係という資料のほうを見ていただきたいと思います。こちらは、新旧対照表になっておりまして、右側が現行、左が改正案ですね。この重度心身障がい者医療費助成に関する条例と申しますのは、身体、知的、精神の重度の方の医療費に対する助成を定めたものでございますが、この中で、受給資格者という欄がございますが、その(2)のところに、現在は、八代市内に居住し、住民登録をしている者ということで、を対象としますということなんですが、その括弧の中の障害者自立支援法云々という後にありますのは、一応、例外規定といいまして、住所が八代にあっても、他の市町村から施設に來ている場合は、住所地特例者ということで、八代市の対象者ではないんですよと、除外する規定を定めた部分なんですけれども、これが、これまでは障害者自立支援法に基づいて云々というふうにありましたが、これが、25年4月1日からは、法律名が変わりまして、左のほうの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と、ちょっとかなり長いんですが、こういう法律名に変わりましたので、ここは、名称が変わったということでの変更ということになります。

通常は、今度の法律は、障害者総合支援法という言い方で使ってまいりたいと思います。

その下のほうですけれども、規定のところは規定の例で、これは文言の修正だけでございます。

それから、下の一部負担金の欄でございますが、こちらは、現行、障害者自立支援法施行令ということが出てまいりまして、の規定による育成医療、更生医療、精神通院医療が対象です

よということを書いておりますが、この法律名が、先ほど申しましたように変わりましたので、この左側ですね、長い法律名の施行令というふうになる、名称が変わるだけでございます。

それから、（２）のほうも同様にですね、ここは自立支援法に基づく療養介護医療についても対象ということで、書いておるんですが、これも同様に、法律名が変わったということで、左側の、いわゆる障害者総合支援法の名称に変えるということだけでございます。

それから、その下、（３）の児童福祉法についてですが、これも、項の改正がございまして、児童福祉法の２４条の２０の規定による障害児施設医療というふうになっておりますが、これが、改正によって、左側のように、通所医療及び入所医療ということで、分けて、今回扱うということになりましたので、その改正に伴う表現が変わったといえますか、法律の表現が変わったということだけの改正でございまして、実質対象としている、重度医療の対象となる方については、何ら変更がないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（庄野末藏君） ちょっと。

○委員長（松永純一君） はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） ちょっとお尋ねしますが、当事者ちゅうか、障害者の、その人たちが、もしも年金なんかを受け取る場合でしょうが、親が生きとる場合では、親がかわりに受け取って、子供に小遣いやりよったけど、兄弟の場合は、私が今相談員しとるけん、前からそういう問題は物すごあった。高齢化になってから、すごく、金銭感覚ちゅうか、障害があっても、自分が使えるだけの金をくれと言うても、その兄弟は、自分が管理しとって、それ

を与えないという傾向が、今、物すごく出とるらしい。相談がいっぱいあつて。で、兄弟には、いろんなことを言わないでくれと。はがきを出さないでくれと。封書で何か連絡をとってくれというごたる形を、私たちに相談するんで、何かしらぬけど、このあれの、相当いい文句はうたつてあるけど、実際はそういう流れがあるけん、今後ですね、私の要望として、今後そういうことが、気づいたことがあればですね、やっぱり、本人さんに年金を書きかえるちゅうか、その人が直接受け取れるようなシステムちゅうか、そういうあれを、生活支援のほうはですね、していただければなというふうに思っております。要望です。要望でよかです。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第４６号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４７号・八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第４７号・八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、続きまして、議案第47号につきまして、砦塚課長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、砦塚障がい福祉課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） はい、それでは、議案第47号・八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正でございますが、資料のほうの、1枚めくっていただきまして、裏のほうを見ていただきたいと思いますけれども、これに関しまして、先ほど御説明いたしましたように、法律の名称が変わったということで、定数条例をつくっておりますが、その条例の中に出てくる法律名が、先ほど申し上げました長い法律名に変わるというだけの改正でございます。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号・八代市立希望の里たいよう条例の一部改正について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第48号・八代市立希望の里たいよう条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、同じく、議案第48号につきまして、砦塚課長より説明させていただきます。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、砦塚障がい福祉課長。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） はい、議案第48号・八代市立希望の里たいよう条例の一部を改正する条例でございますが、同じく、お配りしました資料の3ページ目のほうを見ていただきたいと思います。右側のほうが現行で、まず第1条のところの障害者自立支援法、これが、左側の第1条が、先ほど申し上げました、法律名が変わったということで、同じ理由でございます。

それから、アンダーラインの3条の下のほうの（1）から（4）までというふうにございますが、これは希望の里たいようで行っておりますサービスが、現在就労移行支援と就労継続支援という2つのサービスを行っておりますが、ことし4月からの予定ですけれども、新たにもう一つですね、生活介護というサービスを始める予定でございます。それで、第3条のところに、1項に、新しい生活介護を行うという項が入ってまいりましたので、1項ずつずれると

いうふうになります。

それから、使用料、第11条のところですけども、これにつきましては、障害福祉サービスを利用する方の、利用する場合には、使用料、自己負担というのがありますが、それを決めてあるわけですけども、それは別表にありますけれども、そこに出てくるのが、先ほどのサービスを1つふやしたということから、今までは第3条の1号及び2号の部分が、1号から第3号までということで、1つふえて、号数がふえるということでございます。

それから、その下の別表第2というところですけども、ここは、会議室の使用料についての改正でございまして、これまでは、希望の里たいように会議室とコミュニティホールというのがございまして、これまでは午後6時から10時までの利用だけでしたが、今後は、地域にできるだけ開放したほうがいいのではないかとということですね、利用希望もあったことから、時間帯を3時間帯に分け、しかも、利用料金に関しましては、公民館条例に基づきまして、広さに応じた利用料金を設定したというところでございます。

それから、その下の第2条関係というふうにありますけど、これは、現在行っております就労移行支援と就労継続支援のサービスが、新しい法律でいいますと、障害者総合支援法の第5条に、1からずっと20ぐらいあるんですけども、その中で、グループホーム、いわゆる共同生活援助というのが、グループホームというのがありますが、共同生活介護というものもありまして、ケアホームといいますけれども、それが統合される、一元化されるということで、第10項にありましたケアホームですね、共同生活介護というのがなくなりますので、その第5条の14、15が13、14に、1項ずつ繰り上がるという意味でございます。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） 裏はいいですか。

○障がい福祉課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） 裏のほうの資料はですね、これは、生活介護がどういうサービスかというのを説明する資料でございまして、内容といたしましては、既に介護が必要な方に対して、入浴とか排せつ、食事の介護などを行うというサービスでございまして、障害程度区分が必要で、3以上の方、50歳以上の方は2以上の方が対象です。

定員が12名。それから、事業提供スペースとしてはデイルームの和室を使います。4月1日から開始予定です、ということで、たいよう全体の定員を申し上げますと、就労支援B型、それから、——就労継続支援B型、それから、就労移行支援、生活介護合わせまして77名と、現在70名ですので、就労移行支援は5名削減し、新たに生活介護12名入れまして、定員を77名にするというところでございます。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第48号・八代市立希望の里たいよう条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号・八代市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第４９号・八代市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、引き続きまして、議案第４９号につきまして、こども未来課の松村課長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、皆様お疲れさまです。こども未来課、松村でございます。着座して、説明させていただきます。

お手元のほうに資料をほうの新旧対照表をお配りしていると思います。右肩のほうに、議案第４９号こども未来課と書いてある資料、１枚物でございます。お手元でございますでしょうか。

それでは、提案理由でございますが、医療費助成の対象とする者の年齢を引き上げることに伴い、所要の改正を行うものでございます。すなわち、これまでの就学前までの助成を、小学校３年生まで引き上げるものでございます。

まず、新旧対照表の上段でございます。条例の名称を変更いたしております。現行の乳幼児医療費を、こども医療費に改正をいたしております。これまでは就学前の児童を対象としていたことから、乳幼児としておりましたが、今回小学校３年生まで引き上げることに伴い、こどもに変更するものでございます。

同じ理由によりまして、第１条から第３条にあります、現行の乳児及び幼児を、——申しわ

けございません。現行の乳児と幼児と乳幼児の文言をこどもに、それぞれ変更いたしております。

また、第２条（１）におきまして、これまで乳幼児を定義していました、満６歳到達後最初の３月３１日までの間を、こどもの定義と変更し、満９歳到達後最初の３月３１日までの間、いわゆる小学校３年生までに変更するものでございます。

なお、施行日は平成２５年１０月１日といたしております。

また、経過措置としまして、医療費につきましては、請求できる期間が、受診の翌月から１年間ありますことから、９月診療分につきましては、従前のとおり取り扱うことと定めたところでございます。

以上、説明いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第４９号・八代市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５０号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第５０号・八代市国民健康保険税条例の一部改正につ

いてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、続きまして、議案第50号につきまして、国保ねんきん課の小林課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

議案第50号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

説明資料につきましては、先ほどごらんいただきました議案第50号の資料に沿って説明をさせていただきます。

なお、先ほど大きな1番と3番につきましては、説明しておりますので、省略をさせていただきます。

2番の改正箇所をごらんいただきたいと思います。今回の改正案は、国保税軽減の上乗せ分の規定を、条例第23条第2項、第3項、第4項として、新たに追加し、第1項に関連する条文を一部挿入するものでございます。

右の表の、表2ですね、表2に示しましたように、現行の減額する額は、左側の項目、基礎課税分から介護納付金課税分まで、課税区分に応じまして、均等割と平等割ごとに、中ほどの②でございますけれども、②の7割軽減から④の2割軽減まで、条例では第23条第1項第1号から第3号にかけまして、細かく規定を、現在しております。

改正に当たりましては、これまでの減額はそ

のまま据え置き、表2の右側、⑤の減額の上乗せ額に示す額を、課税区分ごとに、第2項から第4項として、新たに追加するものでございます。

したがいまして、改正案によって、国保税の減額を行う場合、例えば、現行7割軽減の場合、②と⑤を合計した7.5割相当の額を、①の課税額から減額するとした改正案となっております。

なお、2ページのほうは、今、説明しました分の新旧対照表となっておりますので、こちらのほうも省略をさせていただきます。

以上が、改正案の主な内容でございます。御審議ほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第50号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第59号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、続きまして、議案第５９号につきまして、堀次長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい、ただいまから、新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正を説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

会議案につきましては、その２のほうに入っております。また、別途議案第５９号関係資料ということで、今度の組織改編の全体像をつかったものを添付させていただいております。議案５９号でございます。ございますでしょうか。

八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正することについてでございますが、提案理由にございますように、平成２５年４月から権限移譲に伴い、都道府県から一般市に対しまして、社会福祉法人に対する認可、指導監査等の事務が移譲されてまいりますため、新しい事業を行う必要が生じました。また、お配りいたしております議案第５９号関係資料に記載しておりますように、先ほど御指摘いただきましたように、健康福祉部内の企画政策機能の強化を図るとともに、福祉施設の総括による施設見直しの推進、そして、救急医療や新型インフルエンザ対応を、はつらつ健康課から移管することにより、健康危機管理への迅速な対応や県との連携強化を図りたいと考え、今回健康福祉政策課の創設を予定しているところでございます。

なお、この条例、八代市新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、さきの１２月議会におきまして議決いただきましたもので、今回は、はつらつ健康課から健康福祉政策課へ、対策本部庶務の名称を変更することを規定するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第５９号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５１号・八代市立小学校設置条例の一部改正について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第５１号・八代市立小学校設置条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、議案第５１号・八代市立小学校設置条例の一部改正について、塚副学校教育課長が説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育

課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、学校教育課、塚副です。よろしくお願いいたします。
座って説明させていただきます。

議案第51号・八代市立小学校設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

八代市立学校規模適正化基本計画にのっとり進めてまいりました学校統廃合につきましては、平成24年度末をもって、種山小学校、種山小学校内ノ木場分校及び河俣小学校の3校を統合し、現種山小学校の施設を引き継ぎ、東陽小学校として開校することに伴い、八代市立小学校設置条例を改正する必要があります。

議案の152ページをごらんください。八代市立小学校設置条例第2条の表中、種山小学校、種山小学校内ノ木場分校、河俣小学校の3校を削り、東陽小学校と改めます。

なお、現在3校では、地域を挙げて閉校式典の諸準備が進められているところです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・八代市立小学校設置条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号・八代市立幼稚園条例の一部改正について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第52号・八代市立幼稚園条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、議案第52号・八代市立幼稚園条例の一部改正について、塚副学校教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、議案第52号・八代市立幼稚園条例の一部改正について御説明申し上げます。

龍峯幼稚園につきましては、教育委員会7月定例会にて、本年度末をもって廃園とする方針が決定されました。

その後、龍峯地区住民への説明を行い、廃園に納得していただきましたので、廃園に伴い、関係条例を改正する必要があります。

154ページをごらんください。八代市立幼稚園条例別表中より、八代市立龍峯幼稚園の項を削ります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第52号・八代市立幼稚園条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号・八代市二見自然の森条例の一部改正について

○委員長(松永純一君) 次に、議案第53号・八代市二見自然の森条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長(北岡 博君) 委員長。

○委員長(松永純一君) はい、北岡教育部長。

○教育部長(北岡 博君) はい、議案第53号につきまして、宮崎生涯学習課長が説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長(宮崎和喜君) 委員長。

○委員長(松永純一君) はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長(宮崎和喜君) 生涯学習課の宮崎です。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

八代市二見自然の森条例の一部の改正について、改正の理由ですが、キャンプ等野外活動の利用者が低迷し、今後も増加が見込めず、野外活動を通じて青少年の健全育成を図るという所期の目的を達成することができなくなりました。キャンプ場としての利用を廃止し、市民の憩いの場とするため、本条例の一部を改正するものです。

改正案の説明に入る前に、これまでの二見自然の森の経緯等について、若干説明をさせていただきます。

まず、本市の教育キャンプは、旧八代市当時から、夏休み期間、教育キャンプ村として、古麓町の春光寺に隣接する市有林で実施しておりました。その後、昭和63年度から営林署所有の二見の現在地を借りまして、開設してきました。平成8年3月に営林署から土地の払い下げ

を受け、平成9年度から二見自然の森として開設をいたしております。

平成14年度から15年度にかけまして、広く市民に利用していただける施設とするため、広場、テントサイト、バンガロー1棟、シャワー、トイレ等を整備し、平成16年7月に現在の形でオープンしたところです。多くの利用者を見込んでおりましたが、キャンプ利用者は低迷し、整備効果が出ない状況が続いておりました。

平成23年度の事業仕分けにおいて、廃止の提言がなされ、市の対応方針としても、キャンプ場としては廃止するとの意思決定がなされました。

これに伴い、今年度は、これまでどおりの管理運営をしながら、廃止後の他施設への転換や地元管理等の検討を行ってきたところです。

地元地域協議会等と協議を重ねてまいりましたが、地元の意見としましては、キャンプ場としての廃止はやむなしとしても、せっかくできた二見地区唯一の公共施設であるので、憩いの広場として残してほしいとの強い要望がありました。

その地域の要望に応える方向で、来年度からキャンプ場としての利用を廃止し、市民の憩いの広場として設置するという結論に至ったところです。

なお、今後の教育キャンプ等の野外活動事業につきましては、さかもと青少年センターや近隣の県のあしきた青少年の家等を利用しまして、実施していくこととしております。

それでは、改正案について御説明いたします。156ページをお開きください。まず、第1条です。改正の理由のとおり、キャンプ等野外活動の場としての利用を廃止し、市民の憩いの場として設置するため、目的を改めるものです。

次に、第3条です。現行では、自然の森で行

う野外活動等の事業を規定しておりましたが、これを削除し、行為の禁止を追加するものです。事業の削除は、当該施設で野外活動に関する事業をしないとしたためでございます。また、改正案で、行為の禁止を10個ほど定めておりますが、特に、野営をすること、キャンプファイヤー、たき火、その他の火気を使用することにつきましては、これまで事業として行ってきた行為を禁止することを明らかにしたものです。

次に、第4条から8条、及び第13条、14条の規定の中に、利用または利用者等の記載がありますけれども、これを占有者等に改めるものです。現行では、キャンプ等で施設を利用する者を対象として、事前に許可を受けなければ利用できませんでしたが、改正では、第3条で規定する禁止行為をしない限り、憩いの場を利用する者は、誰でも許可を受けずに利用できる施設になります。しかし、学校の遠足やスポーツ大会等のイベント等で占有、つまり独占して使用するときには、事前に許可を受けなければ利用できないことを規定したものです。

最後に、現行第10条から第12条、及び別表第10条関係の削除ですが、この条項で、使用料の徴収を規定しておりましたが、これを削除し、キャンプ場として貸し出しをせず、使用料を徴収しない施設とするように変更するものです。

以上、条例改正について説明をいたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 今、現在建つとるバンガローあたりはどういう使い方をされるんですか。解体されるんですか、施設は。

○委員長（松永純一君） はい、宮崎生涯学習

課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい、バンガロー、管理棟、それから、炊事棟は撤去する計画でございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい、許可を要するときは、どこに行けばいいんですか。

○委員長（松永純一君） はい、宮崎課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい、生涯学習課が管理しますので、生涯学習課、もしくは二見公民館が窓口となって、これまでどおり許可をいたします。

○委員（福嶋安徳君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 憩いの広場にするんだったら、維持費がかかるたいな。その委託料は幾らぐらい。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、宮崎課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい、施設管理の委託料としてはですね、58万8000円という形で、地元で草刈り、それから、トイレの清掃、あと樹木の剪定あたりを委託する予定でおります。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） はい、二見の自然の森は、私も何年も前に、宮地のキャンプの施設がだめになって、二見が、いいのがあるなと思って、見に行って、竹林がね、すごく珍しくて、わあ、すてきだなと思ったんですよ。しかし、

設備が余りにも古いために、施設をね、ちょっときれいにしてもらって、皆さんがキャンプできるような、そのためには、道もね、きれいにしてということで提案したんです。ところが、その後、できたのは、竹林をばっさり切ってしまって、何で切ったのだろうかと、このね、特徴ある竹林を切ってしまったら、子供たちがね、上るのに一番いいなあと思ってた竹林は切った。そして、見たら、もう炎天下で、どこも隠れ家がない。日がさんさんと降り注いで、何でこんな大事な竹林を切ってしまったのかなと、すごく残念だったんですよね。だから、この日照権問題で、何とか日よけをというときに、全部ばっさりやられてしまったのが、すごく残念ですね。だから、今から、地域の人を使うにしても、やっぱり、樹木の影になるようにですね、そのあたりを、ちょっと考えてもらわないと、みんな、もう行かなくなると思いますので、そのあたりはちょっと検討してもらえればと思っています。

ちょっと、何年も行ってないけど、そのあたりはどんなふう考えていらっしゃるんですか。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、宮崎課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい、確かに、委員、議員おっしゃるように、木を伐採しておりましたし、オープン当初は、やはり、樹木もかなり小さかったんですですね、あれから8年ぐらいたっておりますんで、結構大きくなってきましたし、いろいろな樹木をもらってですね、もらって、地元の人に植えてもらったりということで、努力は、今してるところではあります。これからも、木陰をつくれるようなですね、植栽あたりはですね、経費がかからない範囲でやっていきたいというふうには思っております。

○委員（飛石順子君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） 特に、おじいちゃん、おばあちゃんが孫を連れてね、行くときに、やっぱり木陰がなくちゃね、だめだと思いますから、地域に愛される広場ということでね、そのあたりもちょっと、地域の人の声は反映してもらいたいなと思っています。よろしく願いいたします。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） ちょっと見方が違う角度で恐縮なんですけども、この、そもそも自然の森というのは、教育委員会所管で、生涯学習活動だとか、そういう用に供するための目的でつくられていたんだと、私は思うんですね、払い下げされて。財産も教育委員会で所管されると。ところが、今回一定の役割の見直しがなされて、憩いの場というような定義で、事業も全て拘束するものでないという取り扱いなされたわけなんですけれども、私、個人的にちょっと思うのがですね、この空間、この施設を、広場という名称でなくて、あえて憩いの場とされているんですけど、今後将来的にですね、教育委員会の所管として維持管理していかれるのが適当かどうかなんです。市長部局とも協議されていらっしゃるのか、そこをちょっと確認したんですけれども。

○委員長（松永純一君） はい、北岡部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、今、西濱議員のほうからですね、お話がありましたように、今後ずっと、このままの状況で、教育委員会が所管するのかということにつきましては、この有効利用ですね、地域の声だとか、また、例えば、現在憩いの広場、憩いの場所というようなことで、地域からの御要望もいただいてしておりますけども、もっとこう、いい活用の仕方はないのかとかということも検討しながら、

もちろん市長部局とも一緒になってですね、検討していきながら、地域の活性と言ってよろしいんでしょうか、そちらのほうにでもですね、使えるような方法はないかということも検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。私、意地悪で言ったんじゃないんですね、本当に有効活用するためには、教育委員会だけで果たしていいのかと思ったもんだから、あえて、そのところをお考えだということが確認できてよかったです。ありがとうございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第53号・八代市二見自然の森条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎平成22年請願第2号・八代市立白島ぎんが保育園民営化反対について

◎平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について

◎平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続について

○委員長（松永純一君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております

す要望書については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の請願2件と陳情2件です。

まず、平成22年請願第2号・八代市立白島ぎんが保育園民営化反対について、平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について、平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続についてであります。本3件については関連がありますので、一括議題といたします。

要旨は、配付しております文書表のとおりです。

この請願2件、陳情1件について、質疑、御意見等ありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） この3件については、もう随分長い間ですね、継続審査を続けてきております。前回、所管課から大綱は変わらないということで、ただし、実施に当たってはですね、個々に十分理解を深めながら実施をしていくというような報告がなされておりますので、あえてここですね、採択の不採択のということではなく、審議未了ということですね、決着をつけたらいいかというふうに思います。

○委員長（松永純一君） 審議未了の御意見が出ておりますが、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより以下の3件について、一括してお諮りいたします。

平成22年請願第2号・八代市立白島ぎんが保育園民営化反対について、平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について、平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続につ

いては、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎平成24年陳情第11号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方について

○委員長(松永純一君) 次に、平成24年陳情第11号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本陳情について、質疑、御意見はありませんか。

○委員(福島安徳君) はい。

○委員長(松永純一君) はい、福島委員。

○委員(福島安徳君) はい、これについても、前回継続ということになっておりました。私の場合は、そのとき審議未了にしてもいいんじゃないかということでお諮りしたんですけれども、結果とすれば、継続審査になりました。

今回も、保険の業務もそれぞれ担当職員の皆さんも頑張って、自立で運営できるような姿をつくりつつありますので、これについても、今回のあれでは、審議未了として取り扱ってもいいんじゃないかなというふうに考えます。

○委員長(松永純一君) 審議未了の御意見が出ておりますが、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) なければ、お諮りいたします。

平成24年陳情第11号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方については、閉会中継続審査の申し出

をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(松永純一君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・教育に関する諸問題の調査(八代市教育振興基本計画について)

○委員長(松永純一君) このうち、教育に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

まず、八代市教育振興基本計画について説明願います。

○教育部長(北岡 博君) 委員長。

○委員長(松永純一君) はい、北岡教育部長。

○教育部長(北岡 博君) はい、八代市教育

振興基本計画についてでございますが、この計画につきましては、昨年１月１０日開催されました文教福祉委員会において、中間報告をさせていただいたところでございます。

その後の経過等につきまして、教育総務課の和久田課長より説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長（和久田敬史君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、和久田教育総務課長。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい、教育総務課、和久田でございます。

それでは、八代市教育振興基本計画について、内容の説明をさせていただきます。座って説明をいたします。

昨年１月１０日の日に、本文教福祉委員会の中で中間報告をさせていただいたところでございます。その後、係長級から成りますプロジェクトチームを６回、それから、教育委員会関係課の課長級の検討部会を１回開きまして、１月に策定委員会を開きまして、最終の基本計画の案をつくったところでございます。

その後、１月の２８日から２月の１２日にかけて、市民の方から広く意見を聞きますパブリックコメントをいたしましたところでございます。パブリックコメントでは、１件意見が寄せられたところでございます。

その後、策定委員会並びにパブリックコメントで寄せられた意見で、若干の修正をいたしまして、最終的に２月の教育委員会の定例会、１８日にかけて、本日お手元にお配りしております八代市教育振興基本計画を完成したところでございます。

全体、本編のほうは、基本計画の部分が４６ページ、それから、資料編として、前回の中間報告で説明をさせていただいたアンケート調査の結果、並びに現在の教育委員会の施設の、各小中学校の施設の設置状況ですとか、そういっ

た資料編と、本編と資料編と２つに分かれていますところでございます。

概要につきましては、概要版、８ページにわたります概要版のほうで、簡単に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、２ページをお開きいただきたいと思います。この八代市の教育振興基本計画でございますが、国の教育振興基本計画、あるいは県のくまもと夢への架け橋教育プランを参考、参酌させていただいて、策定をしております。あわせて、八代市の総合計画のほうでも、後期計画を策定中でございましたので、総合計画との整合性を図るということで、計画期間は平成２５年度から２９年度までの５年間というふうにいたしましたところでございます。

施策の体系を３ページのほうにお載せをしておりますが、基本理念でございますが、やつしろの絆でつむぐ心豊かな人づくりといたしております。この基本理念の趣旨といたしましては、下に書いておりますが、恵まれた自然と豊かな歴史・文化を持つ、ここ八代に住む私たちの、強く頼もしい絆を結集して、ふるさと・八代の未来を担う、心豊かな人づくりをしようという思いを込めて、基本理念としたところでございます。八代に住む私たちが、幼稚園や各学校の縦のつながり、そして、学校・家庭・地域という横のつながり、さらには、それ以外の立場の人たちも含め、子供も大人もみんなが糸を紡いでいくようにうまく関係し合い、生涯刺激し合いながら学習できる、ふるさと・八代を目指していきたいというものでございます。

この基本理念のもとに、５つの基本目標と１６の基本方針をうたっております。具体的には、４ページから、それぞれの基本目標、基本方針、主な施策ということで書いてございますので、まずは、４ページをごらんいただきたいと思います。基本目標、最初の基本目標は、子

どもたち1人1人の生きる力を育みますという
ことで、4つの基本方針をうたっております。

まず最初に、幼児教育の充実というところは、
主な施策といたしましては、生きる力の基
礎を育む保育、あるいは幼・保、小連携、それ
ぞれの充実を図っていききたいというふうに考え
ております。

基本方針2、豊かな心の育成では、不登校対
策やつしろプランの共通実践、いじめ問題対応
の強化、道德教育の充実、人権同和教育の推進
を行っていききたいというふうに考えておりま
す。

基本方針3、確かな学力の育成では、学力向
上やつしろプランの共通実践、あるいは学校図
書館の充実による読書活動の推進等を行って
いこうと考えております。

基本方針4、健やかな体の育成では、適正で
魅力ある運動部活動の充実や食育の推進を図
っていく考えでございます。

続きまして、基本目標2、地域とともに学
校・園の教育力を高めますということで、こ
ちらも4つの基本方針を掲げております。

まず、基本方針5では、9年間を見通した小
中一貫・連携教育の推進ということで、小中学
校教職員による協働体制の整備ですとか、保護
者・地域と一体となった学校応援団づくりに取
り組んでいくところでございます。

基本方針6では、教職員の資質・指導力の向
上ということで、教育活動の支援と人材育成を
図っていくところでございます。

基本方針7、学びを支える教育環境の整備で
は、学校支援職員等の配置、学校規模適正化の
推進を図っていかうと考えております。

基本方針8では、安全・安心な学校づくりの
推進ということで、安全教育と地域ぐるみの学
校安全体制の充実や学校施設耐震化の推進を図
っていかうというふうに考えているところでご
ざいます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きく
ださい。基本目標3、学校・家庭・地域の協働
により社会全体の教育力を高めますという部分
では、3つの基本方針を掲げております。

まず、基本方針9、学校・家庭・地域社会と
の連携では、放課後子ども教室の充実や学校支
援地域本部事業の充実を考えております。

基本方針10では、家庭における教育力の向
上ということで、家庭教育学級の充実やPTA
活動への協力・支援を行っていかうと考えてお
ります。

基本方針11では、地域における教育力の向
上ということで、地域で子供を育てる活動の推
進、地域、世代間交流の推進を図っていかう
というふうにしております。

基本目標4でございますが、生涯を通じて楽
しく学ぶことのできる充実した環境を提供しま
すということで、こちらは4つの基本方針を掲
げております。

まず、基本方針12では、生涯を通じた学習
活動の推進ということで、生涯学習推進体制の
充実や多様な生涯学習機会の提供を図って
いかうと考えております。

基本方針13では、人を育む図書館づくりの
推進ということで、読書活動の推進や図書館資
料の収集、保存、提供に努めてまいります。

基本方針14では、未来へつづく博物館活動
の推進ということで、特別展覧会事業の開催や
展示資料調査事業の推進を行っていかうとして
おります。

基本方針15では、社会教育施設の整備とい
うことで、中央公民館等生涯学習施設等の整
備・充実を図っていかうというふうにいたして
おります。

最後、基本目標5でございますが、郷土の歴
史と文化財に親しむことのできる環境を整えま
すということで、こちらの基本方針は文化財の
保存と活用ということで、主な施策といたしま

しては、文化財の調査と保護、文化財に親しめる環境の整備を行っていく予定でございます。

このような基本理念、基本目標、基本方針、それから、具体的な施策につきましては、八代市の総合計画の後期基本計画と整合性を図りながら推進をしていこうというふうに考えております。

また、今回の総合計画の後期基本計画には、具体的な数値目標とかもうたっておりますので、そういったもので施策・事業の点検・評価につきましては、その数値目標を考慮に入れながら、教育に関する事務執行状況の点検・評価により、実施状況の点検・評価をいたしまして、その結果を、また公表していこうというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、八代市教育振興基本計画の説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（松永純一君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） この基本目標の、これ、いろいろとわかります。なかなか教育問題というのは難しくなしまして、この目標の3番目の学校・家庭・地域という協働、社会全体の問題になりますけれども、今、重要として考えていかなきゃいけないのが、子供さんを中心にした親と先生の関係あたりがぎくしゃくしている現実も、間々にあるわけですが、もしも、その段階で、いろんなもめごとが発生した場合に、そこらあたりの問題点、どのような対応がなされていったらいいのか、そういったところはどうか考えているんですか。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、失礼い

たします。

今の件ですけれども、学校と保護者とのトラブル等があった場合には、やはり保護者ときちんと向き合いながら、どのようなことがあったのか、事実関係を把握しながらやっていくことが大切だと思います。

また、学校だけでは解決できない場合は、関係機関等に連携を図りながら、解決に向けて誠心誠意取り組んでいくことが大切だと思っております。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） やっぱり、目を背けないというのが、一番大事だろうと思うんですね。そこで、やはり、何といいましても、保護者とすれば、自分の子供を無視されたくないという、そこから大体始まっていくんですけれども、そういった面をですね、本当の意味合いで、第三者的な人が入って行って、いろいろ解決に向けて話をするというのが大事なところじゃないかなと思うんですね。そういったところも含めて、やっぱり、先生、それと保護者、PTA関係の流れも、本当に重要な要素になっていくだろうと予想されたいね。そこんところも、ひとつ考慮しながら、ひとつお願いしたい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、この振興基本計画の策定に当たりましては、私も議会ですすね、ぜひつくっていただきたいという提案をしまして、今年度も17回ですか、プロジェクトチーム開催されて、大変、市教育委員会部署ばかりでなく、市長部局とも連携してつくっていただいて、大変御苦勞おかけしたなと思って、

ありがたく思っております。

パブリックコメントも踏まえていただいて、いよいよ最終的策定、つくり上げる時期を間近に控えられて、24年度からこの計画がオフィシャルになるというふうに思っているんですけども、その段階で、いわゆる学校ばかりでなく、地域だったり、家庭だったり、生涯学習の関連だとか、あるいは教育施設もひもといてありますけれども、これを、市民に対してどのように伝えていくか、それが今後大切になってくると思うんですけど、具体的に言うと、たくさんありますでしょうけど、例えば、これをお知らせする、啓発するということでいくならば、どういう取り組みをされようと考えていらっしゃるか、参考までにお聞かせいただけますでしょうか。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、和久田課長。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい、まず、4月の予定でございますが、4月の1日号の広報やつしろで、今のところは1ページ、紙面をとらせていただいて、振興計画をつくりましたということで、市民の皆さんにはお知らせをする予定でございます。

それとは別に、学校あたりには、それぞれこの計画自体をおあげして、周知を図ろうというふうに考えているところではございます。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、ありがとうございます。

市報なり、ホームページにもアップされると思うんですけども、本編かなり厚うございすね。私もずっと目を通させていただいたんですが、ちょっと、これは長くなって恐縮なんですけど、資料編の中に、アンケート調査の結果が載っております、私が気になったのがですね、毎回、どこの教育委員会管轄でもあるんで

すけど、先生に褒められているという自覚がありますかという質問で、先生に聞くと、よく褒めている、褒めている、100%ほぼ近く、そういうふうにおっしゃっているんですけど、子供たちは、全然褒めてもらってないというところもあるんですよね。だから、そういうところ一つとっても、やはり、意識の違いというのが如実に拝見されますので、学校にお配りになれるときに、1部お配りになられたとしても、それが全ての教職員の目に届くように、いつでもひもといて確認できるように、そういう状況を、ぜひつくっていただくように御配慮いただければなというふうに思っております。せっかくつくられたものが、しっかり機能してですね、本当の振興につながるように、改めてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、八代市教育振興基本計画についてを終了いたします。

・教育に関する諸問題の調査（体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について）

○委員長（松永純一君） 次に、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についてということで、今般文部科学省より、この調査の実施がされております。これにつきまして、途中経過ではありますが、御報告をさせていただきます。

報告につきましては、塚副学校教育課長が行

いますので、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について御報告させていただきます。座って報告させていただきます。

昨年、大阪市立桜宮高校で発生した体罰による自殺問題を受け、文部科学省より体罰に係る全国的な実態調査が実施されることになりました。

まず初めに、体罰の実態調査の大まかな流れについて説明いたします。資料の1ページをごらんください。平成25年1月23日付で、文部科学省から都道府県教育長宛てに、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握が出され、第1次報告及び第2次報告が求められました。

平成25年2月7日、熊本県八代教育事務所長から、八代市教育長宛てに第1次報告を求める文書が出され、平成24年4月1日から平成25年1月31日までの間に、八代市教育委員会で把握した体罰の件数を報告することになり、2月13日に、体罰件数5件と、第1次報告を行いました。

平成25年2月19日に、熊本県八代教育事務所長から、第2次報告に関する文書が届き、第1次報告と同様に、平成24年度中に発生した体罰について、児童生徒及び保護者に対するアンケート調査や聞き取りで把握した体罰について、4月5日までに県に報告するようになっています。

以上のような流れで、体罰の実態把握に関する調査を実施しているところです。

次に、資料について説明いたします。2ページ、3ページをごらんください。これは、先ほど説明いたしました、文部科学省から都道府県教育長に出された依頼文の写しになります。

次に、4ページをごらんください。2ページ、3ページの文部科学省の文書に添付されていた、体罰の実態把握に係る報告要項になります。実態把握の趣旨、第1次報告、第2次報告の報告期日や報告項目について記載されています。

今回の調査は、体罰の件数など、統計的なものを報告することになっております。

最後に、先ほど申し上げました5件の体罰事案について補足いたします。

まず、5件の内訳は、小学校が3件、中学校が2件となっております。

また、発生いたしました体罰事案に対しましては、教育委員会として、口頭により厳重に注意しております。

八代市教育委員会といたしましても、今後とも体罰を初めとする教職員の不祥事防止に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（松永純一君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（飛石順子君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） 小学校3件、中学校2件ということで、今お聞きしましたけど、この体罰に関して、ちょっと、もう一重、深く入って、内容等についてわかれば、ちょっとお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、状況につきましては、授業中、休み時間、学校行事、休み時間であります。ただ、それに至りました内容につきましては、児童生徒の個人のプライバシーもありますので、ここでの報告は控えさせていただきます。

体罰の対応は、平手で殴るということで、こ

ちらのほうでは素手で殴るということで、報告をしております。

被害の状況としましては、5件とも傷害なしということです。

○委員（飛石順子君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） 体育関係のほうで殴られたのか、それとも、ほかのことで殴られたのか、そのあたりがちょっとわかれば。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、部活動での指導での体罰は、こちらのほうには報告はあっておりません。

○委員（飛石順子君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい、口頭で注意した。（学校教育課長塚副 徹君「はい」と呼ぶ）口頭だけで。それで、いい。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、処分につきましては、県の教育委員会がするものでありまして、市の教育委員会としては、校長、本人、呼びまして、嚴重注意をしたということです。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） それ、記録に残ってる。八代市教育委員会としては、記録に残してる。（学校教育課長塚副 徹君「記録としてですか」と呼ぶ）はい、個々の件について。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） 口頭で注意し

たということをでしょうか。（委員上村哲三君「そうです」と呼ぶ）何月何日何時というのは書いております。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 誰々にどのような注意を口頭でしたって、立ち会った人の名前とか、そういうのも全部入れて。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、そこまでは記載しておりません。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） いや、それは記録として、何も出せとは言わぬからね、それは後々の問題として、記録はとどめておくべきじゃない。そういうふうに思うんですが、部長、どうですか。

○教育部長（北岡 博君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、北岡部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、上村議員のおっしゃるとおりだと思います。まことに申しわけございませんでした。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 悪く言いたくはないけど、一度あることは二度あると言ったよな。二度あることは三度あるわけよ。悪く思いたくないけどね、ほら、あんときにつて言われながためにもね、記録ちゃんと残しとくべきだと思います。何もそれを、悪用しようとか何とかいう問題じゃないから、ね。でも、そういう事例があったら、言われるに、今度はこっちがつかくなるよ。そういうことも考えながら、やっぱり対処してってください。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、ありが

とうございます。以後気をつけます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（飛石順子君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、飛石委員。

○委員（飛石順子君） はい、今体罰と、打ったり、蹴ったり、そのことだけで問題になっておりますけども、口のね、口でもって、子供を叱る、これが結構あるんですよ。で、もう何年か前に、先生が、言うことを聞かない子供に、かばんを、校庭に投げたとかですね、向こうの学校では全部成績がよかった、こちらの学校はおかしいとかいうことで、もう、人権無視っていうんですかね、子供を本当、愛していないとか、そういう仕打ちでされた事例も、何年か前にあっておりますので、体罰だけでなく、言葉の暴力、これもちょっとですね、調べていただきたいと思います。そして、そのためにPTA、存在するからですね、PTAの保護者の方も、そのときは、ぜひですね、手を挙げられて、そのようにないことをですね、安心・安全の学校づくりという観点からも、PTAの保護者の方にも、そのくらいの権限というかですね、それを与えていただいて、もうちょっと、その言葉の暴力に関しても、調査していただきますよう、私のほうから要望しておきます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 今回の調査のことで、念のため確認させていただきたいことが1点ありまして、今から申し上げたいと思います。

今現在の報告は、まず、1次調査なされた分の話があって、今後2次調査があるというような御案内もいただきました。2次調査に入りますと、子供さんとか保護者のアンケート、ある

いは管理者から、学校長ですか、もし、何がしかということがあれば、その当事者である先生にもヒアリングされるというようなことでの情報収集されるというふうに理解してるんですけども、例えば、1つの事案に対して、保護者、子供の意見と、その当事者である先生のおっしゃってることが一致しない場合も、場合によってはあると思うんですね。それは八代管内に限ったことでなくて。そうした場合には、その不整合といいますか、なってる事案について、どう対応するかということについてお尋ねしたいんですけども、幸い、きょう配付いただきました資料の別紙、ページで言うと4ページの2というところに、実態把握及び報告の内容等について、国が指し示してる対応策が書いてございます。ここ読みますと、必要に応じて個人情報取り扱いに配慮しつつ、外部の第三者に参画いただくなど、正確に実態を把握するための手法を工夫すること、これは先ほど福岡委員さんも、この関連では、ちょっと危惧されてる御発言もあったかというふうに思いますんですが、例えば、私が先ほど申しましたようなことが起こった場合、市の教育委員会としては、どのように対応しようと、今現在お考えでいらっしゃるお答えいただける部分があったらお聞かせいただきたいんですけど。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、その件につきましては、今後、上がってくる報告を見まして、また、学校の言い分、また、保護者の言い分が違った場合は、また、こちらのほうで検討していきたいというふうに思っております。

○委員（西濱和博君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、わかりました。

今後どのような状況あるか、踏まえてという

こととございました。恐らく、この件については、今回調査が入るから、そういうギャップが生じるということが、初めてでなくて、今までいろんなところでですね、意見の違いというのはあったかというふうに思うんですよね。そうしたときに、やはり、適正に、その事実を確認する手法がなかなかうまくいかないというのが、全国の事例で見るところもありますので、ぜひこの点は、私からもよろしくお願ひしたいということで、要望させていただきたいと思います。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についてを終了します。

そのほか、委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。長時間にわたって御協力ありがとうございました。

（午後6時36分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年3月13日

文教福祉委員会

委員長